

史跡松本城保存活用計画



松本市教育委員会

史跡松本城保存活用計画

目 次

目次

例言

第1章 計画策定の沿革・目的

- 1 計画策定の沿革 1
- 2 計画の目的 1
- 3 委員会の設置及び策定の経緯 2
- 4 計画の対象範囲 3
- 5 他計画との関係 3

第2章 松本城の概要

- 1 松本城の位置と自然環境 4
- 2 松本城・城下町及びその周辺の歴史的環境 5
- 3 松本城と城下町の概要 10
- 4 松本城周辺の社会的環境 17
- 5 松本城とその周辺の土地利用規制・関連諸計画 18

第3章 史跡松本城の現状

- 1 指定に至る経緯 23
- 2 指定の状況 24
- 3 調査と保存整備の経過 30
- 4 史跡松本城の特性 31
- 5 松本城に関連する歴史資産 33

第4章 史跡松本城の本質的価値と構成要素

- 1 史跡松本城の本質的価値 39
- 2 地区区分の設定 39
- 3 構成要素の特定 39

第5章 史跡松本城の保存・活用・整備の現状と課題

- 1 保存の現状と課題 55
- 2 活用の現状と課題 66
- 3 整備の現状と課題 72
- 4 運営・体制の整備の現状と課題 74

第6章 史跡松本城の保存・活用の大綱と基本方針

- 1 大綱 77
- 2 基本方針 77

第7章 史跡松本城の保存の方向性と方法

- 1 方向性 78
- 2 方法 78
- 3 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準 81
- 4 史跡松本城の周辺環境を構成する諸要素の保存の方法 86
- 5 史跡追加指定の方針 86
- 6 史跡公有化の方針 86

第8章 史跡松本城の活用の方向性と方法

- 1 方向性 90
- 2 方法 90

第9章 史跡松本城の整備の方向性と方法

- 1 方向性 91
- 2 方法 91

第10章 運営・体制の整備の方向性と方法	
1 方向性	92
2 方法	92
第11章 施策の実施計画の策定・実施と経過観察	
1 施策の実施計画	93
2 経過観察	95
参考資料	
図版	97
関係法令（関係部分抜粋）	
1 文化財保護法	109
2 文化財保護法施行令	113
3 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則	114
4 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則	115
5 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則	115
6 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則	116
7 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準	116
8 史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準	118
9 松本城管理条例	118
10 史跡松本城整備研究会規程	119
11 史跡松本城保存管理計画策定委員会設置要綱	119

例 言

- 1 本書は、長野県松本市に所在する史跡松本城の保存活用計画書である。
- 2 史跡松本城保存活用計画の策定は、松本市が国庫補助金の交付を得て、平成26年度から平成28年度の3カ年をかけて実施した。
- 3 本計画書は、史跡松本城保存管理計画策定委員会の指導のもと、松本市教育委員会松本城管理事務所に事務局を置き策定した。策定に当たっては、文化庁記念物課、長野県教育委員会文化財・生涯学習課の指導・助言を得た。

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革

松本城は、五重六階の天守が現存する日本を代表する近世城郭です。

北から流れる女鳥羽川と東から流れる薄川によって形成された複合扇状地の先端に当たる、南南西にゆるく傾斜した地形上にある平城です。現在の松本市の中心市街地の北西寄りに位置しています。

本丸に天守と御殿（享保年間に焼失しその後再建されなかった）を構え、それを内堀が囲み、その外に二の丸を配して御殿、倉庫群等を置き、外堀で囲んでいます。外堀の外側が三の丸で、その周囲を総堀が囲んでいます。天守は本丸南西に位置し、天守・乾小天守・渡櫓は文禄2年から3年（1593年から1594年）、月見櫓・辰巳附櫓は寛永年中（1630年代）の築造とされています。

天守を築造し、松本城を近世城郭として整備した石川氏以降、6家23代の藩主の治世を経て、明治維新を迎えると、松本城はその本来の機能を失いました。天守は市川量造を始めとした市民の尽力により破却の危機を免れたものの、門・櫓・土塁・石垣等の城郭を構成していた建造物や構築物が次々と破却されました。更に、近代以降の土地利用の過程で、本丸及び二の丸は旧制松本中学校の校地や地方裁判所用地として使用され、南外堀の西側及び西外堀は埋め立てられて宅地となり、また三の丸は堀の埋立てや市街地化が進み、松本城は大きく改変され、往時の姿の多くを失いました。

明治36年から大正2年の小林有也らによる天守修理を経て、昭和5年に史跡名勝天然記念物保存法による「史跡松本城」の指定が、同11年に国宝保存法による「国宝松本城」の指定が行われ、国の文化財としての保護が始まりました。現在は、本丸・二の丸・内堀・外堀の一部・総堀の一部が史跡に指定されています。

戦後、昭和25年から30年には、国直轄事業として天守の解体修理が行われ、修理中の昭和27年に文化財保護法による「国宝松本城天守」の指定が行われました。

昭和32年には、松本城本丸及び二の丸を中心とする範囲が都市公園（中央公園 現在は松本城公園）として都市計画決定され、以後は都市公園としての活用・整備も行われています。

昭和48年には、松本城周辺における景観形成の在り方等を調査した「松本城周辺整備報告書」がまとめられ、これに基づいた松本城周辺の景観保護が図られるようになりました。昭和52年に「中央公園整備計画」が策定され、松本城の近代以降の改変箇所の往時の姿への復元等を整備項目としました。これに基づいて二の丸に置かれていた長野地方裁判所松本支部の撤去と二の丸御殿跡の整備、太鼓門復元等の史跡整備が行われました。

また、昭和61年には、専門家による調査研究と指導・助言を仰ぐことを目的として「史跡松本城整備研究会」が設置され、その指導を仰ぎながら、平成11年に史跡松本城の整備基本計画である「松本城およびその周辺整備計画」が策定されました。この計画では、復元整備の最終完成期を幕末維新期の松本城の姿とし、その観点から18の整備項目を掲げ、現在はこの計画に基づき、史跡整備に取り組んでいます。

一方で、史跡を後世に確実に継承していくために必要となる、史跡松本城の本質的な価値（国の史跡に値する歴史上、学術上の価値）や史跡を構成する各種の要素が明確にされておらず、現状変更に関する取扱いを始めとした保存の基本方針も定められていません。

また、松本城には年間約90万人の観光客が訪れ、松本城公園となっている二の丸は、市民や観光客の憩いの場として、また中心市街地ににぎわいをもたらす各種行事の開催場所として活用されていますが、保存と活用の両立、史跡・国宝の価値を活かした活用の在り方について、検討が不十分です。

整備事業については、現在、南・西外堀復元事業、松本市立博物館の移転に取り組んでおり、更に両事業に伴う二の丸の再整備、堀の堆積物除去・水質の維持等、多くの解決すべき課題が生じています。

このため、史跡松本城の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握とそれに基づく今後の基本方針、方法を明確にする必要が生じており、史跡松本城保存活用計画の策定に至ったものです。

2 計画の目的

本計画は、以下について基本方針を定め、それを実現するための方向性、方法を示すことを目的として策定したものです。

- (1) 史跡松本城を後世に確実に継承するための保存
- (2) 史跡松本城の本質的価値を市民・来訪者が理解し、国宝松本城天守及び史跡松本城の価値を享受するため

の活用

(3) (1)・(2)を実現するための整備

本計画においては、史跡の本質的価値及び史跡地を構成する諸要素を確認した上で、保存、活用、整備、運営の体制における現状と課題を把握し、それらを改善するための方策及び史跡の望ましい将来像を検討し、上記について基本方針及び方向性を示しました。

3 委員会の設置及び策定の経緯

(1) 概要

本計画は、事務局の作成した計画案を史跡松本城保存管理計画策定委員会に協議し、その指導・助言を計画案に反映しながら策定作業を進めました。また、計画案については、広く市民の意見をを得るため、パブリックコメントを実施しました。最終的に、作成した計画案を教育委員会で審議し、計画を決定しました。

(2) 史跡松本城保存管理計画策定委員会

ア 委員会の構成

役 職	氏 名	役 職
委員長	渡邊 定夫	東京大学名誉教授
委員長代理	宮本長二郎	独立行政法人文化財研究所名誉研究員
委 員	吉田ゆり子	東京外国語大学大学院総合国際研究院教授
委 員	佐々木邦博	信州大学農学部森林科学科教授
委 員	三澤禧美子	元開智小学校校長
委 員	五味 盛重	元公益財団法人文化財建造物保存技術協会参与
委 員	原 明芳	長野県立歴史館総合情報課長
委 員	山本 雅道	信州大学理学部助教
指導助言者	佐藤 正知	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官
指導助言者	櫻井 秀雄	長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事（平成27年度）
指導助言者	柳澤 亮	長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事（平成28年度）
事務局	吉江 厚	松本市教育委員会教育長（平成26年度）
	赤羽 郁夫	松本市教育委員会教育長（平成27・28年度）
	宮川 雅行	松本市教育委員会教育部長（平成26・27年度）
	守屋 千秋	松本市教育委員会教育部長（平成28年度）
	土屋 彰司	松本城管理事務所長（平成26年度）
	大竹 永明	松本城管理事務所長（平成27・28年度）
	田多用章	松本城管理事務所城郭整備担当係長
	澤柳 秀利	松本城管理事務所城郭整備担当主査（平成26・27年度）
	原 智之	松本城管理事務所城郭整備担当主査（平成28年度）
	上原慎一郎	松本城管理事務所城郭整備担当主任（平成26・27年度）
	城倉美和子	松本城管理事務所城郭整備担当事務員（平成28年度）
	後藤 芳孝	松本城管理事務所研究専門員
	南山 孝	松本城管理事務所研究専門員

イ 開催経過

開催日	審議内容
平成28年3月28日 第1回史跡松本城保存管理計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び委員長代理の選出について ・策定スケジュールについて ・史跡松本城保存活用計画の構成について ・史跡松本城保存活用計画（案）について
平成28年5月9日 第2回史跡松本城保存管理計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡松本城保存活用計画（案）について
平成28年8月23日 第3回史跡松本城保存管理計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡松本城保存活用計画（案）について

(3) パブリックコメントの実施

平成28年7月13日から8月1日までの20日間、計画案のパブリックコメントを実施しました。実施にあたっては、計画案を市公式ホームページに掲載するとともに、松本市役所行政情報コーナー、市内各地区の地域づくりセンター、松本城管理事務所において計画案の閲覧・配布を行いました。意見の提出はありませんでした。

4 計画の対象範囲

本計画は史跡松本城の保存活用計画であることから、松本城の範囲のうち、史跡指定されている本丸・二の丸・内堀、外堀の一部（南・西外堀の一部未指定地を含む）、東総堀、西総堀土塁跡を対象範囲とします（第1図）。なお、国宝松本城天守の保存・活用等については、「国宝松本城天守保存活用計画」によります。

5 他計画との関係

本計画は、松本市の総合計画である「松本市総合計画」、「松本市教育振興基本計画」の下位計画に位置付けます。関連する計画としては、史跡松本城の整備については、整備基本計画である「松本城およびその周辺整備計画」を策定しています。また、史跡地及びその周辺地域に係る松本市の計画として、「松本市都市計画マスタープラン」、「松本市歴史的風致維持向上計画」、「松本城三の丸整備基本方針」、「松本市景観計画」、「緑の基本計画」等があり、史跡の保存・活用・整備は、これら計画との連携、整合を取りながら推進する必要があります。



第1図 計画対象範囲

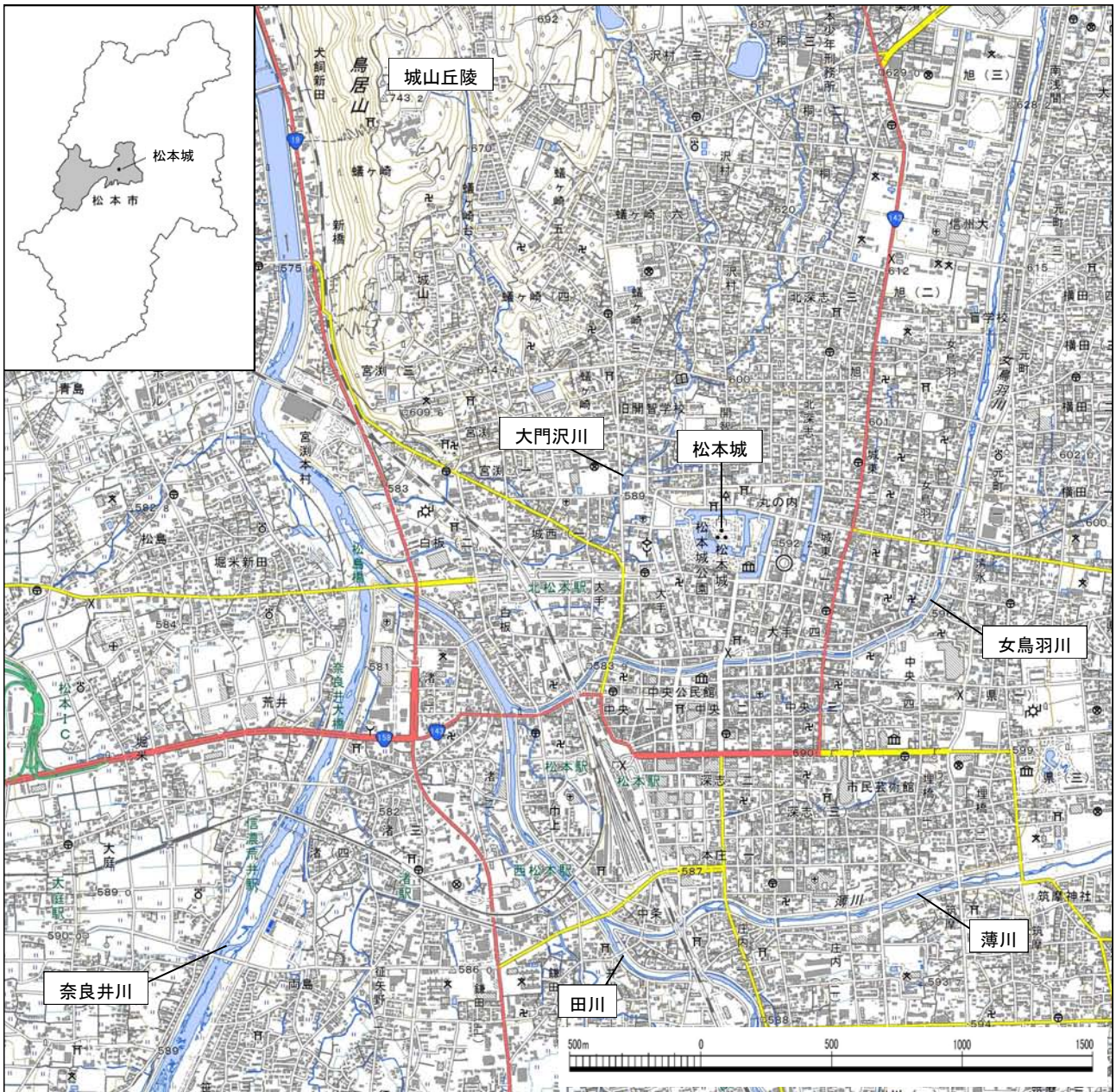
第2章 松本城の概要

1 松本城の位置と自然環境

(1) 松本城の立地

松本城は、西側には3,000メートル級の高山が連なる飛騨山脈、東側には美ヶ原高原に代表される1,000メートルから2,000メートルの山々が連なる筑摩山地に挟まれた南北に細長い松本盆地の中央部にあります。東側の筑摩山地から流れてきた薄（すすき）川と女鳥羽（めとば）川によって形成された複合扇状地の末端部に立地しています。城郭の最高所（北馬出周辺）で標高597メートル、最低所（総堀南西隅）で標高586メートルを測り、北東から南西に向かって緩く傾斜している地形にあり、平均勾配は1.3パーセント弱で、ほぼ平坦地にある平城です。

松本城の周囲を概観すると、北側及び北東から大門沢川・女鳥羽川が、東からは湯川・薄川が、南からは田川・奈良井川が流れており、北西1.5キロメートルには標高670メートルの城山を先端とする城山丘陵が北方に向かって尾根状に連なり、その西側に松本盆地が南北方向に広がっています。東方約4キロメートルには筑摩山地の山麓があり、山地は東・南へと連なっています。松本城は、周囲を川に囲まれ、更にその周囲を山が囲む場所にあります。



第2図 松本城の位置（国土地理院の電子地形図25000を使用 河川等名称を加筆）

城の南に広がる旧市街地の約4キロメートル四方は、洪積世末頃始まった局地的な地殻変動により、松本盆地の東端の一部が沈降したことで湖沼化し、西側は逆に傾動しながら隆起して、城山丘陵を形成するに至ったものです。湖沼化した低地に形成された扇状地の扇端部分は、必然的に地下水水位が高く湧水もあり、城としては水利に恵まれた要害の地であったこととなります。しかし城下町では、沈降が続く地盤であるため、大火の後には必ず客土をして整地するなど湿地を改良する営みが行われていたことが、発掘調査の結果から明らかになっています。

(2) 松本盆地の地形と地質

松本盆地は、洪積世中期に全国的な造盆地運動の一環として誕生した構造的盆地で、長さ南北約50キロメートル、面積約400平方キロメートルに及び、西と南は飛騨山脈の中古世層と、それに貫入した火成岩類より成り立っています。松本城のある盆地の南半分を占める主な堆積物は、南西方向からの梓川による広大な扇状地性堆積物と、南部山地から北流する鎖川・奈良井川・田川等による扇状地性堆積物があり、これらが合して複合扇状地を形成し、緩く東北東に傾斜しています。

一度誕生した松本盆地も、洪積世後期には盆地の東部、旧松本市街地付近の約4キロメートル四方に局地的な構造的性（断層）小盆地の形成が始まり、同時にその西部が傾動しながら隆起を始めて、それまで大口沢方面へと西流していた古女鳥羽川が南の城山方向に流れを変えました。川の砂礫を第三紀層の上に載せ、更に隆起が進んで形成された山地（城山丘陵）によって流路は更に東へと押しやられ、右岸に三段の段丘面を形成しつつ、古女鳥羽川による扇状地の原型ができあがりました。

古女鳥羽川は、縄文時代頃には現岡田町西側の凹地を流れて南下し、その下流は現大門沢川となって白板付近で田川と合流していましたが、平安時代中期の大洪水により、自らが形成した自然堤防により、流路を東へと変え、南流するようになりました。現在の女鳥羽川は、松本城の南東側で流路を南から西へ変えており、深志城または松本城の整備の過程で、城郭の防御のため人工的に流路が変えられたといわれていますが、文献史料や発掘調査による裏付けはありません。

松本市街地に形成された局地的盆地（深志湖又は沼と仮称することもある）はその後も沈降が続いており、この低地を埋める堆積物は、北からの女鳥羽川と、東からの薄川の扇状地性堆積物です。

女鳥羽川は、三才山峠（1,500メートル）から流れ出す本沢の他、いくつかの沢を合わせて西流し、稲倉付近で南に流れ、流路の首振りにより第三段丘面に南に広がる扇状地を形成しています。薄川は、東部の三峰山や扉峠を源流とし、いくつかの沢を合わせて西流し、入山辺地区の西端付近を扇頂として西に広がる扇状地を形成しています。この両者は、東は湯川付近で接し、これより南西方向に延び、流路の首振りとともに、その堆積物はサンドイッチ状に、あるいは混成して堆積して複合扇状地を形成して、城の南側の現女鳥羽川付近に達しています。

(3) 松本城周辺の地形・地質

松本城周辺の砂礫土は、近年行われているボーリング調査の結果、大別すると松本盆地形成時の堆積物（梓川系）と、局部的沈降地帯となつてからの堆積物（女鳥羽川・薄川系）であり、両者は地下40メートル前後で重なっていますが、堆積時までの時間差が大きいので不整合関係です。沈降地帯（深志湖）となつてからの堆積物には、地下30メートル付近から上に何層もの漆黒色粘土層がみられますが、これは扇状地の特徴として流路の首振りにより、流路が遠ざかると湿地帯となつて有機質の多い粘土層が、流路となつた時には砂礫が堆積したことを示しています。

この局部的沈降地帯の動きはまだ継続しているものとみられ、発掘調査成果から、松本城下町では年1.6から2.4ミリメートルの速さで沈降していることが判明しています。これは松本盆地中心付近の沈降率年1ミリメートルと比べて大きな値となっています。このことが扇状地の扇端とあいまって、湧水や地下水面の高くなっている原因です。

2 松本城・城下町及びその周辺の歴史的環境

(1) 原始・古代

松本城のある一帯は、薄川と女鳥羽川の複合扇状地の末端であり、湧水が多い湿地帯です。しかし二の丸、三の丸、城下町の発掘調査の際、縄文時代中期、後期（約4,000年前から3,000年前）の打製石斧、土器、弥生土器などが出土しており、少ないながらも生活の痕跡が確認されています。

古墳時代になると、城下町の範囲において古墳時代前期（5世紀）の竪穴住居が確認されており、湿地帯の中の微高地に集落があったことが推測されます。

奈良・平安時代には、天皇を中心とした朝廷による律令制が行われ、松本市内の集落も信濃国筑摩郡・安曇郡（梓川より北の地域）として、この律令制に組み込まれました。信濃国の国府は、はじめは現在の上田に置かれていましたが、8世紀末～9世紀前半に、松本に移されました。ただ、国府の場所、規模等ははまだわかっておらず、惣社、大村、筑摩などが候補地とされていますが、今後の発掘調査の成果が期待されます

(2) 中世から戦国時代

鎌倉時代から国ごとに守護がおかれ、荘園や公領には地頭が置かれました。信濃国守護は、最初は比企氏でしたが、後に北条氏となりました。鎌倉幕府が倒れ、北条氏が滅びると、小笠原氏が守護となりました。

小笠原氏が信濃守護となったのは、建武政権樹立に際し功績を取めた小笠原貞宗からで、1340年頃までには所領を得て府中（松本のこと。国府が置かれたため、こう呼ばれました）に進出し、井川館（市特別史跡井川城跡）を築いたとされます。ただ、在地の有力武士（国人）の勢力が強く、信濃国守護でありながら、小笠原氏の支配地は主に松本から南信地方に限られていました。応永7年（1400年）には、守護として赴任した小笠原長秀に対し、各地の国人が反抗し、長秀が守護を解任された（大塔合戦）こともあるなど、小笠原氏はたびたび守護職を失い、それに伴って信濃は室町幕府や鎌倉府の直轄下に置かれました。こうした中、応永32年（1425）年に守護となり、小笠原氏を中興したのが小笠原政康でした。しかし、政康の死後、相続を巡る争いから小笠原氏は二つに分かれ、府中と伊那をそれぞれ本拠地としました。伊那を本拠地とした小笠原氏は更に二つ（鈴岡、松尾）に分裂し、3つに分かれた同族間が対立するようになりました。戦乱が激しくなる中で、府中の小笠原氏の本拠地も、15世紀の後半には、平地の井川館から山城である林城を要害とする林（現在の里山辺・入山辺地区）に移されました。この同族間の争いは、天文3年（1534）年頃に府中の小笠原長棟が統一するまで続きました。

松本城の前身である深志城は、松本藩主水野忠幹が享保7年（1722年）から編纂させ、享保9年（1724年）に完成した松本藩及び信濃国の地誌である『信府統記』によれば、永正元年（1504年）に、信濃守護小笠原氏に連なる一族である島立氏が、この地に居館を構え、深志の城と称したことによるとされています。もともとこの地には坂西氏の居館があったとされ、これを拡張して二の曲輪を整備したと考えられています。深志城は本拠地である林城を守る支城の一つでした。

天文14年（1545年）から、隣国甲斐の武田晴信（信玄）による信濃国への侵攻が本格化しました。小笠原長棟の跡を継いだ長時は、天文17年（1548年）の塩尻峠の戦いで武田氏に敗れ、天文19年（1550年）に本拠地である林城等を自落させて敗走したことが、武田家家臣駒井政武（高白斎）が記したとされる武田氏に関する記録史料の『高白斎記』等に記されています。武田晴信は松本の地に入ると、山城の林城等を用いず、中信地方の支配拠点として平城の深志城を用い、その拡張整備を進めました。

近年行われた松本城三の丸（大名町・土居尻）の発掘調査において深志城時代の遺構と思われる大規模な造成や堀の跡が確認されています。また、松本城二の丸御殿跡の発掘調査では、江戸時代の面の下層に16世紀代の生活面が確認されています。しかし、小笠原氏の支城としての深志城、武田氏時代の深志城の状況や現在の松本城との関係は文献史料、発掘調査結果とも不足しており、詳細は明らかになっていません。

松本城には丸馬出しが4か所設けられており、丸馬出しが武田氏の居館に特徴的に見られる構造であることから、松本城の三の丸までの縄張りが武田氏によるものとされてきましたが、近年の各地の調査成果からは、江戸時代にも丸馬出しが築造されることが明らかとなっており、小笠原氏、武田氏の深志城の様子や松本城との関係については、今後の発掘調査等により明らかにする必要があります。

(3) 近世城郭としての松本城の成立と城下町の形成

武田氏による信濃国の支配は、天正10年（1582年）年3月に織田信長が武田勝頼を滅ぼしたことで終わりを迎えます。織田信長は、信濃国のうち、安曇・筑摩両郡を木曾義昌に安堵し、深志城へは木曾氏が入りました。しかし3か月後の同年6月2日に本能寺の変が起きて織田氏の政権が崩壊すると、木曾氏による支配が固まっていた当地方は、周辺の上杉氏、徳川氏、北条氏といった大勢力による抗争地帯となりました（天正壬午の乱）。松本平では、その一連の戦乱の中で、越後の上杉氏の支援を受けた小笠原貞種（長時の弟：洞雪）が、織田氏の後ろ盾をなくした木曾氏を追い、深志城に入りました。しかし、小笠原貞種（長時の嫡子）が、徳川氏の支援を受けて、父長時の旧臣を糾合して叔父である貞種を追放し、深志城を

奪回すると深志城の名を改めて松本城とし、筑摩・安曇両郡の平定を進めました。天正13年頃までに領国の支配を確立すると、貞慶は武家地と町人地を明確に区分した城郭・城下町の本格的な整備に着手しました。『信府統記』（第一信州松本城主記録）には、「深志ヲ改メテ松本ノ城ト号シ、大ニ普請ヲ企テ、天正十三年乙酉年ヨリ今ノ宿城地割シテ、同十五年丁亥年マテニ、市辻泥町辺ノ町屋残ラズ本町江引移シ、東町・中町ヲ割り、麻葉町ヲ安原ト改メ、西口ヲ伊勢町ト名ツケ、通り筋ヲ定メ、家ヲ建続ケ、浄林寺ヲ林村ヨリ伊勢町ヘ引移シ、生安寺ヲ泥町ヨリ本町江移シ、瑞松寺ハ今ノ飯田町ニアリシヲ宮村ニ移ス、枝町ヲモ地割アリ、和泉町・横田町・飯田町・小池町・宮村町・馬口労町等ノ名ハ定リケレトモ、家居ハ村々ノ如クニテ、町並軒端ハ未ツラナラザリシト云フ、三ノ曲輪縄張シテ、壘ヲホリ土手ヲ築キ、四方ニ五ヶ所ノ大城戸ヲ構ヘ、南門ヲ追手ト定メ、小路ヲ割り、土屋舗ヲ建テ泥町ノ跡ヲ柳町ト号ス、然レ共、家居ハ未立統カサリシト云フ」とあります。現在の二の丸の東側にあった市辻・泥町といった町屋を女鳥羽川南の本町に移し、善光寺街道沿いに本町・中町・東町（親町三町）を、野麦街道沿いに伊勢町を置き、親町からの枝町も町割を行いました。また、城郭の整備についても、三の丸の縄張を行い、堀を掘り土塁を築いて、5カ所の入口に大城戸を設け、このうちの南門を大手門とし、三の丸内の整備を進めたことがわかります。ただし、この段階では町割はできたものの、城下町、三の丸内とも建物はまだ少なかったことがうかがわれます。

天正18年（1590年）の豊臣秀吉による小田原攻め後、豊臣氏の政権が確立し、徳川氏が北条氏の旧領である関東へと転封となり、徳川氏に従っていた小笠原氏も下総国古河（茨城県古河市）へ移りました。

小笠原氏の後には、豊臣秀吉の命を受けた石川数正が藩主となりました。『信府統記』には、「康昌（注：数正）当城ニノ曲輪ノ内ニ慰ミ所ヲ作ル、箇三寺ト号ス、今古山寺ト云、是ナリ、城普請ヲ催ト云ヘトモ、未タ成ラズ」とあり、数正が引き続き城郭・城下町の整備を行い、二の丸には箇山寺御殿を造営したものの、秀吉による朝鮮出兵に伴い、肥前国名護屋（佐賀県唐津市）に赴き、文禄元年（1592年）に死去しました。城郭の整備は、子の康長に引き継がれ、『信府統記』には、「父康昌（注：数正）ノ企テル城普請ヲ継、天守ヲ建、惣堀（注：「全ての堀」を指す）ヲサラヘ、幅ヲ広クシ、岸ノ高クシテ石垣ヲ築キ、渡リ矢倉ヲ造ル、黒門・太鼓門ノ門楼ヲ立、屏ヲカケ直シ、三ノ曲輪ノ大城戸五ヶ所共ニ門楼ヲ造ル、其外矢庫々々、惣屏大方建ツ、城内ノ屋形修造アリ、郭内ノ土屋舗ヲ建テ続ケ、郭外ニモ土屋舗ヲ割ル、片端ナド此時出来ルト云フ、亦枝町ノ家ヲツメケ、並ヲ能シ、宮村町ノ辺ニ歩行土ノ屋舗ヲ造ル、栗林ニアリシ極楽寺ヲ南門ノ外めとうだ川ノ南端、本町西ケ輪ノ裏ニ移ス」とあります。天守を建て、全ての堀を深くし、幅を広くし、土塁を築き、石垣で固め、黒門・太鼓門を建て、小笠原氏の築いた5カ所の大城戸を門楼（櫓門）とし、三の丸の武家地に屋敷を建設し、城下町にも武家地を設けたことがわかります。また、城下町の町屋を建設し、整備を進めました。

この他、総堀東側の捨堀の築造を進めたとされていますが、慶長18年（1613年）、石川康長は大久保長安事件に連座して改易され、豊後国佐伯（大分県佐伯市）に配流となり、途中で終了しています。

なお、天守の築造年代については諸説ありますが、松本市は、平成元年に設置した「国宝松本城築城年代懇談会」の答申（平成2年）に基づき、康長の手によって文禄2年から3年（1593年から1594年）の間に造られたものと推定しています。また、「公文編冊 全 旧各藩城郭調並下地ニ関スル部 付属図面トモ 地理掛」（長野県立歴史館行政文書）には、廃藩時に旧松本藩から明治政府に引き渡された松本城内の建物について記載があり、天守については、「文禄二年癸巳年築立」とあり、明治5年の段階で松本藩が天守の築造年代を文禄2年と認識していたことがわかります。

このように、松本城の整備は小笠原氏により着手され、石川氏により近世城郭・城下町としての姿が整えられました。ただ、この時期には城下町には空き地が多かったことが『信府統記』には記されており、発掘調査でも16世紀末の段階では、整地は行われているものの、屋敷境がその後の短冊形の地割と異なっていたり、建物の分布が希薄であることが確認されており、文献上の記述を裏付けています。

(4) 江戸時代の松本城と歴代城主

石川康長が改易された後、小笠原秀政（貞慶の子）が飯田から入封しました。秀政は石川氏に引き続き、城下町の整備を進め、『信府統記』には、「天正年中父貞慶当城主ノ時、城下枝町ノ割り名ヲ定メラシカ共、家ハツバカズ村々ニアリシ処ニ、当時ハ軒端立チツラナリ、繁盛昔ニ越ケルトナリ、慶長十九年秋、鎌田村ヨリ天神ノ社ヲ宮村明神ノ社内ニ勧請、前ニ馬場ヲ設ケテ、天神馬場ト号ス」とあり、旧領の飯田から従ってきた人々が入ってきたこともあり（飯田町は飯田から来た職人たちが入った町とされています）、城

下町の充実がうかがえます。城下町の発掘調査でも、短冊形の地割が17世紀初頭から見られ始めることが確認されており、これを裏付けています。

秀政とその長男^{ただなが}忠脩は、慶長20年（1615年）の大坂夏の陣において戦死し、家督は次男の^{ただざね}忠真が継ぎ、元和3年（1617年）に播磨国明石（兵庫県明石市）に転封となりました。かわって戸田康長が上野国高崎（群馬県高崎市）から入封しました。

康長は城の北側の下級家臣団屋敷地の造成を行っています。寛永10年（1633年）、康長の子康直の時に播磨国明石（兵庫県明石市）へ転封となりました。

次いで松平直政が越前国大野（福井県大野市）から入封しました。直政が松本藩主であった時期は短く、寛永15年（1638年）までですが、『信府統記』には「此時天守並ニ門々修覆アリ、本城ノ東ケ輪渡リ樓ハ、此時出来タルトモ云伝エリ、二ノ曲輪ノ内西ノ方ニ城米倉ニ軒ヲ建ル、南門ノ外川端ニ厩ヲ造ル、是ヲ外馬屋ト云、又六九馬屋トモ云、五十四疋立ナルガ故ナリ、是ヨリ此辺ヲ六九ト称来レリ、今ノ新町片端等土屋舗ヲ建ツ、田町ノ東ケ輪ニ与力同心ノ屋舗ヲ立ル」、『寛永十四年大工・木挽・鍛冶 畳師役銀之事』（河辺文書）によれば、「御本城御殿・天守・四方御門・矢倉・惣御囲御修復・御本城東方へ長多門立、二之丸へ御殿立、同御城米蔵立、大手御門外西へ大御馬屋立、惣木戸数十ヶ所新キ立・・・」とあり、城郭の整備として門、櫓等を修復し、二の丸御殿（石川氏の時代に建設されたともいわれています）、^{たもん}多聞櫓、八千俵蔵の建設を行い、城下町には^{ろくしゅうまや}六九に厩を建て、武家地の屋敷の整備を進めたことがわかります。また、月見櫓、辰巳附櫓についても、將軍家光（直政の従弟）を松本城に迎えるために増築したとされています。

直政は寛永15年（1638年）に出雲国松江（島根県松江市）に転封となり、次いで堀田正盛が武蔵国川越（埼玉県川越市）から10万石（関東にも知行地があり、松本は7万石）で入封しました。正盛は老中として幕府の中樞にいた人物であったため、松本に常勤していたわけではなく、わずか4年で下総国佐倉（千葉県佐倉市）に転封となりましたが、三の丸の上土に蔵を建設しました。

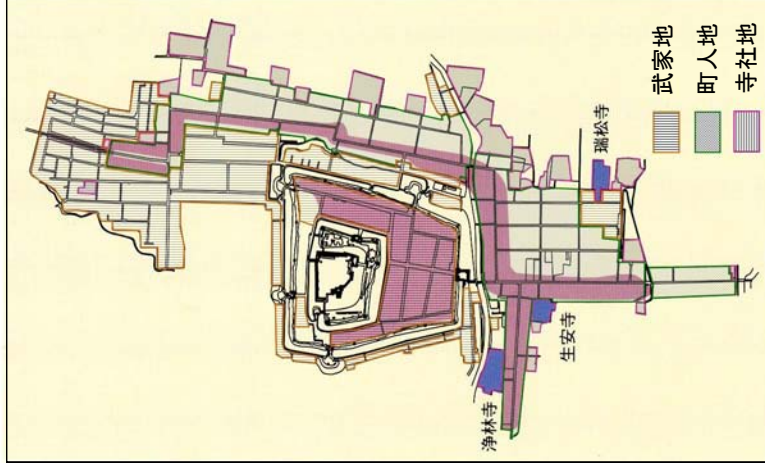
堀田氏の後、寛永19年（1642年）に水野忠清が三河国吉田（愛知県豊橋市）から入封しました。この後、水野家は6代にわたり松本藩主となります。忠清の治世には、「本城北ケ輪ノ屏石垣破損シケルニ依テ、早速修覆アリ、二ノ曲輪辰巳ノ隅の櫓破壊シテ、タムミテ古材等ハ外ニ積置テ渡シ給フニヨリテ、御普請アリ、此矢倉ノ下ニ古ヨリ冷水涌出ルガ故ニ、材木ヲ埋メテ地形ヲ堅メ、井ケ輪ヲフタセリ、石垣ヲ三方ヨリ築キ、西ノ方ヨリ中ヲアケテ井戸アルナリ、俗ニ此井水ヲテマガリト云伝フ、二重櫓新ニ建直ル」と『信府統記』にあり、石垣の修理、二の丸の辰巳隅櫓の改修を行いました。水野氏の事績として5代目の^{ただもと}忠幹が享保7年（1722年）から編纂させ、享保9年（1724年）に完成した『信府統記』があります。松本藩の地誌として、歴史・地理・経済等多岐にわたる記載があります。このうち、「松本城地形間数記」には、城郭の規模が詳細に述べられている他、城下町についても現在伝わっている城下町の各町名（親町三町、枝町十町、二十四小路）とその規模、軒数が記載されており、この頃には城下町の整備がほぼ完了したと考えられます。享保10年（1725年）、6代目の水野忠恒は江戸城松の廊下で刃傷事件を起こし、改易となりました。この後約半年間は幕府直轄となり、松代藩真田家が松本城を管理しました。

享保11年（1726年）に戸田光慈が志摩国鳥羽（三重県鳥羽市）から入封し、以降明治維新を迎えるまで9代にわたり戸田氏が松本藩主となります。翌年には本丸御殿が火災に見舞われました。松本移封前の享保2年（1717年）にも江戸屋敷を火災で失っていた戸田氏は、立て続けの巨額の出費によって本丸御殿の再建はできず、政庁は二の丸御殿に移されました。しかし、手狭であったことから、郡所や町所は大手門西側の城下町の六九に移され、また藩主の私邸である古山地御殿を増築しました。

戸田氏入封直後の地図として、「享保十三年秋改松本城下図」があります。これは松本城下町全体を表した精度が高い絵図で、江戸時代の松本城と城下町を示す基本図の一つとなっています。また、この図を元に作成された「天保六年松本城下絵図」は、明治維新後も藩庁から筑摩県に引き継がれ、使用されました。

幕末には、藩主戸田^{みつひさ}光則の下、戊辰戦争で官軍に属し、北越、会津などに転戦しました。それを記念した碑が本丸内に設置されています。明治2年に信濃国で最初に版籍を奉還し、戸田光則は松本藩知事に任命されます。明治3年から廃仏毀釈が行われ、戸田氏は菩提寺である全久院を率先して取り壊しました。廃仏毀釈は全国的に行われましたが、松本藩は特に盛んであった地域の一つで、城下他藩内の多くの寺院が取り壊されました。明治4年に廃藩置県が実施され、松本藩は松本県となり、光則は知事を解任され、華族に列せられて東京へ去り、146年にわたる戸田氏の治世が終わりました。

小笠原貞慶による整備

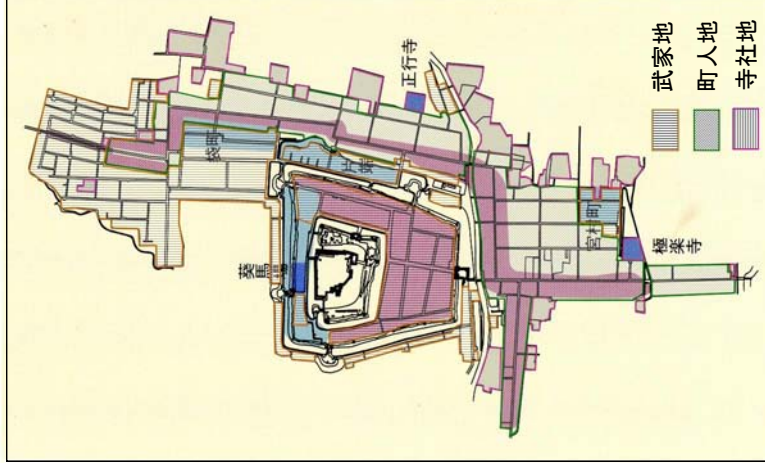


小笠原貞慶は深志城の名を松本城と改め、三の丸以南を大幅に整え、町割りをして城下町の基礎を作った。

地蔵清水と泥町(柳町)にあった町人町を残らず本町に移し、東町、中町を作り、安原町、伊勢町は名前を変え、町屋を建設していった。和泉町、横田町、飯田町、小池町、宮村町、馬口労町の町割りをした。

浄林寺を山辺の林から伊勢町へ移し、瑞松寺を飯田町から宮村町へ移した。

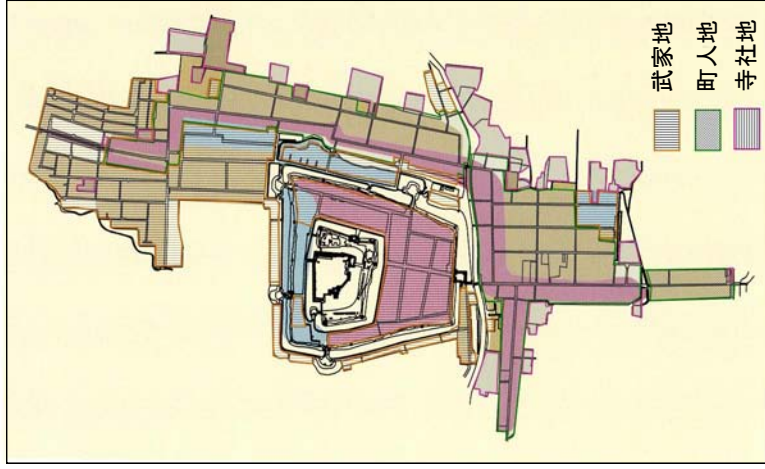
石川氏による整備



石川氏は、城下町では片端、袋町、三の丸の葵の馬場に武家屋敷を作り、町人町の中の宮村町にも武家屋敷を作った。

また、正行寺や極楽寺を栗林村(現在の松本市島立)から移した。

小笠原氏～松平氏による整備

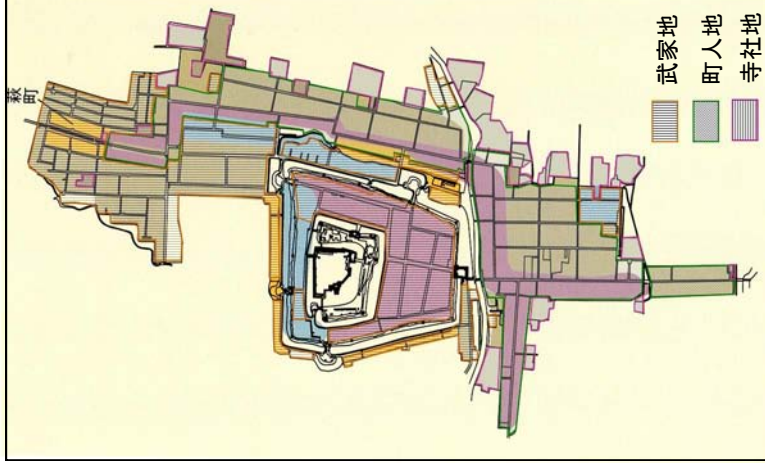


小笠原氏は伊勢町、飯田町、小池町、宮村町、和泉町、安原町、横田町、山辺小路、馬喰町に家を建て並べた。などの枝町を建設した。また、馬町(博労町)を新たに作った。鎌田村にあった天満宮を宮村町に移した。

戸田氏は御徒土町や堂町に武家屋敷を建てた。

松平氏は六九馬場を作り、新町、田町、片端に武家屋敷を整備した。

水野氏による整備



水野氏の時代までに、松本城下はほぼ整備された。

萩町、上土、鷹匠町、出居番、西堀町に武家屋敷を整備した。

町人町は、親町三町・枝町十町が整えられ、小路も「二十四小路」になり、職業によって住むところが決められていた。町人町の周辺には寺社が配置され、城下町の姿がはつきりした。

第3図 城下町の形成過程(概念図)

「信府統記」と「大守累年記」を基にしていますが、異同があります

3 松本城と城下町の概要

(1) 松本城と城下町の範囲

城郭としての松本城の範囲は、大手門から内側を「城内」と呼び、空間的には総堀から内側を指します（第3図）。三重の水堀（内側から内堀、外堀、総堀）で囲まれ、内側から本丸、二の丸、三の丸となっています。本丸には天守、御殿が置かれ、政庁及び藩主の居住空間であり、城郭の中核部です。二の丸には二の丸御殿、古山地御殿が置かれ、本丸御殿焼失後は、両御殿が政庁及び藩主の居住空間となりました。外堀の外側の三の丸は、上級家臣団の屋敷地及び作事所等の藩施設が置かれました。松本城の平面形は逆台形を呈し、東西・南北とも最大600メートルあり、総面積は約39万平方メートルです（第5図）。

松本城の南側・東側・北東側には城下町が展開し、城内と城下町は5つの門で連結されていました。城下町は、武家地、町人地、寺社地から成り、善光寺街道及び野麦街道沿いに形成されました。西側は低湿地のため城下町は発達せず、湿地や水田などの耕作地が広がっていました。

松本城と城下町の東側には、女鳥羽川が北から南に流れ、松本城の南西側で流路を西に変え、城下町を南北に分けています。また、城下町の南側には薄川が東から西に流れ、二つの河川は松本城と城下町の防御の役割も果たしていました。城下町は、中山道の洗馬宿から北に分かれて善光寺（長野市）へ向かう善光寺街道、越後国糸魚川へ向かう糸魚川街道、飛騨国高山へ向かう野麦街道、信濃国武石（上田市）へ向かう武石街道が分岐する交通の要衝でした。

(2) 松本城の平面構成

ア 本丸

天守と本丸御殿が置かれ、松本城の最も重要な場所です。平面形はおおむね北東隅（折廻し櫓）を扇頂とする中心角ほぼ90度の扇形を呈しており、南西隅に天守が、中央に本丸御殿があり、厩、番所等も置かれていました。本丸御殿は政庁及び藩主の居所でしたが、享保12年（1727年）に焼失した後は再建されず、その機能は二の丸御殿及び古山地御殿に移されました。

本丸の周囲は、西面の乾小天守の北側から埋門南側石垣までの間を除いて土塁で囲まれ、外周は全て石垣となっています。北面はほぼ直線に造られていますが、絵図によっては折れが表されている箇所があります。石垣上には塀が設置され、東寄りに北裏門がありました。内周は土坡で腰石垣がありました。

東面は黒門北側で折れがあり、内周も石垣で固められ、石垣上は北東隅に折廻し櫓が、黒門との間には多聞櫓が設けられていました。

南面は南東隅に本丸への正式な門である黒門枅形を置き、その西側は横矢掛を設け、石垣上には塀が巡っていました。月見櫓東側は石垣との間に水門（埋門）が設けられ、堀に降りる岩岐（石階段）がありました。

西面は、乾小天守北側には土塁はなく、北に向かって石垣があり、そこから直交して西側に埋門南側石垣が築かれ、埋門から北面外周石垣までの部分が突出する平面形をしており、塀が巡らされていました。

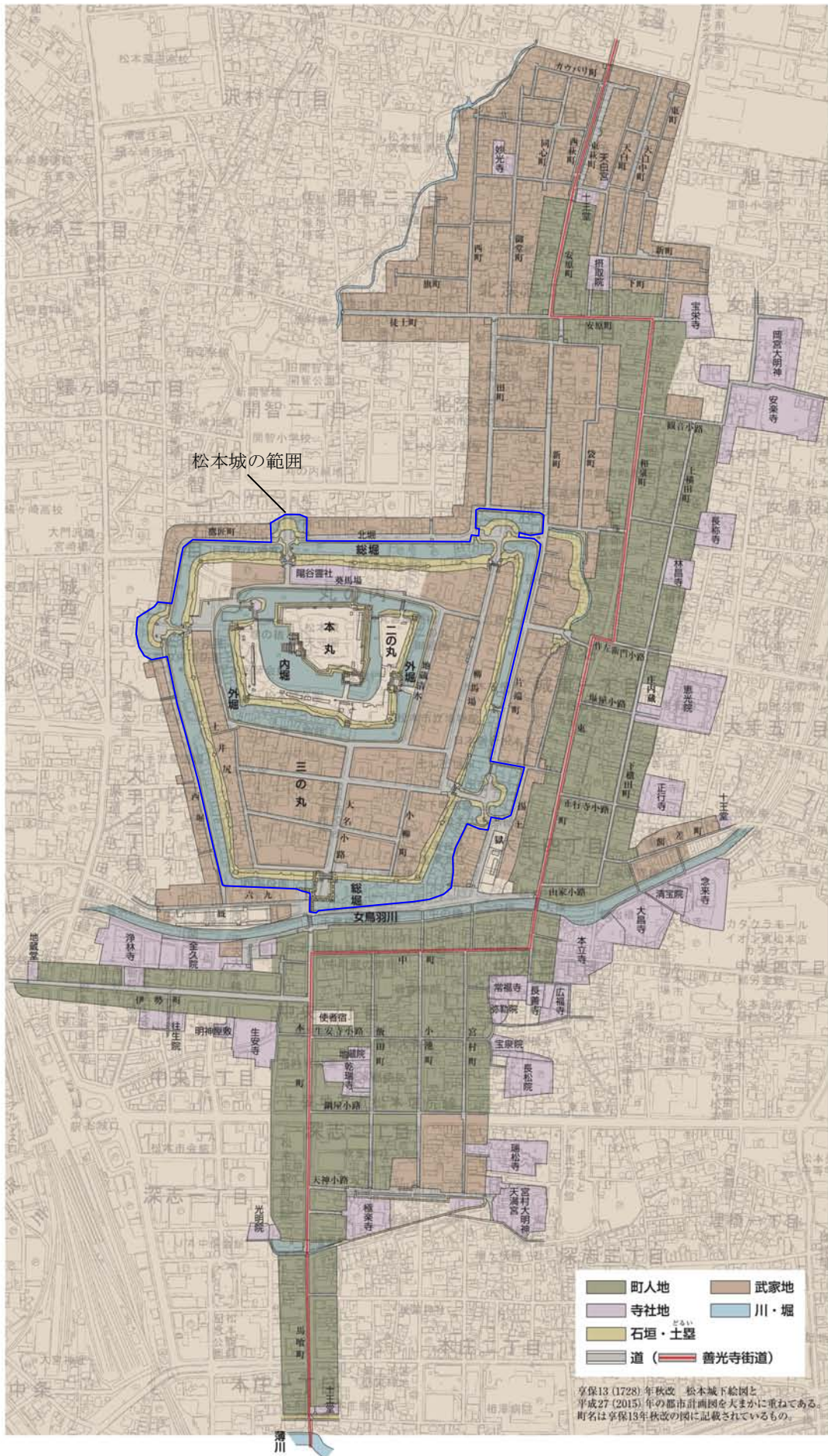
本丸の城門は黒門・裏門・埋門・水門（月見櫓南脇）の4カ所があります。黒門と裏門は櫓門で、埋門は上部に塀のある塀御門でした。土橋により黒門は南側の二の丸と、裏門は北側の三の丸と結ばれていました。正門は南東隅にある黒門で、南側に開口する出枅形の門であり、一の門、二の門とも南側に開校し、一の門は東側が矩折りになっており、L字形の平面形をしています。北裏門も西側が矩折りになっており、T字型の平面形をしています。

本丸南西隅に位置する天守は5棟から成り、うち天守、乾小天守、渡櫓が石川康長により文禄2年から3年（1593年から1594年）に、月見櫓及び辰巳附櫓が松平直政により寛永年中（1630年代）に築かれたと推定されています。天守を低湿地に築くため、天守台石垣のうち、大天守の載る石垣の中には土台支持柱を設け、大天守の荷重を支えています。また、軟弱な地盤のため、天守台石垣の法勾配は緩やかで、高さも6メートル程度と高くはなく、石垣の基礎部分には筏地形と呼ばれる石垣を支えるための材が配され、内堀には地盤を安定させるための杭列が打ち込まれていました。

イ 内堀

本丸の南側をU字形に取り囲み、両岸とも石垣となっています。内堀の幅は天守の周囲では60メートルに及び、深さは現状の水位から3m以上あり、断面形態は二の丸側が深い片薬研（かたやげん）となっています。

水野氏の時代の絵図には、埋門から二の丸瓦門北側に埋門板橋と呼ばれた橋が架かっていましたが、戸



第4図 松本城と城下町

田氏の時代の絵図には、埋門板橋より南側に足駄塀と呼ばれる塀が設けられています。足駄塀は内堀北東にも設けられており、内堀と外堀との境界ともなっていました。足駄塀は、明治時代の古写真（図版16：東側のもの）から外観がわかりますが、類例がなく、その機能や構造の詳細は分かっていません。

ウ 二の丸

内堀の外側、外堀の内側にある区画で、平面形はU字形を呈し、北を除いて本丸を囲んでいます。政庁及び藩主私邸としての御殿、蔵等藩の施設が存在する松本城の枢要な場所です。

外周は土塁で囲まれ、内外面とも土坡（土手）ですが、二の丸御殿の西側外周及び北側土塁内周及び太鼓門台周辺は石垣が築かれ、東北隅櫓から南側の辰巳隅櫓を経て南隅櫓までの間の土坡は、水面近くに腰石垣がありました。土塁上は土塀が巡り、5カ所の隅櫓（東北・辰巳・南・南西・北西）が設けられました。南隅櫓とその周囲の土塁は、古写真（図版18）からその外観を知ることができます。

二の丸への入口は、太鼓門、二の丸御殿裏御門、若宮八幡社南土橋瓦門の3カ所があります。太鼓門は櫓門、それ以外は簡易な門です。正門は太鼓門で、東側中央にある半出枡形の門であり、一の門、二の門とも東に開口しています。北門台石垣上には太鼓櫓が存在していました。前面の土橋は、門側が細くなっている、鵜の首状を呈しています。



第5図 松本城の範囲（「享保十三年秋改 松本城下図」（1728年）の一部）

二の丸の東側に二の丸御殿があり、本丸御殿焼失後は政庁としての役割を担いました。二の丸の南側は、南東に古山地御殿が、その西側に蔵がありました。古山地御殿は、石川数正によって藩主私邸として建てられたもので、本丸御殿焼失後に戸田氏が増築して新御殿を建てました（石川氏の時代は簡山寺、水野氏の時代は古山寺、後の戸田氏の時代は古山地と表記されました）。二の丸の西側に御用米（幕府直轄の非常用米）の米蔵である八千俵蔵、^{えんしやうぐら} 焰硝蔵等がありました。後の戸田氏の時代には、八千俵蔵の北から西側にかけて、お花畑や茶室が置かれ、将軍からの拝領の松も植えられていた華畑と呼ばれた庭園区画があり、内堀側には船着場が設けられていました（図版6・7）。

その北側には、二の丸及び三の丸と土橋で接続していた浮島状の平坦地があり、ここに深志城主島立貞永を子の貞政が祀り、深志城の鎮守としたとされます。後に小笠原氏はここに稻荷社を祀り、水野氏は神田明神を祀りました。水野忠直は、筑摩の三才にこの場所にあった社を移したとされ（現在の重要文化財若宮八幡社本殿）、その後新しく社殿を建てています。

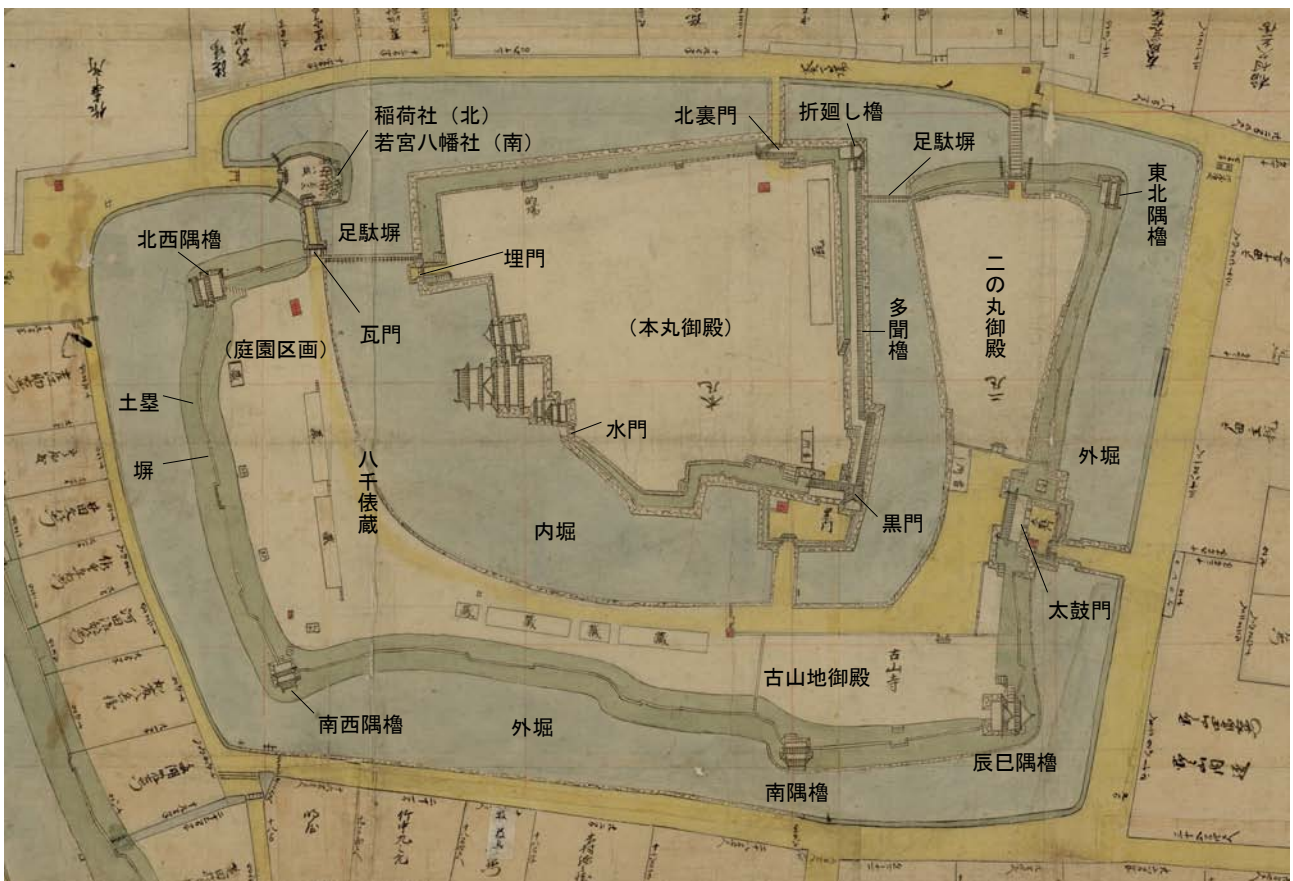
エ 外堀

本丸と二の丸を囲む堀で、平面形は北西部を欠く不整長方形を呈し、外周は約1.2キロメートルありました。外堀の両岸は基本的には土坡ですが、太鼓門周辺、東外堀三の丸側の北半、南外堀三の丸側の一部等は石垣が築かれていました。これまでの試掘調査から、西外堀の二の丸側土坡の法尻には、後述の総堀と同様、土留めと防御を兼ねたものと考えられる先端を尖らせた杭列が確認されています。

オ 三の丸

三の丸は、上級家臣の屋敷を中心とし、作事所等藩の施設が置かれました。周囲は土塁で囲まれ、土塁上には土塀が巡らされ、四隅及び要所に13の平櫓が設けられていました。土塁の規模は、西総堀土塁整備に伴って実施した発掘調査結果から、敷幅（下面の幅）16メートル前後、馬踏（上面の幅）3.6メートル前後、高さ3.2メートル前後と想定されています。

三の丸には5カ所の門があり、南側中央部に位置する大手門が松本城の正門です。大手門は出柵形の門であり、一の門は南に、二の門は西に開口していました。大手門柵形の一部は、平成24年度に保存を前提とした発掘調査が行われ、柵形を構成していた石垣と総堀が確認されました。石垣は、最下段の積石の



第6図 松本城本丸から外堀までの範囲（「享保十三年秋改 松本城下図」（1728年）の一部）

上に2段程度しか残存していなかったものの、古い様相の野面積みであり、石材も天守・太鼓門と類似するものでした。『信府統記』に石川康長が「三ノ曲輪ノ大木戸五ヶ所共ニ門楼ヲ造ル」と記されており、それと符合するものと思われます。その他の4カ所の門は、北門、東門、北不明門、西不明門あかづのもんであり、いずれも馬出しを持つ門でした。

三の丸に置かれた藩の施設として作事所、藩校崇教館等があり、北不明門東側には、戸田康長の子永兼を祀った陽谷ようこく霊社れいしゃ（後に戸田氏中興の祖戸田宗光＝全久、戸田氏遠祖一色義遠、戸田康長、康長の正室松姫を合祀し五社と呼ばれる）がありました。

カ 総堀

松本城の最も外側を取り囲むのが総堀です。総堀は、一般的には城下町を取り囲む総構えの堀の呼称として用いられていますが、松本城にはこうした堀はなく、三の丸を取り囲む堀を総堀と呼んでいます。

江戸時代の古文書では「三の丸東北之方堀」といった呼び方をしており、総堀（惣堀）という呼称は確認できず、近代以降は外堀と呼ばれることが多くありました。東総堀の史跡追加指定にあたり、長野県による仮指定が行われた際も「松本城外堀（三の曲輪堀跡）」の呼称が用いられています。また、史跡当初指定の指定理由にある「外堀」も「処々に残存せり」とあることから、現在の総堀を指しているものと思われます。昭和42年の東総堀の二度目の史跡追加指定申請の際から「惣堀」という呼称が公式に用いられ現在に至っており、二の丸を囲む外堀と区別するため、比較的最近に用いられるようになった呼称です。

絵図によれば、南側の大手門東側で最大幅約50メートルを測り、総延長は約2キロメートルに達しました。両岸は土坡で、堀側の基部には、先端を尖らせた杭列が総堀各所の発掘調査で確認されており、防御用の装置と土留めを兼ねていたものと考えられます。全国的にも類例が少なく、注目すべき構造です。

松本城周辺は南西に緩く傾斜した地形にあり、堀の水位調整が必要となりますが、馬出しに付属する土橋と東総堀ほぼ中央にある水切り土手（水持ち土手）がその役割を果たしていました。

キ 郭外

東総堀北端部東側には、北門馬出し堀の東側から、捨堀と呼ばれる長さ140メートル程の南北方向の土塁と堀が存在していました。堀は江戸時代の早い段階で埋められたとみられ、元禄以降の絵図等によれば細い水路として残存していたことがうかがわれます。三の丸の外ですが、松本城の外郭遺構です。

(3) 城下町について

城下町は武家地、町人地、寺社地からなり、概ね武家地は松本城の南を流れる女鳥羽川よりも北側に、町人地は南側と善光寺街道沿いに、寺社地は城下町の東側に配されました。

武家地は主に松本城の東側と北側にあり、一部女鳥羽川の南側にも屋敷地がありました。町人地は女鳥羽川の南側を中心に広がり、善光寺街道沿いの本町・中町・東町の親町三町とそれらに付属する枝町十町、更に親町・枝町から分かれる二十四小路から構成されていました。城下町は善光寺街道と野麦街道が通る交通の要衝であり、信濃国各地からの物資の集散地として賑わいました。その様子は、天保14年（1843年）に記された『善光寺道名所図会』に「（前略）城下の町広く大通り十三街、町数およそ四十八丁、商家軒をならべ当国第一の都会にて、信府と称す、相伝ふ牛馬の荷物一日に千駄附入りて、また千駄附送るとぞ、実に繁昌の地なり（後略）」と記されています。江戸時代後期には犀川の水運を利用した犀川通船も始まりました。

(4) 近代以降の松本城の改変と現状

ア 概観

明治維新と廃藩置県によって近世の政庁・軍事施設としての城の時代は終わりました。明治4年（1871年）7月の廃藩置県の後、各地の城郭は兵部省（後に陸軍省）の管轄となります。松本には10月に兵部省の山県狂介（有朋）が入り、松本城本丸と天守が兵部省の所管となり、二の丸は県有地とされました。二の丸御殿は県庁として使用されましたが、本丸を除く二の丸、三の丸の大手門、太鼓門などの門、櫓、堀等は、11月頃から払下げられ、取り壊されました。

明治5年（1872年）、筑摩県が陸軍省に対し天守の取り壊し許可を求める伺書を提出し許可されたため、天守は入札に付され、落札されてしまい、取り壊しの危機を迎えます。これを憂えた下横田町の副戸長の市川量造は、明治6年（1873年）に本丸と天守を博覧会場に拝借したい旨の請願を行い、陸軍省の許可を得て、「松本博覧会」を明治9年までに計6回開催し、その収益で天守を買い戻し、天守を破

却の危機から救いました。

明治6年1月の「全国城郭存廢ノ処分並兵營地等撰定方」（廢城令）により、松本城は「存城」とされ、引き続き陸軍省の管轄の下に置かれますが、明治4年以降の門、櫓等の取り壊しの後も、本丸以外の石垣・土塁は、太鼓門枳形の一部を除いてほとんどが取り崩されました。

本丸、二の丸の明治維新以降の利用状況を概観すると、本丸は天守を会場に松本博覧会が開催された後、明治11年から松本農事協会の農事試験場として使用されました。二の丸は、県庁として使用されていた二の丸御殿が明治9年に焼失し、その跡地が明治11年から松本区裁判所として使用されました。二の丸御殿跡を除く二の丸は、古山寺御殿跡が長野県筑摩出張所として使用された後、明治18年から旧制松本中学校が置かれ、本丸も明治33年からそのグラウンドとして使用されます。図版7及び8に、明治初期から旧制松本中学校が置かれていた当時の状況をうかがうことができます。

この状況は昭和10年に旧制松本中学校が移転するまで続き、その後は、本丸・二の丸は公園や運動場として利用されましたが、第二次世界大戦中であったため、公園としての本格的な整備は行われず、終戦を迎えます。戦後、昭和25年からの天守解体修理を機に、本丸及び二の丸の公園としての整備が行われ、現在に至る公園としての姿に整備されました（図版10）。

三の丸は、絵堀や土塁が残されていましたが、次第に撤去され、周囲の城下町と一体の市街地へと変貌していきました。

イ 本丸

明治4年以降、黒門のほか石垣上の多聞櫓・土塀等は取り壊され、天守と土塁・石垣のみが残りました。本丸御殿跡周辺一帯は、明治11年から松本農事協会の農事試験場として使用され、果樹等が植えられました（図版12）。明治18年に二の丸に旧制松本中学校が設置され、明治33年からはそのグラウンド（図版14）として本丸が使用され、黒門枳形内には旧制松本中学校の校舎が建てられました。これに伴い、太鼓門土橋から直進して本丸内に入るための通路を設けるため、黒門東門台石垣の一部が崩され、その東側の内堀も一部が埋め立てられました（図版8）。また、東側内周の多聞櫓台の石垣はその時期が不明ですが崩されて腰石垣のある土坡に改められています。この他にも、現在の土塁内周は絵図に表されているものと形状が異なっており、近代以降に改変されたと思われますが詳細が不明です。

昭和25年から30年の天守解体修理に合わせて、本丸南側外周石垣が修理されました。また、黒門東石垣も昭和30年に復元され、一の門が昭和35年に復興されました。平成元年には二の門（高麗門）及び袖塀が復元されています。

ウ 内堀

内堀は当時の士族が相互扶助のために城の堀での養魚を目的として結社した松本畜産株式会社による養鯉場として使用され、明治20年に本丸東側部分を除く範囲が国から同社に払下げられています。

内堀南側及び南東部の一部は、明治18年以降に旧制松本中学校の用地確保のため埋め立てられ、この部分には石垣が新たに付加されました。戦後、埋め立てられていた黒門枳形周囲の一部が昭和30年に復元されました。また、昭和30年の天守解体修理竣工に合わせ、埋の橋が内堀西側に架けられました。内堀の土地は、昭和32年に松本畜産株式会社から松本市が購入していますが、その代金の半額は松本城復元工事費に寄附されています。

エ 二の丸

二の丸御殿が筑摩県庁として使われましたが、明治9年に火災により焼失し、御殿北西の幕末期慶応3年（1867年）上棟（竣工は明治改元後か）の御金蔵のみが消失を免れました。跡地には明治11年に松本区裁判所が建設されました（図版17）。裁判所庁舎は明治41年に改築され、昭和53年に移転するまで裁判所用地として存続していました。二の丸のその他の部分は、南東側が長野県筑摩出張所敷地を経て、明治18年には旧制松本中学校の敷地となりました。校舎は二の丸の南側一帯に建てられ、西側には水泳場が造られました（図版8）。旧制松本中学校は、史跡指定後、昭和10年に郊外の蟻ヶ崎（現松本深志高等学校）に移転しました。

正門である太鼓門は明治4年に解体されました。しばらくは石垣も残されていましたが（図版20）、二の丸御殿跡地への裁判所設置後、明治40年頃に北石垣が崩され、南石垣の大半も旧制松本中学校校舎建設に伴い、玄蕃石周辺以外は崩されました。周囲の土塁は、二の丸御殿跡周囲は明治11年の裁判所設

置に伴って崩されたと考えられます（図版15）。南隅櫓周辺の一部はしばらく残されており、校地南側に設けられた旧制松本中学校正門と深瀬橋（現在大名町から松本城公園への入口になっている土橋の位置）を写した明治18年の写真（図版18）では、門の手前に削られた土塁と南隅櫓の一部が確認できます。明治22年頃の写真（図版19）では確認できないため、その間に崩されたと考えられます。

太鼓門桁形の石垣は明治時代に一部が取り崩されましたが、昭和40年代以降に順次復元されました。現在の太鼓門桁形（一の門・二の門及び袖堀）は平成3年に石垣修理を実施し、平成11年に復元されました。北門台石垣上の太鼓櫓は、根拠資料が不足していたため、復元には至っていません。

オ 外堀

外堀は、東外堀の太鼓門から北側部分を除き、先述の松本斉産株式会社の養鯉場として使用されました。東外堀は、二の丸御殿跡に置かれた裁判所入口が埋め立てられ土橋とされ、北外堀の二の丸御殿跡裏御門橋も土橋にされました（図版8）。南外堀は、旧制松本中学校の開校時に橋が架けられ、明治34年から37年にはこの部分が土橋にされ、現在に至っています。更にこの土橋から西側の南外堀及び西外堀は松本斉産株式会社により大正8年頃から昭和初年にかけて埋め立てられ、宅地となりました。

裁判所入口土橋は二の丸御殿跡整備に伴って昭和59年に堀に復元され、二の丸裏御門橋は平成2年に木橋に復元されています。また、現在、埋め立てられた南・西外堀の復元事業に取り組んでいます。

カ 三の丸と総堀

三の丸には上級家臣の屋敷や藩の諸施設がありましたが次第に全て撤去され、跡地を利用して警察署や郡役所、銀行等の公共的建築物や寺社が建てられました。大手門が明治4年に壊され、土塁上の土塀、櫓も全て撤去されました。

土塁は、時期差はあるものの大半が取り崩され、堀の埋立て等に用いられたとみられます。現在残存する総堀土塁は、史跡整備された西総堀土塁の他、北総堀沿い、東総堀沿いの3か所のみです。大手門石垣は明治9年に撤去され、平成24年に行われた発掘調査では、築石の大半が撤去されていたことが明らかになっています。その石を用いて千歳橋が架け替えられ、明治13年の明治天皇行幸の錦絵等にも表されています。また四柱神社の御幸橋（図版26）や本町の緑橋にも転用されました。

総堀は順次埋め立てられていき、現在では東側北半部及び北総堀東端部の約350メートルを残すのみとなっています。南側の総堀西半部は、その南に広がる市街地とのつながりから、明治時代になると早い段階で埋められています。明治11年には四柱神社が現在地に建てられ、南総堀東半部の一部が埋め立てられました。これによって総堀と女鳥羽川に挟まれた細長い土手状の地形であった縄手は、三の丸と地続きになりました。西側の総堀も、大正13年の地図では市街地となっているため、その頃までには埋められたことがわかります。北側の総堀は、昭和9年以前の地図には記載があり、昭和初期までは残っていました。

松本城と城下町を区分していた総堀の埋立てや土塁の取り崩しにより、三の丸内の市街化と城内と城下町との一体化が進み、かつての区分がわかりにくくなりました。また明治時代の大火により、江戸時代の建物は失われており、町割がかつての姿を留めています。東総堀は宅地化や道路事情の変化の中で法面部分が埋められて石垣が築かれ、水面のみが残っている状況です。総堀のその他の痕跡としては四柱神社御幸橋が架かる部分の池があります。

キ 城下町

明治時代の大火、特に明治45年の大火により、江戸時代の街並みはほとんど失われましたが、現在も道筋はほぼそのままの様相で残り、閑静な住宅街となっています。町人地の短冊型の地割や武家地の地割が現在の宅地や店舗の境界に引き継がれている場所も多くあります。橋倉家住宅や高橋家住宅はわずかに残った武家屋敷であり、それぞれ県・市の文化財指定を受けています。中でも高橋家住宅は、松本市立博物館の施設として公開されています。

道筋は明治22年に東町から北の道が上田町（現上田市）に向かう長野県道第二路線（現国道143号）の一部として整備された際に大きく変更された箇所もありますが、善光寺街道沿い（萩町、安原町等）を除くとほぼ江戸時代当時の姿を留めています。明治35年に鉄道（篠ノ井線）が開通し、駅前を中心に新しい市街地が拡大していき、現在では駅前の発展がめざましいですが、本町等の古くからの市街地と駅前が一体となって商業地区を形成しています。現在では商店・住宅が混在し、宿場の面影はほとんど

残っていません。更に五十連隊が東北の方向に設置され、新しく道も開かれました。近代になり、広い土地を利用して学校や病院施設が建築され、また周辺部からの流入などによる人口の増大とともに市街地化されました。また、寺院の多くは明治初年の廃仏毀釈に遭っていますが、その後復活したものもあり、現在も寺院が集中して存在する地域となっています。

4 松本城周辺の社会的環境

(1) 松本市の位置

松本城のある松本市は、長野県のほぼ中央部に位置します。平成17年の旧松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡梓川村、安曇村、奈川村、平成22年の東筑摩郡波田町との合併を経て現在に至っています。面積は978.77平方キロメートルです。市域の60パーセントは山林であり、市域の東西に広く分布しています。市域の中央部が、南北に細長い松本盆地の中央部であり、平坦地が広がっています。

(2) 交通

松本市の現在の幹線道路の多くは、江戸時代の街道を引き継いでおり、道路交通網の結節点であるという点も変わっていません。善光寺街道は犀川沿いに道筋を変えて国道19号に、糸魚川街道はほぼ同じ道筋で国道147号に、野麦街道はほぼ同じ道筋で国道158号に、武石街道は三才山峠（トンネル）に道筋を変えて国道254号に、それぞれ継承されています。明治22年には上田市に向かう県道第二線路が造られ、現在の国道143号となっています。現在はこれらに加えて中央自動車道が平成4年に全通し、東京、名古屋といった大都市圏とつながり、上信越道を経て新潟県等と結ぶ大動脈となっています。

また、明治35年に篠ノ井線が開通し、松本駅は城下町の南西郊外に設けられました。その後明治44年の中央本線の全通によって東京、名古屋と、昭和32年には大糸線が全通して糸魚川と結ばれました。

近代以降は輸送の主力は牛馬・人力から鉄道に替わっていきます。開通当初こそ閑散としていた松本駅前でしたが、従来の城下町（南側町人地）とつながっていき、現在のような一体となった商業地区を形成するようになりました（図版11）。

(3) 松本城周辺部の土地利用

第7図に示したとおり史跡松本城（本丸・二の丸）の北側は、第1種・第2種住居地域となっており、南側は商業地域となっており、江戸時代の城下町の在り方をほぼ踏襲しているといえます。それに加えて前述のように駅前の市街地と一体となっている様子をよく示しています。南側の商業地域は、戦後近代化事業が行われ、現在に至っています。明治期の大火や、近代化が行われたこともあり、江戸時代の城下町らしい町並みは、町割を除きほとんど残っていません。松本城二の丸の周囲一帯は市街地となっており、特に南側には一面ビルが立ち並んでいます。

特に高度経済成長期以降、松本市街は大きく近代化しました。松本城南側の本町等も、昭和41年に近代化事業が行なわれ、その後昭和50年代には松本市を主会場に開催されたやまびこ国体（昭和53年）を契機に駅前の区画整理事業が実施されました。本町等の旧市街と駅前には、近代的なビルが立ち並ぶ街となり、江戸時代には松本で最も高い建物であった松本城天守も、完全な平城であることもあり、市街地の中に埋没し、その姿は三の丸からは限られた場所からしか望むことができなくなっています。

(4) 観光都市として

松本市は、松本城、上高地などの重要な観光資源があり、観光都市としての側面を持っています。また国際会議観光都市の指定を受けており、松本観光コンベンション協会も整備され、近年の外国人観光客の増加にもつながっています。

また、松本市街地一帯は、扇状地の扇端部であるため地下水位が高く、中心市街地には井戸や湧水が多くあり、これらは平成20年に「まつもと城下町湧水群」として環境省による平成の名水百選に選定されています。この湧水は、江戸時代から松本城下町の水源としても用いられてきました。江戸時代後期には、源池周辺の湧水地帯から城下町へ木樋による引水が行われ、町の辻には溜井戸が設けられ、人々に使われていたことが、城下町跡での発掘調査や古文書等により明らかとなっています。現在でも、松本市の水源の一つとして利用され、城下町の風情をしのばせる観光資源ともなっています。

5 松本城とその周辺の土地利用規制・関連諸計画

松本城とその周辺地域においては、これまで本市のシンボルである松本城の眺望景観を保全し、調和を図るまちづくりを重視し、史跡松本城・国宝松本城天守の保存・活用・整備に加えて様々な観点から歴史的景観の保全に関する取組みを進めています。表1のように松本城とその周辺の土地利用や景観保全に関連する法令及び諸計画が定められており、概要は以下のとおりです。

(1) 法令・条例

ア 文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）

松本城は、大正8年に制定された史跡名勝天然記念物保存法（以下「旧法」という）により、昭和5年11月19日に国の史跡として指定されています。昭和25年以降は、旧法を廃止して制定された文化財保護法の規定に基づき、建築物・工作物等の設置・除却等の史跡の現状変更等の行為については、事前に文化庁長官の許可が必要となります（文化財保護法第125条）。

イ 都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）

(7) 都市公園

史跡松本城は、都市公園として都市計画決定された区域に含まれています。一部公園として未開設の範囲にあつては、建築物の建築等に当たっては市長の許可が必要となります（都市計画法第53条による一定の建築制限が課されます）。

(4) 用途地域

都市計画法第8条（地域地区）の区分により、史跡松本城のうち、本丸地区・二の丸地区は第二種住居地域、東総堀は近隣商業地域と商業地域、西総堀土墨跡は商業地域に指定されており、建築物の規模（建ぺい率・容積率）、用途に制限が設けられています（第7図）。

(4) 風致地区

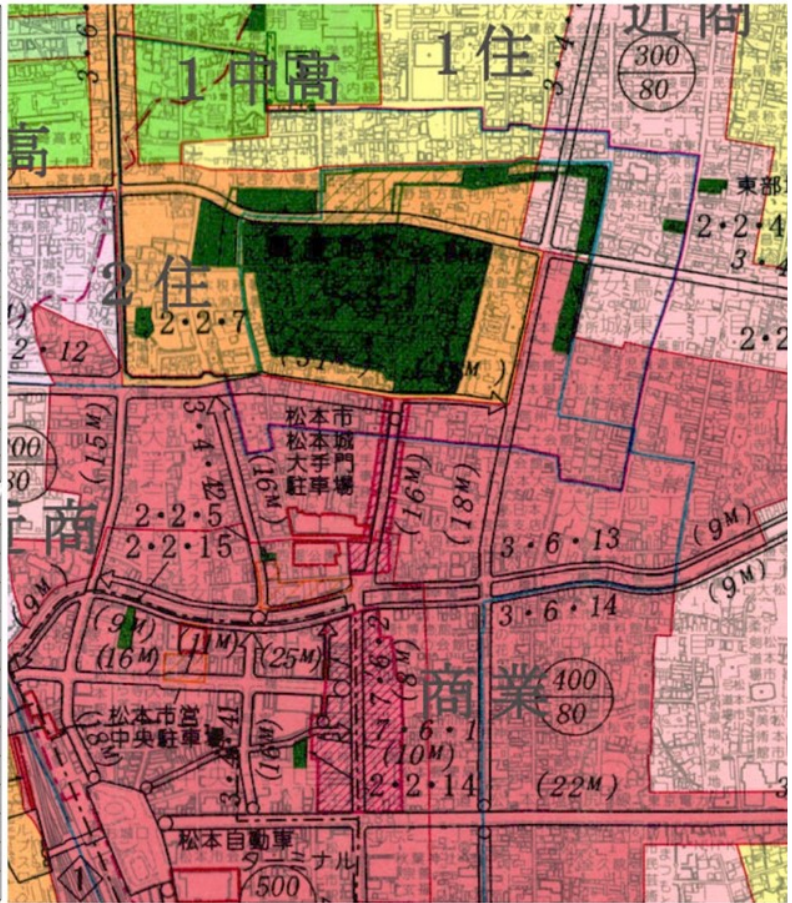
昭和15年に指定された松本城址地区（14.4ヘクタール）は、松本市を代表する歴史性と緑の拠点としての役割を担うため、史跡松本城およびその周辺が指定されています（第8図）。「風致地区」とは、都市における良好な自然環境の維持・保全を目的として、自然的・歴史的要素に富んだ地域または樹林に富んだ住宅地域等において定めるものです。風致の維持を図るため、地区内で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を行う場合は市長の許可が必要となります。

表1 関連法令・諸計画一覧

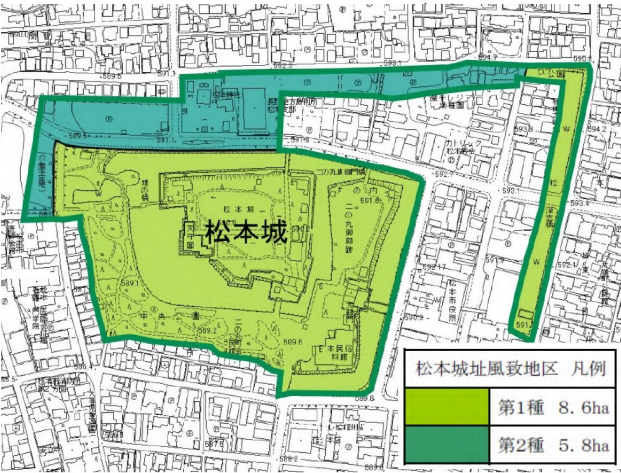
	名称	所管等	指定・策定等年月日等
法令・条例	ア 文化財保護法（史跡指定）	文化庁	昭和5年11月19日
	イ 都市計画法 （都市公園、用途地域、風致地区、高度地区、防火・準防火地域）	国土交通省 建設部公園緑地課 建設部都市政策課	---
	ウ 松本市都市公園条例	建設部公園緑地課	昭和32年3月30日条例第4号
	エ 松本市景観条例	建設部都市政策課	平成20年3月6日条例第3号
	オ 松本市屋外広告物条例	建設部都市政策課	平成20年12月18日条例第62号
上位計画・関連計画等	ア 松本市総合計画(基本構想2020・第10次基本計画)	政策部政策課	平成23年3月策定(期間：平成23～32年度)
	イ 松本市教育振興基本計画	松本市教育委員会 教育政策課	平成24年3月策定
	ウ 松本市都市計画マスタープラン	建設部都市政策課	平成22年3月策定
	エ 松本市景観計画	建設部都市政策課	平成20年4月策定
	オ 松本城三の丸地区整備基本方針	建設部都市政策課	平成27年3月策定
	カ 緑の基本計画	建設部都市政策課	平成27年3月策定
	キ 松本市歴史的風致維持向上計画	建設部都市政策課	平成23年6月認定(期間：平成23～32年度)
	ク 松本城およびその周辺整備計画	松本市教育委員会 松本城管理事務所	平成11年9月策定
ケ 国宝松本城天守保存活用計画	松本市教育委員会 松本城管理事務所	平成27年3月策定	

凡 例	
	行政区域界
	都市計画区域界
	市街化区域界
	都市計画道路
	市公園・緑地
	施設
	その他の都市施設
	風致地区 (第1種・第2種)
	防火・準防火地域
	高度地区
	特別業務地区
	土地区画整理区域
	人口集中地区 (平成22年)
	地区計画区域
	高度利用地区
	建築協定
	駐車場整備地区

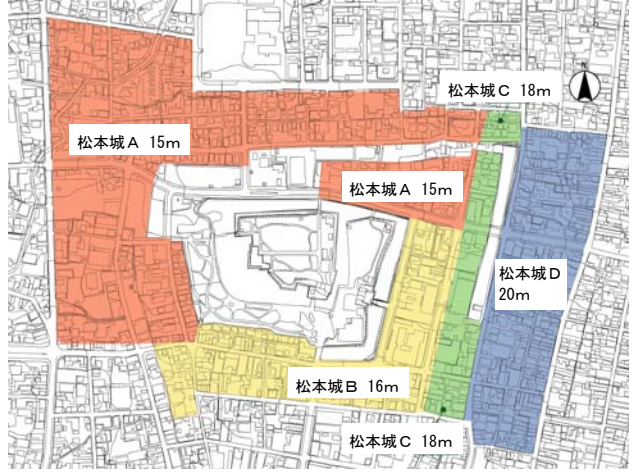
用途地域区分	形態区分
	第1種低層住居専用地域 (100/30)
	第2種低層住居専用地域 (100/30)
	第1種中高層住居専用地域 (100/60)
	第2種中高層住居専用地域 (100/60)
	第1種住居地域 (100/60)
	第2種住居地域 (100/60)
	準住居地域 (100/60)
	近隣商業地域 (100/30)
	商業地域 (100/30)
	準工業地域 (100/60)
	工業地域 (100/60)
	工業専用地域 (100/60)
	用途地域指定のないもの (100/60)



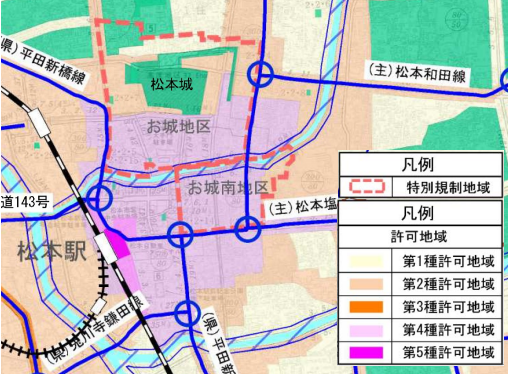
第7図 松本都市計画図（史跡松本城とその周辺部）



第8図 風致地区区分図



第9図 高度地区区分図



第10図 屋外広告物規制図



第11図 景観計画お城地区

(1) 高度地区

平成13年3月に、建築物の高さ制限を定めた高度地区（32.6ヘクタール）が指定され、松本城本丸及び二ノ丸内から望む北アルプス及び美ヶ原を中心とした東山の優れた景観保護、松本城天守の存在感保持、また松本城周辺の住環境の保全を図っています（第9図）。

(2) 防火・準防火地域

史跡指定地は準防火地域に該当し、建築物については用途により内・外装に一定の制限が発生するほか、消防用設備等の設置が義務付けられています。

ウ 松本市都市公園条例（昭和32年3月30日 条例第4号）

史跡松本城及びその周辺は、松本城公園（総合公園）として都市計画決定されています。

・総合公園 松本城公園 松本市丸の内1番1

エ 松本市景観条例（平成20年3月6日 条例第3号）

それまでの松本市都市景観条例を全面改正し、景観法の規定に基づく事項その他良好な景観形成に必要な事項を定め、魅力あるまちづくりに資することを目的として制定したものです。この景観条例に基づき、松本市の景観形成の指針となる松本市景観計画を、平成20年4月に策定しています。

オ 松本市屋外広告物条例（平成20年12月18日 条例第62号）

看板・各種サイン等の掲出及び設置に対し、良好な景観形成、風致の維持及び公衆への危害防止を目的とした規制を行う条例であり、松本市の特性を踏まえた独自の屋外広告物条例としています。本市の魅力である北アルプスや美ヶ原高原などの山岳眺望と松本城を中心とした歴史的景観の保全のため、屋上広告物や野立て看板の規制を強化するなど、独自条例としての有効性と実効性を確保しています。本条例において、史跡松本城は禁止地域に該当し、景観計画重点地区である「お城地区」及び「お城南地区」は、この条例においても特別な規制を行う地区として、各地域の許可基準に加え、屋上広告物の禁止・色彩制限の上乗せをした行為制限を定めています（第10図）。

(2) 上位計画及び関連計画

ア 松本市総合計画（基本構想2020・第10次基本計画）

将来の都市像を「健康寿命延伸都市・松本」として、平成23年3月に策定された松本市の諸計画の最上位の計画であり、平成23年度から32年度を計画期間としています。

「健康寿命延伸都市・松本」とは、健康づくりを核とし、経済、産業、観光、教育、環境、都市基盤整備など様々な分野が連携し、「心と体」の健康づくりと「暮らし」の環境づくりを一体的に進めることです。そして、互いに助け合い、学びあい、安心して暮らせる持続可能なまち、夢と希望にあふれ、住んでよかった、住んでみたいと思えるまちを、主役である市民と行政との協働で創造していくとしています。

総合計画の基本施策の一つに、「城下町まつもとの再生」を掲げています。これは、松本市の歴史の核であり、松本市民の誇りでもある松本城を市民とともに次世代に伝承するとともに、松本城外堀復元と内環状北線道路整備を一体的に行い、松本城をとりまく歴史的な景観形成を図り、松本城の玄関口である大手門枡形周辺の整備を行うなど、松本城を中心としたまちづくりを総合的に進めることを示す内容です。

イ 松本市教育振興基本計画

平成24年3月に策定された教育行政の推進に係る基本的な計画であり、本計画の上位計画です。「学都松本」を掲げる本市が、市民とともに進める教育のめざすべき方向性及び目標を明らかにする「基本構想」と、目標ごとの具体的な事業などを定める「基本計画」で構成されています。「基本計画」は、教育分野を六つの柱に整理し、19の基本施策を掲げ、「5 歴史・文化資産の保護と活用」の中に「松本城の保存・整備と活用」として、史跡整備事業等の各種事業を位置付けています（第12図）。

ウ 松本市都市計画マスタープラン

都市づくりの将来像を「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」とし、平成22年3月に策定し、平成37年度を目標年次としています。「安全で安心してゆとりを持って暮らせる都市」、「美しい環境を未来へつなぐ都市」、「熱気と活気にあふれ輝く都市」を将来像として描いています。その実現に当たって四つの都市づくりの目標を設定し、更に具現化するための基本方針を設け取り組んでいます。

地域別構想では、城下町として栄えた中心市街地を含む地域である中央部地域、中央北部地域の将来像をそれぞれ「歴史的遺産や豊かな水と緑を活かしたうのおいのある広域交流拠点」、「豊かな自然や歴史

文化と調和したうらおいのある文教のまち」としており、整備方針では、城下町にふさわしい歴史的・伝統的街並み景観を保全し、水辺空間を活用したうらおいのある景観形成を図ることとしています。

エ 松本市景観計画

松本市は四季折々の表情が美しい自然に囲まれ、また由緒ある歴史的資源や、人々が育んできた文化的資源など、世界に誇るべき豊かな景観資産に恵まれています。このすばらしい景観を守り、育て、未来へと引き継ぐため、本市における景観形成の指針として策定したものです。この計画には、景観重点地区を定める規定を設けており、松本城周辺地区は「お城地区」として指定し、景観のシンボルである松本城と城下町松本の景観を保全し、かつ景観的魅力が高まるように独自の基準を設けています（第11図）。

オ 松本城三の丸地区整備基本方針

松本城南・西外堀復元事業や内環状北線整備事業などの松本城を中心としたまちづくりを推進するため、これらの事業の実施によって大きく変化することが予想される二の丸町会や大名町及び土井尻地区を中心とした三の丸地区において、両事業と一体的なまちづくりを進めていくことが必要であることから、平成27年3月に整備基本方針を策定したものです。概要は以下のとおりです。

○三の丸（大名町・土井尻エリア）一体が「松本城内」であることを意識し、まち全体で歴史や文化を感じ、多世代が住まい、交流活性化による賑わいを創出する拠点として、多様な都市機能を備えた魅力あるまちづくりを進める。

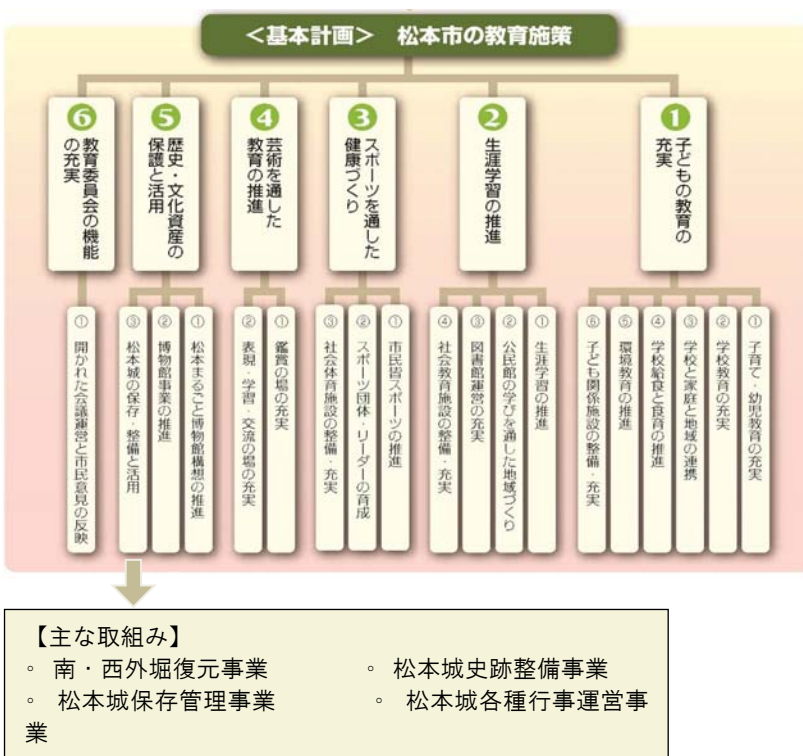
○中心市街地へ自家用車での乗り入れを極力制限するとともに、「城下町まつもと」の回遊性を高め、来訪者が満足感を得られる空間の在り方を整理し、歩行移動を促すオープンスペースの確保と高質化を図る。

カ 緑の基本計画

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。「まちの将来像」として「いのち育む ころ育む 水と緑のまち 松本」を定め、市内を五つのエリアに区分し、それぞれの将来像と取り組むべき施策を定めています。松本城は「中心市街地エリア」に含まれ、「『湧水や緑陰の周りに人々が集まり、賑わいを作り出している』まち」を将来像とし、主な施策として「文化財や寺社と一体となった樹木等の保全」が掲げられ、松本城史跡整備・保存管理事業に合わせた緑の在り方を検討することとしています。

キ 松本市歴史的風致維持向上計画

松本市は、北アルプスや美ヶ原高原などの山並みを背景に望み、国宝松本城を中心とする約400年前に形成された町割や、歴史的建造物などの歴史的資源が四季折々の美しい表情を見せています。また、豊かな湧水による水めぐる城下町は、先人たちにより生まれ、受け継がれ、人々の営みが、道祖神を始めとする様々な習俗、祭礼といった文化的資源を心の拠り所として継承されています。そして、これらが一体



第12図 松本市教育振興基本計画の体系

松本市の維持向上すべき歴史的風致

松本市は、北アルプス連峰や美ヶ原高原などの山並みを背景に望み、国宝松本城を中心とする約400年前に形成された町割や、歴史的建造物などの歴史的資源が四季折々の美しい表情を見せている。また、豊かな湧水による水めぐる城下町は、先人たちにより育まれ、受け継がれ、人々の営みが、道祖神を始めとするさまざまな習俗、祭礼といった文化的資源を心のよりどころとして継承されている。そして、これらが一体となって良好な市街地の環境が形成され、松本市固有の歴史的風致を生み出している。



第13図 松本市歴史的風致維持向上計画の概要

となって良好な市街地の環境が形成され、松本市固有の歴史的風致を生み出しています。

松本城を中心とする城下町は、町割や歴史的建造物と人々の伝統的な活動が一体となって良好な市街地を形成し、松本の風情、情緒を醸し出している代表的な地域であり、また歴史的風致が損なわれつつある課題もあることから、松本城と城下町及びその周辺に重点区域を設定し、松本城南・西外堀復元事業や、松本城大手門枳形周辺整備事業のほか各種施策・事業を行う計画を定めています。

ク 松本城およびその周辺整備計画

昭和52年に策定した「中央公園整備計画」を引き継ぎ、平成11年9月に史跡松本城の整備基本計画として策定したものです。本計画において、整備の基本方針を4項目定めています。

- ・ 国宝松本城天守及び史跡松本城の歴史的・文化的価値を重視し、文化財保護の見地に立って、その保全及び復元を行うとともに、観光資源的機能と都市公園の性格や機能にも配慮する。
- ・ 本丸、二の丸の全域において、史実に基づく遺構の復元整備、城跡にふさわしい施設を整え、かつ城構えを踏まえた史跡の範囲の拡大を目標とした整備を行う。
- ・ 史跡外に残る城郭関係遺構についても調査をすすめ、その保護と活用をはかり、併せて歴史的景観の保全につとめる。
- ・ 松本市の歴史的シンボルとして、文化・教育面に資するとともに、その向上発展を目指す。

更に基本方針を踏まえて、本丸地域・二の丸地域・三の丸地域、歴史的町並の保存の区分を設け18の整備項目を掲げ、それぞれの整備内容を定めています。本計画に基づき史跡松本城とその周辺部の整備事業が進められ、現在に至っています。

ケ 国宝松本城天守保存活用計画

国宝松本城天守の保存、活用の基本方針を定めるため、文化庁の「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき平成27年3月に策定したものです。天守の保存と活用に係る保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画、保護に係る諸手続きを定めています。

第3章 史跡松本城の現状

1 指定に至る経緯

(1) 当初指定

大正8年に史跡名勝天然記念物保存法が公布され、長野県が県内の史跡名勝天然記念物調査を実施し、大正12年から調査報告書を刊行しました。松本城は、大正12年に唐澤貞治郎氏、岩崎長思氏による調査成果が「史蹟名勝天然記念物調査報告書第1集」に掲載されました。

昭和3年8月には、松本城の史跡指定に関する内申が行われ、昭和5年11月19日付で「松本城」が史跡名勝天然記念物保存法による史跡に指定されました。戦後、昭和25年の文化財保護法の施行に伴い、史跡名勝天然記念物保存法は廃止され、旧法による史跡指定は文化財保護法による指定とみなされました。

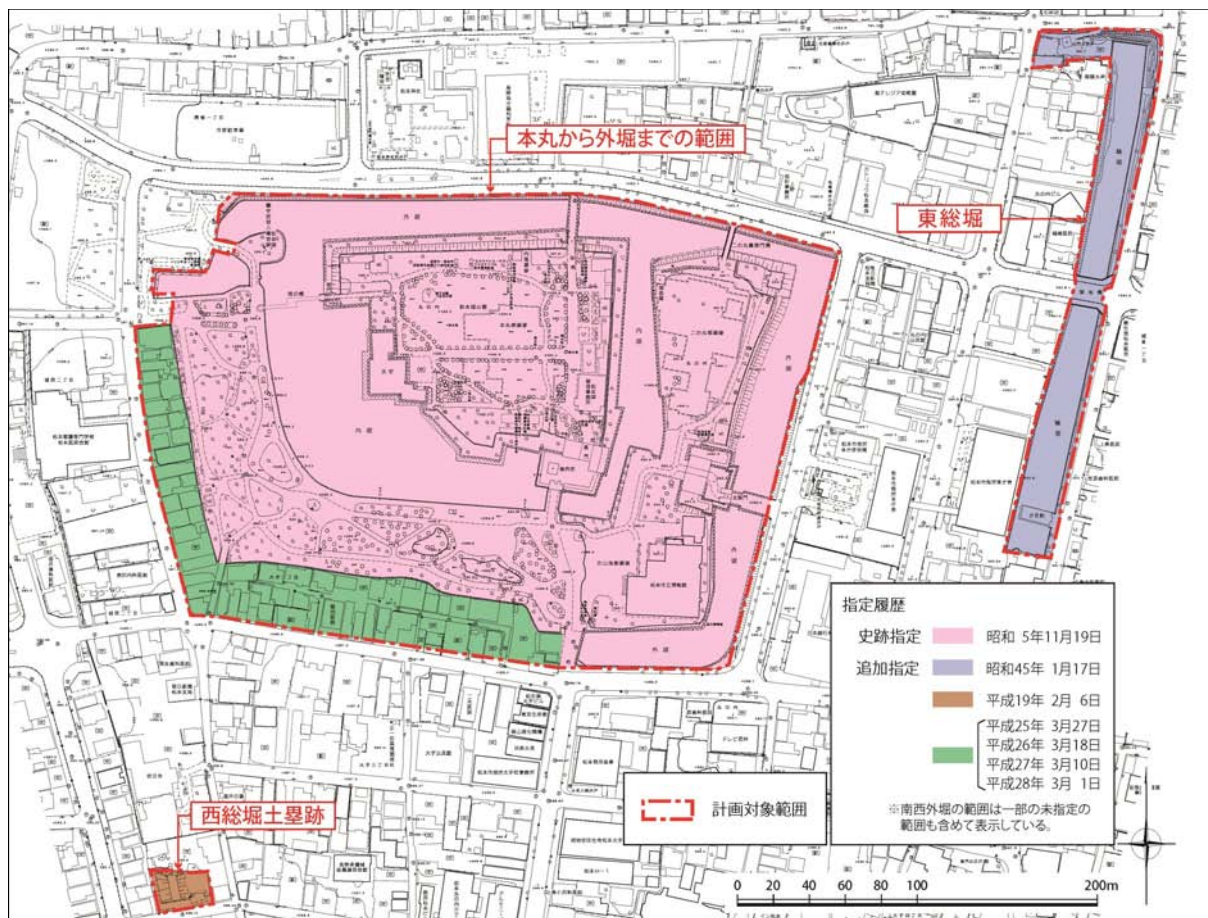
なお、天守は昭和11年に国宝保存法により「松本城」として国宝(旧国宝)に指定されました。文化財保護法により旧国宝は重要文化財とみなされ、昭和27年に「松本城天守」として国宝に指定されました。

(2) 追加指定

昭和45年には東総堀が、平成19年には西総堀土塁跡がそれぞれ史跡松本城に追加指定されています。平成24年度からは、南・西外堀復元事業の推進に伴い、事業用地の追加指定に取り組んでいます。現在の史跡指定範囲は、第14図のとおりです。

東総堀は、総堀のうち水堀として残存している範囲(北西隅部分は埋め立てられています)であり、昭和5年の当初指定範囲に含まれなかったものの、昭和15年に、本丸・二の丸等と共に風致地区(松本城址地区)に指定され、景観上の保護が図られていました。昭和41年2月に史跡追加指定の申請を行い、昭和42年2月に長野県により、文化財保護法第70条第1項(当時 現在の第101条第1項)による史跡仮指定を受けました。昭和42年8月に再度史跡追加指定の申請を行い、昭和45年1月に指定となりました。

当時、総堀を埋め立てて土地として利用を図るべきとの要望が市民から多く寄せられており、史跡として保護を図るため、追加指定の申請に至ったものです。中心市街地に広い土地が必要となっていたこと、松本



第14図 史跡松本城指定範囲

市有地として松本市が管理していたものの、管理が不十分であったこと等が背景にあったようです。風致地区に指定されていたことから、水面の埋立が規制され、史跡指定までの間、水堀の姿をとどめていたもので、風致地区の指定が東総堀の保存に大きな役割を果たしていました。

西総堀土塁跡は、顕在遺構として残存している3カ所の総堀土塁の一つとして把握されていましたが、文化財指定等の保護措置が取られずにいました。平成18年に土塁の削平を伴う開発行為が予定されたことから、当時の土地所有者と協議を行い、発掘調査を実施し、土塁、その西側の総堀、東側の武家地が確認されました。顕在遺構として残存する数少ない貴重な遺構であることから、土地所有者の同意を得て、史跡追加指定を受けたものです。追加指定後、公有化し、西総堀土塁公園として整備し、公開活用を図っています。

南・西外堀は大正8年から昭和初めにかけて埋め立てられ、現在は住宅地や店舗の立ち並ぶ範囲です。「松本城周辺整備報告書」、「中央公園整備計画」、「松本城およびその周辺整備計画」において、南・西外堀復元事業が整備項目として掲げられ、現在に至っています。「松本城およびその周辺整備計画」では、南・西外堀復元事業を、南側に隣接する都市計画道路（内環状北線）拡幅整備事業と一体的に行うこととしており、平成8年度以降、試掘調査による堀の位置の確定、それに基づく史跡指定範囲の設定、地元権利関係者との協議を継続的に進めてきました。平成19年度から、市として南・西外堀と内環状北線の一体的な整備に具体的に取り組むこととし、組織整備、権利関係者への意向調査、復元事業に関する事業計画の策定等を実施しました。平成24年度からは、史跡として保護を図ることを目的に、権利関係者の同意の得られた範囲から順次史跡追加指定を図り、平成25年度からは追加指定範囲の公有化に取り組んでいます。



第15図 南・西外堀の範囲と史跡指定を図る範囲

2 指定の状況

(1) 指定告示及び指定理由

ア 当初指定（昭和5年）

○文部省告示第二百二十二號

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和五年十一月十九日

文部大臣 田中 隆三

第一類

史蹟

名稱	地名	地番
松本城	長野縣松本市大字北深志字二の丸	一番イ號、一番ロ號、一番ハ號ノ一、一番ハ號四、一番ニ号、一番ノ一、二番、三番ト號ノ四、三番ト號ノ五、三番ノ五、一五六六番ノ一、一五六六番ノ二、一五六六番ノ三
	同字二の丸跡地	三番イ號、三番ロ號ノ一、三番ロ號の二
	同字花畑	三番ハ號一ノ二、三番ヘ號二ノ一ノ一
	同字土井尻町	二五番
		右地域内ニ介在スル道路敷

指定説明

松本市ノ北部ニ位スル平城ニシテ天正年間石川康昌ノ経営ニ係リ其ノ子光長城壘ヲ修築シテ現今ノ規模ヲ成セリト傳フ後小笠原、戸田、水野ノ諸氏在城シ享保十年戸田光慈入城シテ子孫相繼キ明治維新ニ至ル 城構ハ本丸、二ノ丸、三ノ丸ヲ備ヘ本丸ハ周圍ニ城門ヲ有スル石壁並城濠ヲ繞ラシ西部ニ五層ノ

天守閣三層ノ小天守及月見櫓ヲ有シ東南ニ黒門趾ヲ残セリ二ノ丸ハ本丸ノ東及南ニ連リ外濠ノ見ルヘキモノアリテ三ノ丸ハ全ク市街地トナリタルモ外濠ハ溝渠トナリテ諸所ニ遺存セリ

指定ノ事由

保存要目史蹟ノ部第四ニ依ル

保存ノ要件

公益上必要已ムヲ得サル場合ノ外現状ノ變更ハ之ヲ許可セサルコトヲ要ス

建物ハ應急ノ修理ト雖十分ノ注意ヲ要ス

(注：「保存要目史蹟ノ部第四」は、「古城址、城砦、防壘、古戦場、國郡廳址其ノ他政治軍事ニ關係深キ史跡」)

イ 東総堀の追加指定（昭和45年）

○文部省告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡松本城（昭和五年文部省告示第二百二十二号）に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和四十五年一月十七日

文部大臣 坂田 道太

所在地	地域
長野県松本市大字北深志丸の内	一〇二番ノ七のうち実測一〇平方メートル、一〇四番ノイノ一のうち実測五五平方メートル、一〇四番ノイノ二のうち実測一四平方メートル、一〇四番ノ四、一〇四番ノ一五のうち実測九・四五平方メートル、一〇四番ノ一六、一〇四番ノ一七、一〇四番ノ一八、一〇四番ノ一九、一〇四番ノ二一、一〇四番ノ二二、一〇四番ノ二三、一〇四番ノ二四、一六三番ノロ 松本市道葵馬場線道路敷のうち右の地域内に介在する部分を含む

指定説明

既指定地は、本丸跡、二の丸跡、外堀の一部であるが、三ノ曲輪跡東側に現存する惣堀を追加指定するものである。

ウ 西総堀土塁跡の追加指定（平成19年）

○文部科学省告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年二月六日

文部科学大臣 伊吹 文明

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号及び昭和四十五年文部省告示第二号	長野県松本市大手二丁目	五四番四、五五番六

指定説明

松本城は戦国時代から幕末まで継続して使われた信州を代表する近世城郭である。初め、深志城と呼ばれ、甲斐の武田氏が守護小笠原氏を追放し、信濃支配の拠点としたことから重要性を増すこととなった。武田氏滅亡後は北から上杉氏が、南から徳川氏が信濃支配をめざすが、徳川氏の支援を得た小笠原氏が奪取し、城下町の経営を進めた。天正18年（1590）の家康の関東移封に伴い、小笠原氏に替わって豊臣系大名である石川数正が入部し、数正・康長父子により城と城下町の建設が大きく進展した。関ヶ原の戦後は、小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田氏とめまぐるしく藩主が交代し、明治維新を迎える。外周に総堀をめぐらし、内側に三の丸を置く。その北寄りに外堀があり、内側が二の丸、更にその内側の東・南・西に内堀を掘り、本丸を置く。三の丸南側の総堀のすぐ南に女鳥羽川が総堀と並行して東から西へ流れ二重の堀としての役割を果たしていた。本丸の西南隅には国宝松本城天守がある。松本市教育委員会は平成11年に「松本城およびその周辺整備計画」を策定し、史跡整備を進めている。追加指定地は西総堀土塁の一部であり、開発計画に伴い、市教育委員会が発掘調査を実施した。その結果、石川氏による築城時のものであると考えられるに至ったことから、追加指定を行い、保護の万全を期そうとするもので

ある。

エ 南・西外堀の追加指定（平成25～28年）

○平成25年文部科学省告示第四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号及び平成十九年文部科学省告示第十二号	長野県松本市大手三丁目 同城西二丁目	三番一のうち実測一一〇・二二平方メートル、三番六のうち実測四七四・二八平方メートル、三番七のうち実測四四五・四〇平方メートル、三番九のうち実測三五六・三二平方メートル、三番一〇のうち実測六九・五九平方メートル、三番一一のうち実測二九二・一七平方メートル、三番一二のうち実測一〇二一・三三平方メートル、三番一三のうち実測三三二・一四平方メートル、三番二六のうち実測九・一九平方メートル、三番二七のうち実測六九・三二平方メートル、三番二八のうち実測二〇・三四平方メートル、三番二九のうち実測三四三・三六平方メートル、三番三〇のうち実測一五・三四平方メートル、三番三一のうち実測二一二・六〇平方メートル、三番三二、三番三三、三番三四、三番三五、三番三六、三番三七、三番三八、三番三九のうち実測三六二・七九平方メートル、三番四〇、三番四一、三番四二、三番四三のうち実測七五・〇七平方メートル、三番四四、三番四五、三番四六、三番四七 三番三のうち実測二二二七・四三平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○平成26年文部科学省告示第三十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十八日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号及び平成二十五年文部科学省告示第四十六号	長野県松本市大手三丁目 同 松本市城西二丁目	三番七六のうち実測〇・七平方メートル、三番七七のうち実測四・二五平方メートル、三番七九のうち実測一・五一平方メートル、三番九三、三番九六 三番三、三番二五、三番三六、三番四二 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○平成27年文部科学省告示第四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号及び平成二十六年文部科学省告示第三十七号	長野県松本市大手三丁目 同 城西二丁目	三番七五、三番七七のうち実測九八・七〇平方メートル、三番八四、三番八五 三番二三 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○平成28年文部科学省告示第三十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣 馳 浩

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号、平成二十六年文部科学省告示第三十七号及び平成二十七年文部科学省告示第四十四号	長野県松本市城西二丁目	三番二九

指定説明（平成25年度のもの）

松本城は戦国時代から幕末まで継続して使われた信州を代表する近世城郭である。

初め、深志城と呼ばれ、甲斐の武田氏が守護小笠原氏を追放し、信濃支配の拠点としたことから重要性を増すこととなった。武田氏滅亡後は、徳川氏の支援を得た小笠原氏が回復し、城下町の経営を進めた。天正18年（1590）の家康の関東移封に伴い、小笠原氏に替わって豊臣系大名である石川数正が入部し、数正・康長父子により城と城下町の建設が大きく進展した。関ヶ原の戦い後は、小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田氏とめまぐるしく藩主が交代し、明治維新を迎える。外周に総堀を廻らし、内側に三の丸を置く。その北寄りに外堀があり、内側が二の丸、更にその内側の東・南・西に内堀を掘り、本丸を置く。三の丸南側の総堀のすぐ南に女鳥羽川が総堀と並行して東から西へ流れ二重の堀としての役割を果たしていた。本丸の西南隅には国宝松本城天守がある。

昭和5年に本丸と二の丸が指定され、昭和45年に総堀、平成19年に西総堀土塁跡が追加指定された。松本市教育委員会は平成11年に「松本城およびその周辺整備計画」を策定し、史跡整備を進めている。追加指定地は南外堀西側と西外堀に相当する。当該地は明治20年（1887）、長野県から松本斎産土地株式会社（堀での養魚を目的に結社）に払い下げられ、現在も同社がほとんどの土地を所有している。大正期に至って、堀を埋め、宅地として貸し付けることが始まり、昭和初期には大部分が宅地となったことが跡づけられる。平成9年、同18年、同20年に松本市教育委員会は南・西外堀の範囲確認のた

めの調査を実施し、平成23年度には松本市が「松本城南・西外堀復元に係る事業計画」を策定し、幕末維新期の外堀の復元を行うこととした。外堀の三の丸側は、享保13年（1728）の絵図に、西外堀は土坡、南外堀の西側は石垣と表現されているが、発掘調査の成果ともよく符合するものであった。

今回、松本城の城郭構造を考える上で重要であり、その範囲と構造が明らかとなった南・西外堀の条件が整った部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(2) 国宝松本城天守の指定

ア 旧国宝保存法による国宝指定（昭和11年）

○文部省告示第二百三號

國寶保存法第一條ニヨリ左記ノ建造物ヲ國寶ニ指定ス

昭和十一年四月二十日

文部大臣 平生 鈞三郎

名稱	構造形式	所有者	所在地
松本城	天守 五層天守、内部六階、屋根本瓦葺 乾小天守 三層櫓、内部四階、屋根本瓦葺 渡り櫓 二層渡櫓、屋根本瓦葺 辰巳附櫓 二層櫓、屋根本瓦葺 月見櫓 單層、屋根四注造、本瓦葺	國（文部省所管）	長野縣松本市大字北深志字二ノ丸

指定理由

松本城ハ、永正元年小笠原氏ノ支族島立右近貞永ノ創始トイフ、後武田氏ノ繩張、小笠原貞慶ノ擴張等ヲ經テ、文祿三年石川玄蕃光長大ニ土木ノ工ヲ起シ、門、櫓ヲ作り、濠、石垣ヲ築キ、殿舎ヲ經營シ、天守閣ヲ造立シテ、近國ニ並ビナキ名城ト言ハルルニ至ツタ、寛永年間、松平出羽守直政更ニ之ヲ増營シ、辰巳附櫓、月見櫓等ハ此ノ時ニ成ルトイフ、享保十二年本丸御殿焼失、天保十三年天守閣修理、其他數次ノ補修アリ、明治維新ニ城ハ廢サレ、明治四年兵部省ノ有ニ歸シ、五年、櫓、門、塀等ヲ公賣ニ附シテ夫々取毀チ、僅カニ天守ノ一郭ノミ保存サレテ今日ニ及ブ、明治四十年一タビ地方有志ノ保存修理ヲ受ケタ、當天守ハ、大小天守ヲ渡櫓ヲ以テ繼グモノデ、所謂聯立式天守ノ稀有ナル例デアリ、名古屋城天守ノ先驅ヲナスモノデアリ、加之更ニ辰巳附櫓、月見櫓ヲ加ヘ、ソノ構成ヲ複雑化シ、殊ニ月見櫓ヲ殿舎風造リトセルハ、姫路城西ノ丸ノ化粧櫓ト共ニ、城郭建築中ノ異彩ト見ラル

イ 文化財保護法による国宝指定（昭和27年）

○文化財保護委員会告示第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもつて、第一号表上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定し、及び第二号表上欄に掲げる重要文化財の一部を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定した。

昭和二十七年十月十六日

文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

第一号表

上 欄		下 欄					
建造物の部							
名称	指定告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
松本城	昭和十一年文部省告示第二百三号	松本城天守 天守 乾小天守 渡櫓 辰巳附櫓 月見櫓	五棟	五重六階、本瓦葺 三重四階、本瓦葺 二重二階、本瓦葺 二重二階、本瓦葺 一重、地下一階附、本瓦葺	国（文部省所管）		長野県松本市大字北深志字二ノ丸

(3) 指定地の状況

ア 土地等の所有関係と指定後の地番変更

史跡指定範囲の現在の土地所有関係は第16図、地目は第17図のとおりです。また、表4に指定範囲

の地番、地目及び所有者について、指定当時のものと現状をまとめました。東総堀及び南・西外堀の一部が民有地となっているほかは、本丸・二の丸・内堀・外堀（水堀として現存する範囲）、西総堀土塁跡は全て公有地です。平成28年4月1日現在の指定総面積（登記簿上の面積）は92,889.51平方メートルあり、うち国有地が26,618.15平方メートル（28.7パーセント）、県有地が21,951平方メートル（23.6パーセント）、市有地が38,756.37平方メートル（41.7パーセント）、民有地が5,573.99平方メートル（6.0パーセント）です。

本丸全域と二の丸及び内堀の一部は国有地であり、松本市が文化庁長官宛に国有財産使用許可申請書を提出し、都市公園の用に供することを指定用途として無償での使用許可を得ています。

また、二の丸の大半と内堀の一部は長野県有地であり、長野県と松本市の間で県有財産使用貸借契約を締結し、都市公園敷地を使用用途として使用貸借（無償での貸借）しています。

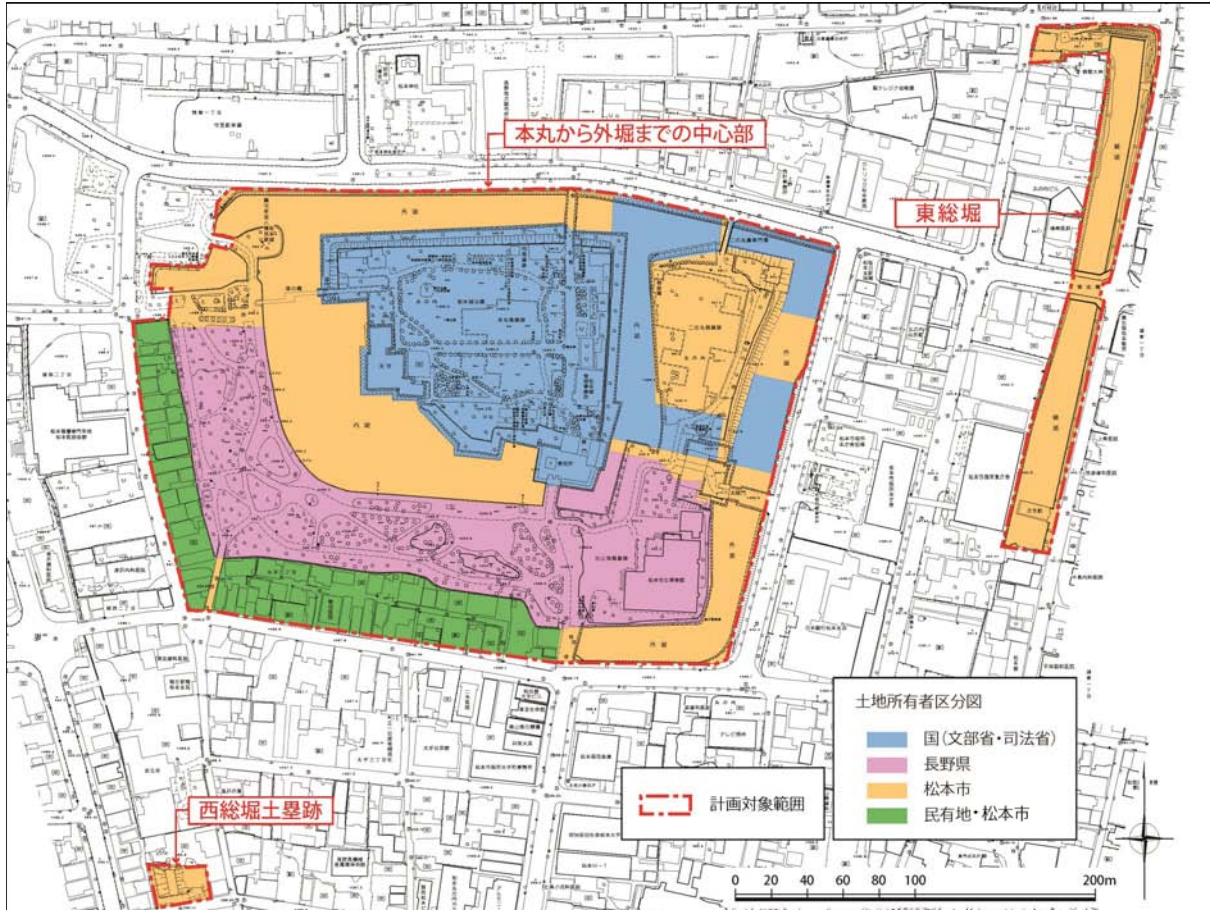
民有地は南・西外堀と東総堀西側にあります。

イ 管理団体の指定

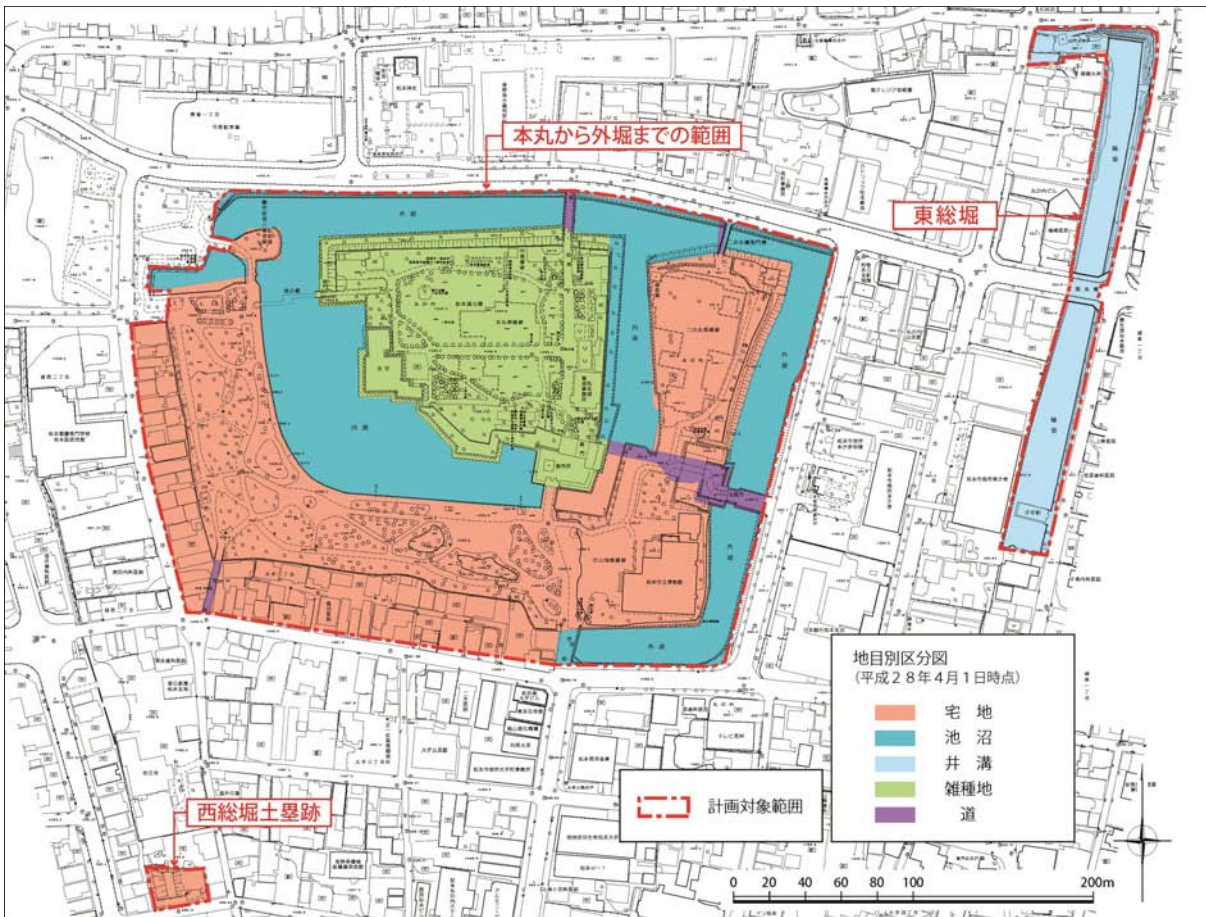
昭和6年1月28日付で、史跡名勝天然物記念物保存法第5条第1項の規定により、松本市は史跡松本城の管理者に指定されています。昭和25年の文化財保護法施行に伴い、「史跡名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する規則」により、引き続き管理者として指定されました。更に、昭和29年の文化財保護法の改正に伴い、この規則が廃止され、現在は文化財保護法第113条第1項の規定による指定を受けた管理団体となっています。

ウ 公有化の経緯

当初指定範囲は、指定当時の民有地部分（内堀及び二の丸北西部（外堀及びその南側、若宮八幡社跡）、太鼓門東側土橋北側の外堀の一部）を昭和23年及び昭和32年に公有化し、全域が公有地（国・長野県・松本市）となっています。また、二の丸御殿跡（旧地方裁判所跡地）については、昭和50年度に松本市が長野県から取得しています。追加指定範囲のうち、東総堀は史跡指定前の昭和25年に国から松本市へ払下げとなりました。西側石垣上に民有地がありますが、その一部を、平成5年度に松本市が取



第16図 史跡松本城土地所有者区分図



第17図 史跡松本城地目別区分図

得しています。西総堀土塁跡は、指定後に松本市が取得しています。南・西外堀については、関係権利者の同意の得られた箇所から順次公有化を進めています。

3 調査と保存整備の経過

(1) 発掘調査

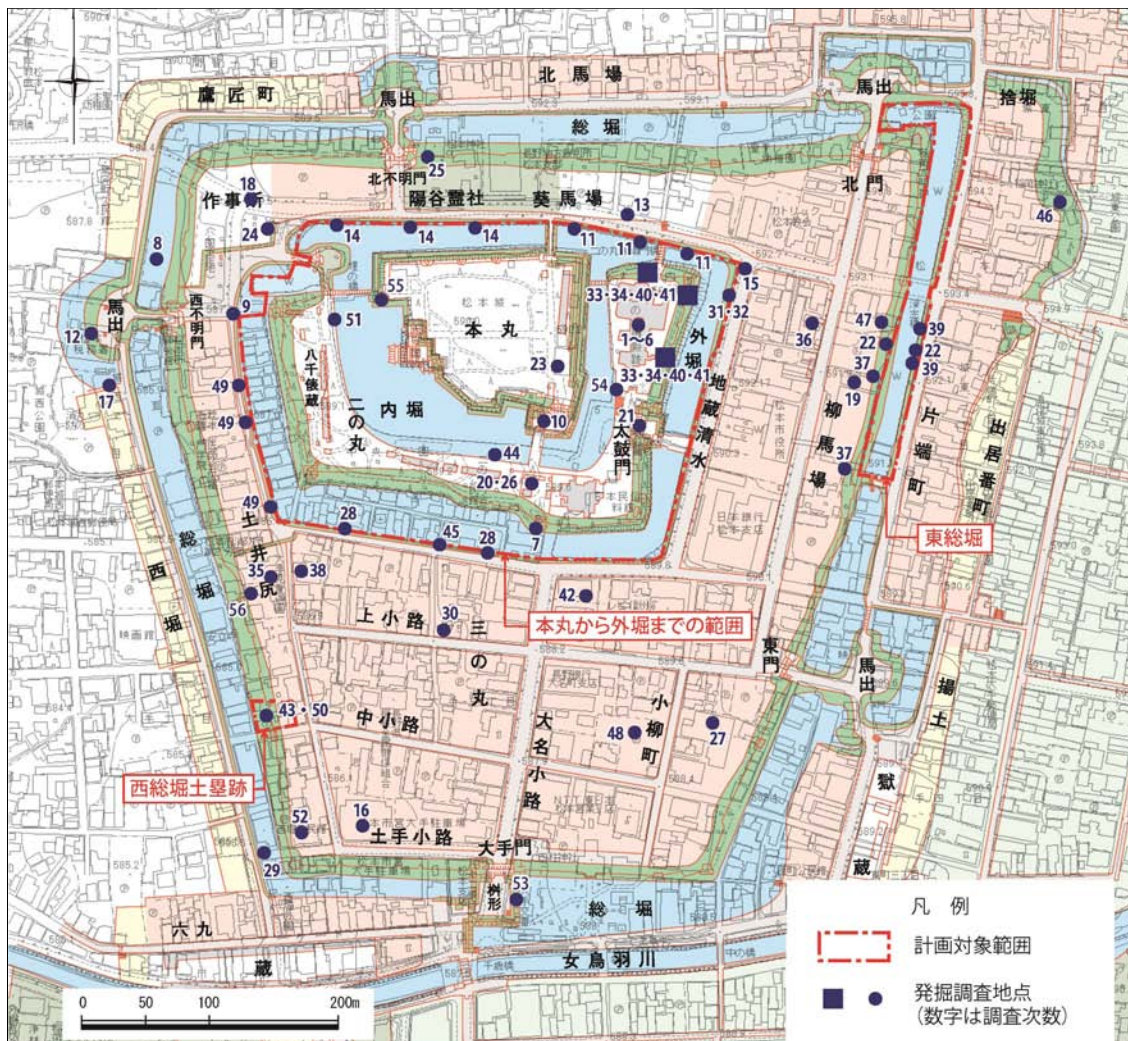
史跡指定範囲内では、史跡整備事業に伴う発掘調査、現状変更に先立つ試掘調査がこれまで実施されています。また、周知の埋蔵文化財包蔵地として松本城の範囲（総堀を含む）までを「松本城跡」、松本城下町の範囲を「松本城下町跡」としており、史跡指定地外の松本城三の丸、松本城下町の範囲内における開発行為等に伴い、武家地、町屋、堀跡等の記録保存のための発掘調査が実施されています。史跡指定範囲を含む松本城跡内でのこれまでの発掘調査地点を第18図に、概要を表5に示しました。

(2) 保存整備の経過

明治維新とその後の近代の土地利用の中で、松本城は往時の姿の多くを失いました。松本城本丸及び二の丸は、明治から昭和にかけて旧制中学校及び裁判所敷地として利用されました。旧制松本中学校が昭和10年に移転した後、本丸及び二の丸は公園として利用されましたが、第二次世界大戦の影響もあり、本格的な整備は行われませんでした。天守については、明治36年から大正2年にかけて修理が行われました。

戦後、昭和25年から30年にかけて天守の解体修理が行われ、本丸の石垣修理等も実施されました。また、本丸・二の丸とも園路・便益施設・植栽等の公園整備が昭和31年までに行われ、現在の本丸・二の丸の基本的な姿が形成されました。公園整備は、昭和27年度に加藤誠平東京大学助教授（当時）に設計を委託し、加藤氏及び前野淳一郎同大学助手（当時）により設計されています（図版9）。本丸庭園・二の丸の公園とも加藤氏による設計に松本市土木課（当時）が修正を加えた上で施工されており（図版10）、本丸庭園は、加藤氏による設計にほぼ基づいていますが、二の丸は設計からかなり変更されています。

昭和41年には、現在も二の丸にある松本市立博物館（当時は日本民俗資料館）の建設に際し、文化庁から史跡としての整備の将来計画を作成するよう指導を受け、将来計画を作成しています。



第18図 松本城発掘調査地点位置図

また、松本城西側に高層マンションが建設されたことを契機に、松本城及びその周辺の景観保護を中心とした検討が行われ、昭和48年に「松本城周辺整備報告書」としてまとめられました。この報告に基づき、松本城周辺建物の高度規制が始まり、松本城を中心とした歴史的景観の保護が図られるようになりました。

一方で、市街地にある公園としての利用を前提とした整備が先行して行われた結果、噴水などの史跡にそぐわしくない構造物等が設けられました。これらを改めると同時に、失われた遺構の顕在化（復元）を目的とした「中央公園整備計画」が昭和52年に策定されました。これに基づき、噴水や史跡指定地外ですが児童遊園など、史跡にそぐわしくない構造物等の撤去が行われるとともに、二の丸御殿跡に置かれていた地方裁判所の移転に伴う二の丸御殿跡の整備（発掘調査及び平面表示、周辺の石垣・土坡の修理等）、黒門二の門及び袖堀の復元、太鼓門櫓形及び太鼓門の復元等が計画的に実施されました。

太鼓門復元が平成11年に竣工の見込みとなり、その後の史跡整備の基本計画として「松本城およびその周辺整備計画」が平成11年に策定され、現在はこれに基づいた整備と石垣等の修理を実施しています。

以上のように、これまでの松本城の保存整備については、①明治維新や近代以降の土地利用に伴う改変箇所の整備、失われた遺構の顕在化、②昭和30年代に行われた公園整備のうち、史跡にそぐわしくないものの除却、③き損箇所の修理について、整備計画に基づき実施し、現在に至っています（表2）。

4 史跡松本城の特性

史跡松本城の保存・活用・整備を検討する上で、考慮すべき特性は以下のとおりです。

(1) 史跡と共に保存・活用を図るべき天守が現存していること

松本城は明治維新の際、門、櫓を始め多くを失いましたが、市民の努力により五重六階の天守が現存し、国宝に指定されています。天守を中心に石垣、水堀が良好に現存し、近世城郭の姿を良く留め、往時の姿を

表2 史跡松本城 城郭整備（公園整備を含む）の経過

年度	種別	場所	件名	内容
明治初年	建物保存	本丸	天守保存	市川量造の尽力により天守は破却を免れる
明治34～大正2	建物修理	本丸	天守修理	小林有也らの尽力による天守の修理（明治の大修理）
昭和25～30	建物修理	本丸	天守解体修理	国直轄の解体修理第一号（昭和の大修理）
昭和25～30	遺構立面	本丸	天守台他石垣修復	天守解体修理に伴うもの（本丸南側石垣）
昭和25～30	堀復元	内堀	内堀一部復元	黒門石垣復旧の際、周辺の埋められていた内堀を復元
昭和28	石垣復元	本丸	黒門石垣復元	明治期に一部崩されていた東石垣を復元
昭和28～31	公園整備	本丸・二の丸	本丸・二の丸の公園整備	加藤誠平氏による設計を基に松本市土木課が設計、施工 内堀外周石垣、北外堀三の丸側土坡の改変
昭和30	その他	本丸	埋の橋架橋	二の丸から埋門への橋を建設（史実に基づいたものではない）
昭和35	建物復興	本丸	黒門復興	名古屋城を参考に市民からの多くの寄付を得て復興
昭和42～44	石垣復元	二の丸	太鼓門門台石垣復元	根石を確認し、北門台の一部、南門台の裏側一部を復元
昭和44	石垣修理	二の丸	若宮八幡跡地石垣修理	コンクリートになっていた同石垣を旧規に修理
昭和44	石垣修理	本丸	本丸北外堀南面石垣・埋門北側石垣	経年劣化等により崩落のおそれの生じた石垣の修理
昭和45	石垣修理	本丸	北門土橋石垣修理	経年劣化等により崩落のおそれの生じた石垣を修理
昭和47	石垣修理	本丸	埋門北側石垣修理	経年劣化等により崩落した石垣を修理
昭和49	石垣修理	総堀	総堀西面石垣修理	崩落した石垣（近代に付加された石垣）を修理
昭和54～60	平面表示	二の丸	二の丸御殿跡整備	裁判所移転後発掘調査実施、成果を平面復元
昭和54・55	石垣復元	二の丸	太鼓門北門台石垣復元	二の丸御殿跡整備と合わせてきた門台石垣を復元
昭和58	堀復元	二の丸	東外堀復元	二の丸御殿跡整備とあわせて、埋められていた堀を復元
昭和63	建物復元	本丸	黒門枳形二の門・袖堀復元	発掘調査により基礎確認
平成元	建物復元	二の丸	二の丸裏御門橋復元	土橋を撤去し、木橋を復元
平成2～3	石垣復元	二の丸	太鼓門門台石垣復元	南門台石垣の高さ決定、門復元の前段階
平成元～3	土坡・石垣整備	外堀	本丸北外堀北面土坡・石垣整備	本丸北外堀北側の市道改良事業に合わせて、土坡及び石垣を整備
平成8～11	建物復元	二の丸	太鼓門復元	一の門、二の門を復元（太鼓櫓は復元できず）
平成14	石垣修理	外堀	東外堀東面石垣修理	ケヤキの成長により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成15～16	石垣修理	総堀	東総堀西側石垣修理	経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成18～20	遺構立面 遺構平面	三の丸	西総堀土塁整備	個人宅に残されていた土塁を発掘調査成果に基づき復元整備、あわせて隣接する武家屋敷地を平面表示
平成20	石垣修理	二の丸	内堀（埋橋南）石垣修理	経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成22～26	石垣修理	二の丸	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	石垣上に成長したケヤキの影響、経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成24～26	石垣修理	本丸	埋門南側石垣修理	地震により被害を受けた石垣の修理（災害復旧）

現在に伝えており、天守（建造物）と史跡の一体的な保存・活用及び整備を図る必要があります。一方で、天守がその中心となりがちであり、史跡としての価値の伝達、活用が不十分です。

- (2) 中心市街地に位置し、史跡とともに都市公園であること
市街地の中の大規模な都市公園として、多くの市民が訪れ、憩いの場等として広く親しまれています。
- (3) 国内でも有数の観光地になっていること
史跡松本城には、天守を中心とした見学者、本丸・二の丸で開催されるイベントへの来場者等、多くの市民・観光客が訪れています。上高地とともに、松本市の代表的な観光地であり、長野県内はもとより、全国的にも有数の観光地となっています。近年は外国人観光客も多く訪れるようになってきました。
- (4) 松本市のシンボルであり、中心市街地のまちづくり、地域経済等の中核であること
松本市は、松本城及びその城下町を基礎に発展してきました。松本城は、地域経済、まちづくり、文化等、松本市の様々な面で中核に位置しています。松本城で開催される各種イベントも、市街地にある広い公園という利便性に加え、松本城で開催するという象徴的な意味が重んじられる傾向にあります。また、松本城への観光客の市内への回遊、宿泊等による地域経済の活性化にも大きく貢献しています。
- (5) 明治維新以降の改変により、江戸時代の姿を留めていない箇所が多いこと
明治維新後、櫓、門、土塁等は取り壊され、本丸、二の丸は旧制中学校校地等として利用され、また外堀・総堀は埋立てられ、三の丸は市街地となりました。一方で、改変箇所を説明板等の設置により適切に情報提供することで、江戸時代の本来の姿を示すとともに、近代以降の土地利用や中心市街地の形成過程について理解を深めてもらうことができます。
- (6) 三の丸及び城下町に江戸時代の町割りが残っていること
松本城三の丸及び松本城下町は、明治・大正期の火災や近代以降の開発により、江戸時代の建造物はほとんど残っていませんが、町割りが良く残されています。
- (7) 史跡指定地外にも土塁等の重要な遺構が残存していること
史跡指定地外にも松本城の本質的価値を構成する要素として、顕在遺構である総堀土塁、総堀水切り（水持ち）土手等、地下遺構として大手門枡形等が残存しており、今後その保護を図る必要があります。

5 松本城に関連する歴史資産

松本市内には、松本城に関連する文化財が数多く残されています。そのうち主な指定等文化財を表3にまとめました。中世以来この地を治めた小笠原氏に関するものとしては、若宮八幡社本殿、筑摩神社本殿などの建造物、数多くの山城があります。歴代藩主に関するものとして、藩の古文書、古絵図、厚く信仰した神社に関するもの、藩主の墓所などがあります。また、城下町に残された江戸時代の数少ない武家屋敷や寺院建築の他、江戸時代から現在に続くぼんぼんと青山様、七夕といった習俗、城下町の賑わいを伝える初市の宝船など、多岐にわたっています。これらに加えて、指定等の措置は取られていないものの、同様に松本城や城下町と関連した文化財が数多くあります。

明治時代に発生した3回の大火のため、城下町に江戸時代の建造物はほとんど残されていませんが、当時の町割りがよく残っており、屈曲のある道や食い違い等、城下町としての道筋の特徴も随所に見ることができます。こうした城下町の町割りから、現在の松本市が松本城及び城下町をその基盤とし、江戸時代から現在に至るまで松本城がその中心に位置し続けていることがわかります。

また、深志城や松本城及びその城下町の姿を留める遺構が、埋蔵文化財として残っており、今後の発掘調査の進展により、文献史料では確認することのできない史実が明らかになっていくことが期待できます。

こうした様々な文化財は、指定・未指定を問わず、地域の歴史を語る関連文化財群として一体として把握することで、地域の歴史に関する理解をより深めることができます。例えば市内に点在している山城と松本城とを歴史的に関係づけて理解できるようなストーリーを提示することで、山城と松本城それぞれに対する理解を深めることができ、更に市内の各地区に所在する身近な文化財を通じて、中心市街地にある松本城の理解を深めることも可能となります。

松本城に関連する数多くの歴史資産についても、松本城や地域の歴史を理解する上で欠かせないものとして、保存・活用を図る必要があります。

表3 松本城に関連した松本市内の主な指定等文化財

種別	名称	場所（松本市）	概要	指定
建造物	若宮八幡社本殿	筑摩3	かつて松本城内にあったものを移築	国
	筑摩神社本殿	筑摩2	小笠原政康が永享11年(1439)に寄進	
	橋倉家住宅	旭2	水野・戸田両家に仕えた武家の住宅	県
	筑摩神社拝殿	筑摩2	慶長15年(1610)造立	
	旧念来寺鐘楼	中央4	庶民の信仰により維持されていた念来寺の鐘楼。宝永2年(1705)の建立	
	旧長野地方裁判所松本支部庁舎	島立	明治41年に松本城二の丸御殿跡に建築	市
	松本城天守台土台支持柱残欠	松本城管理事務所	天守を支えていた支持柱の一部	
	高橋家住宅	開智2	県内で最も古い武家住宅の一つ	
	浄林寺山門	中央1	中世小笠原氏の創始。石川康長の菩提寺となり、歴代城主の厚い信仰を受けた	
	岡宮神社本殿	旭1	城主水野忠職が寛文3年(1663)に改築奉獻	
	千鹿頭神社本殿	神田1	高島城主寄進により正徳5年(1714)に建立	
	千鹿頭社本殿	里山辺	元文5年(1740)造立。城主戸田光雄の寄進	
	浅間温泉天満宮本殿	浅間温泉	城主水野氏勸請。松本藩が定期的に修理	
絵画	西善寺紙本著色釈迦涅槃図	松本市和田境	旧念来寺什物。松本藩の絵師によるもの	市
工芸品	野々山家伝来拵付大小	松本城管理事務所	戸田家重臣の野々山家の家宝の刀	
	戸田家伝世の甲冑	松本市立博物館	藩祖戸田康長着用と伝わる	
	松竹梅と桐紋蒔絵の女乗物	松本市立博物館	戸田家伝来。城主奥方等が使用した乗物	
	岡宮神社神輿	松本市旭1	元禄13年(1700)に城主水野忠直が寄進	
	深志神社神輿	松本市深志3	元禄11年(1698)に城主水野忠直が寄進	
古文書	朱印状及び領知目録	松本城管理事務所	将軍家からの朱印状	
	諸士出身記並びに出身記・出身帳等	松本城管理事務所	戸田家全家臣の身上を記した文書	
歴史資料	寛永通宝松本銭と鑄造の許状	松本市立博物館	松平直政の事績の一つ	
	信濃国松本藩領大絵図	松本城管理事務所	藩領全体を表した絵図	
	松本城下絵図	松本城管理事務所	享保十三年(1728)の城下絵図	
	深志神社の宝物	松本市深志3	小笠原秀政の甲冑の神像等を忠政が寄進	
	松本神社の宝物	松本市丸の内	戸田家由緒の品々	
有形民俗	餌差町十王堂の諸仏	松本市大手5	城下町東の十王堂に祀られていた諸仏	国
	七夕人形コレクション	松本市立博物館	江戸時代からの城下町の七夕習俗を示す	
	民間信仰コレクション	松本市立博物館	城下町の習俗を示す木造道祖神像ほか	
	初市の宝船・七福神人形	松本市立博物館	初市に引き出された宝船と七福神人形	
無形民俗	松本城下町の舞台	松本市深志3他	城下町鎮守の舞台	市
	ぼんぼんと青山様	松本市内	江戸時代末期頃から本町・中町・東町を中心に始まった子どもたちの行事	
史跡	松本のミキノクチ製作習俗	市内	武士の内職として始まった竹細工の縁起物	国選択
	小笠原氏城跡林大城	里山辺・入山辺	小笠原氏及び関連する山城	県
	小笠原氏城跡林小城	里山辺		
	小笠原氏城跡桐原城	入山辺		
	小笠原氏城跡山家城	入山辺		
	小笠原氏城跡埴原城	中山		
	稲倉城跡	稲倉		
	伊深城跡	岡田伊深		
	平瀬城跡	島内		
	波多山城跡	波田		
	井川城跡	井川城1		
	廣澤寺の小笠原家墓所	里山辺	小笠原秀政・忠脩父子の墓所	
	御殿山小笠原家廟所	浅間温泉	小笠原貞慶・秀政・忠脩の廟所	
	水野家廟所	大村	玄向寺にある水野家5代の廟所	
	戸田家廟園	県2	通称「お塚」と呼ばれる	
源智の井戸	中央3	城下町形成以前からの井戸。歴代領主、城主が保護		

表4 史跡指定地地籍一覧表

史跡指定当初登記情報					現時点登記情報						
昭和5年11月19日告示時点					平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)		
二の丸	1-イ	国有地	宅地	6,329.04	丸の内	1-4	市有地	宅地	5,414.12	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更 1-4,1-5に分筆 地目変更による小数切捨
	1-ロ	民有地	池沼	297.00		1-5	市有地	池沼	914.00	昭和61年7月4日	
	1-ハ-1	県有地	学校用地	2,132.00		1-ロ	市有地	池沼	297.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	1-ハ-4	国有地	学校用地	211.00		1-3	県有地	宅地	21,951.00	昭和23年4月1日 昭和40年9月1日 昭和50年3月3日 昭和50年3月10日	1-3に変更 住居表示整備に伴い所在変更 3-17,3-18,3-19を合筆 錯誤(地積 21951.00m ²)
	1-ニ	民有地	池沼	578.00		1-ハ-4	国有地	学校用地	211.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	1-1	国有地	宅地	901.15		1-2	市有地	池沼	578.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	2	国有地	雑種地	18,307.00		1-1	国有地	宅地	901.15	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	3-ト-4	民有地	池沼	3,021.00		2	国有地	雑種地	18,307.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	3-ト-5	民有地	宅地	753.58		3-ト-4	市有地	池沼	3,021.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	3-5	民有地	池沼	462.00		3-8	市有地	宅地	753.58	昭和32年10月10日 昭和40年9月1日	3-8に変更 住居表示整備に伴い所在変更
	1566-1	国有地	池沼	4,003.00		3-5	市有地	池沼	462.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	1566-2	国有地	池沼	1,606.00		1566-1	国有地	池沼	4,003.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	1566-3	国有地	池沼	1,590.00		1566-2	国有地	池沼	1,606.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
						1566-3	国有地	池沼	1,590.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
二の丸跡地	3-イ	県有地	学校用地	5,259.00					昭和23年4月1日 昭和40年9月1日 昭和50年3月3日	3-17に変更 住居表示整備に伴い所在変更 1-3に合筆	
	3-ロ-1	県有地	学校用地	11,126.00					昭和23年4月1日 昭和40年9月1日 昭和50年3月3日	3-18に変更 住居表示整備に伴い所在変更 1-3に合筆	
	3-ロ-2	県有地	学校用地	3,434.00					昭和23年4月1日 昭和40年9月1日 昭和50年3月3日	3-19に変更 住居表示整備に伴い所在変更 1-3に合筆	
花畑	3-ハ-1-2	市有地	宅地	1,158.01	3-ハ-1-2	市有地	宅地	1,158.01	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	3-ヘ-2-1-1	民有地	池沼	13,699.00	3-ヘ-2-1-1	市有地	池沼	13,699.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
土井尻町	25	市有地	宅地	402.90	25	市有地	宅地	402.90	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	小計			75,269.68		小計			75,268.76		

昭和45年1月17日告示時点					平成28年4月1日現在							
所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)		備考	
丸の内	102-7の内	民有地	宅地	10.00	丸の内	102-7の内	民有地	宅地	10.00	平成3年12月9日	102-7,102-13に合筆	
	104-イ-1の内	民有地	宅地	55.00		104-イ-1の内	民有地	宅地	55.00			
	104-イ-2の内	民有地	宅地	14.00		104-イ-2の内	民有地	宅地	14.00			
	104-4	民有地	宅地	33.05		104-27	市有地	宅地	4.35	平成3年7月25日	104-4,104-27に分筆	
	104-15の内	市有地	宅地	9.45		104-1の内	民有地	宅地	28.70	平成4年6月8日	104-1に合筆	
	104-16	市有地	宅地	23.96		104-32の内	市有地	宅地	28.70	平成6年7月12日	104-1,104-32に分筆	
	104-17	民有地	宅地	46.90		104-15の内	市有地	宅地	9.45			
	104-18	民有地	宅地	9.42		104-16	市有地	宅地	23.96			
	104-19	民有地	宅地	16.46		104-17	民有地	宅地	18.80	昭和45年5月2日	104-17,104-25に分筆	
	104-21	民有地	宅地	6.14		104-25	市有地	宅地	28.10			
	104-22	民有地	宅地	6.61		104-18	民有地	宅地	9.42			
	104-23	民有地	宅地	18.71		104-19	民有地	宅地	16.46			
	104-24	民有地	宅地	18.18		104-21	民有地	宅地	6.14			
	163-ロ	市有地	井溝	7,699.00		104-22	民有地	宅地	6.61			
		小計				7,966.88	104-28	市有地	宅地	5.27	平成4年7月6日	104-23,104-28に分筆
		累計				83,236.56	104-29	市有地	池沼	17.00	平成6年7月12日	錯誤(地積 21.90m ²)
					101-30の内	民有地	宅地	0.11	平成6年7月12日	104-23,104-29,104-30に分筆		
					101-6の内	民有地	宅地	4.30	平成8年4月18日	101-6に合筆		
					104-24	民有地	宅地	5.45		地目変更による小数切捨		
					104-31	市有地	宅地	14.38	平成6年3月30日	錯誤(地積 19.83m ²)		
					163-ロ	市有地	井溝	7,699.00		104-24,104-31に分筆		
	小計			7,976.50		小計			7,976.50			
	累計			83,245.26		累計			83,245.26			

平成19年2月6日告示時点					平成28年4月1日現在						
所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)		備考
大手二丁目	54-4	民有地	宅地	394.50	大手二丁目	54-4	市有地	宅地	394.50		
	55-6	民有地	宅地	284.98		55-6	市有地	宅地	284.98		
	小計			679.48		小計				679.48	
	累計			83,916.04		累計			83,924.74		

史跡指定当初登記情報

現時点登記情報

平成25年3月27日告示時点					平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)		
大手三丁目	3-1の内	民有地	宅地	110.22	大手三丁目	3-1	民有地	宅地	44.81	平成25年6月27日	告示時点各地番を合筆 現在の各地番分筆 合筆、分筆による小数点第3位 以下の扱いの差により0.51㎡増
	3-6の内	民有地	宅地	474.28		3-54の内	民有地	宅地	73.90		
	3-7の内	民有地	宅地	445.40		3-55	市有地	宅地	511.76		
	3-9の内	民有地	宅地	356.32		3-56の内	市有地	宅地	31.96		
	3-10の内	民有地	宅地	69.59		3-57の内	民有地	宅地	152.63		
	3-11の内	民有地	宅地	292.17		3-58の内	民有地	宅地	147.47		
	3-12の内	民有地	宅地	1021.33		3-59の内	民有地	宅地	240.27		
	3-13の内	民有地	宅地	332.14		3-60	市有地	宅地	90.96		
	3-26の内	民有地	宅地	9.19		3-61の内	民有地	宅地	93.48		
	3-27の内	民有地	宅地	69.32		3-62の内	民有地	宅地	47.09		
	3-28の内	民有地	宅地	20.34		3-63の内	市有地	宅地	161.55		
	3-29の内	民有地	宅地	343.36		3-64の内	市有地	宅地	153.08		
	3-30の内	民有地	宅地	15.34		3-65	市有地	宅地	85.98		
	3-31の内	民有地	宅地	212.60		3-66	市有地	宅地	47.85		
	3-32	民有地	宅地	4.57		3-67の内	市有地	宅地	47.72		
	3-33	民有地	宅地	31.47		3-68の内	民有地	宅地	97.03		
	3-34	民有地	宅地	53.26		3-69の内	市有地	宅地	132.62		
	3-35	民有地	宅地	179.04		3-71の内	民有地	宅地	100.59		
	3-36	民有地	宅地	13.23		3-72の内	民有地	宅地	10.66		
	3-37	民有地	宅地	33.72		3-73	民有地	宅地	75.07		
	3-38	民有地	宅地	18.82		3-74の内	民有地	宅地	212.96		
	3-39の内	民有地	宅地	362.79		3-76の内	民有地	宅地	196.93		
	3-40	民有地	宅地	16.80		3-77の内	民有地	宅地	180.01		
	3-41	民有地	宅地	26.71		3-79の内	民有地	宅地	102.15		
	3-42	民有地	宅地	17.15		3-82	市有地	宅地	248.91		
	3-43の内	民有地	宅地	75.07		3-83	市有地	宅地	145.80		
	3-44	民有地	宅地	276.90		3-86	市有地	宅地	147.45		
3-45	民有地	宅地	12.27	3-87	市有地	宅地	93.06				
3-46	民有地	宅地	64.47	3-88	民有地	宅地	110.23				
3-47	民有地	宅地	66.12	3-89	市有地	宅地	55.57				
				3-90	民有地	宅地	58.07				
				3-91	市有地	宅地	224.29				
				3-92	民有地	宅地	107.24				
				3-94	市有地	宅地	55.05				
				3-95	市有地	宅地	56.50				
				3-97	市有地	宅地	79.46				
				3-98	民有地	宅地	604.34				
				3-22	市有地	宅地	111.96				
				3-24	市有地	宅地	192.54				
				3-26	市有地	宅地	108.71				
				3-27	民有地	宅地	71.73				
				3-28	民有地	宅地	0.30				
				3-30	民有地	宅地	91.79				
				3-31	民有地	宅地	126.43				
				3-32	民有地	宅地	133.56				
				3-33	民有地	宅地	233.24				
				3-34	民有地	宅地	8.69				
				3-35	民有地	宅地	120.55				
				3-37	民有地	宅地	8.03				
				3-38	民有地	宅地	109.85				
				3-39	民有地	宅地	101.15				
				3-40	民有地	宅地	195.23				
				3-41	民有地	宅地	2.58				
				3-43	市有地	宅地	71.82				
				3-44	民有地	宅地	96.34				
				3-45	民有地	宅地	68.78				
				3-47	市有地	宅地	127.17				
				3-48	民有地	宅地	246.98				
	小計			7,251.42	小計			7,251.93			
	累計			91,167.46	累計			91,176.67			
城西二丁目	3-3の内	民有地	宅地	2227.43	城西二丁目	3-35	民有地	宅地	120.55	平成25年6月27日	3-3から分筆

史跡指定当初登記情報

現時点登記情報

平成26年3月18日告示時点					平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)		
大手三丁目	3-76の内	民有地	宅地	0.70	大手三丁目	3-76の内	民有地	宅地	0.70		
	3-77の内	民有地	宅地	4.25		3-77の内	民有地	宅地	4.25		
	3-79の内	民有地	宅地	1.51		3-79の内	民有地	宅地	1.51		
	3-93	民有地	宅地	77.77		3-93	市有地	宅地	77.77		
	3-96	民有地	宅地	192.82		3-96	市有地	宅地	192.82		
城西二丁目	3-3	民有地	宅地	107.50	城西二丁目	3-3	民有地	宅地	107.50		
	3-25	民有地	宅地	183.60		3-25	民有地	宅地	183.60		
	3-36	民有地	宅地	85.69		3-36	民有地	宅地	85.69		
	3-42	民有地	宅地	84.74		3-42	市有地	宅地	84.74		
	小計			738.58		小計			738.58		
	累計			91,906.04		累計			91,915.25		

平成27年3月10日告示時点					平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)		
大手三丁目	3-75	民有地	宅地	107.93	大手三丁目	3-75	民有地	宅地	107.93		
	3-78の内	民有地	宅地	98.70		3-78の内	民有地	宅地	98.70		
	3-84	民有地	宅地	153.79		3-84	民有地	宅地	153.79		
	3-85	民有地	宅地	154.47		3-85	民有地	宅地	154.47		
城西二丁目	3-23	民有地	宅地	277.74	城西二丁目	3-23	民有地	宅地	277.74		
	小計			792.63		小計			792.63		
	累計			92,698.67		累計			92,707.88		

平成28年3月1日告示時点					平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)		
城西二丁目	3-29	民有地	宅地	181.63	城西二丁目	3-29	民有地	宅地	181.63		
	小計			181.63		小計			181.63		
	累計			92,880.30		累計			92,889.51		

表5 松本城跡の発掘調査履歴

No.	年度	調査地	調査場所	指定	発掘次	調査原因	報告書	特記事項
1	S54	二の丸	二の丸御殿跡	史	二の丸1	史跡整備事業 (二の丸御殿跡公園整備)	松本城二の丸御殿跡	御殿跡の礎石列を確認
2	S55							御殿の各部屋を確認
3	S56							推定部屋割りの表示、北東隅槽の調査実施
4	S57							建物跡等の測量を実施
5	S58							土塁調査・遺物整理
6	S59							東外堀埋め立て部分のトレンチ調査等を実施
7	S61	二の丸	南隅槽跡付近	史	二の丸2	公園施設改修(電話ボックス改修)	史跡松本城南隅槽跡付近	槽に関する遺構は確認できず
8	S61	総堀	西不明門付近	—		周辺整備(地方事務所・保健所跡地整備)		
9	S61	外堀	西外堀	—	西外堀1	道路改良(市道排水路工事)		
10	S62-63	本丸	黒門	史	本丸1・2	史跡整備事業(黒門枳形二の門復元整備)	史跡松本城本丸黒門枳形二の門・同袖塀復元工事報告書	枳形内の整地面を確認
11	S63	外堀	北外堀	史	外堀1	道路改良(市道宮新上金井線改良)	史跡松本城北外堀外側土塁	近代石垣裏側から180前半以降の石積み、堀幅を確認
12	S63	三の丸	西馬出	—	西馬出1	官公署改築(松本税務署改築)		部分的なトレンチ調査ながら堀を埋めた部分とみられる有機物堆積範囲を確認
13	H元	三の丸	葵馬場	—	三の丸葵馬場1	道路改良(市道宮新上金井線改良)		
14	H3	外堀	北外堀	史	外堀2	道路改良(市道宮新上金井線改良)	史跡松本城東惣堀土塁・北外堀外側土塁	
15	H3	三の丸	地藏清水井戸	—	地藏清水井戸	道路改良(市道宮新上金井線改良)	地藏清水井戸跡	絵図等のとおり二つ並んだ形で井戸跡を確認
16	H3	三の丸	土居尻	—	土居尻1	駐車場建設(大手門駐車場建設)	松本城三の丸跡	上級武士屋敷跡(宇野氏)の調査、水道施設として木樋・竹管などを確認
17	H3	三の丸	西馬出	—	西馬出2	官公署移築(丸の内消防署移築)	松本市城西西馬出遺跡	
18	H3	三の丸	作事所	—	作事所1	道路改良(市道宮新上金井線改良)		
19	H3	三の丸	柳町	—	柳町1	官公署増築(市役所東庁舎別棟新築)		
20	H3	二の丸	南側・西側一帯	史	二の丸3	イベント(松本城400年まつり)		トレンチ調査、八千俵蔵の礎石他を確認、旧制松本中学校校舎により大きく攪乱される
21	H2-3	二の丸	太鼓門	史	二の丸4	史跡整備事業(太鼓門石垣改修)	史跡松本城太鼓門枳形	礎石等の遺構を確認、台上は遺構なし、門復元のデータを得る
22	H3	総堀	東総堀	史		道路改良(市道宮新上金井線改良)	史跡松本城東惣堀土塁・北外堀外側土塁	堀際から先の尖った木杭列を確認、総堀の幅の根拠を得る

No.	年度	調査地	調査場所	指定	発掘次	調査原因	報告書	特記事項
23	H4	本丸	本丸	史		管理施設建替（管理事務所改築）		現地表下13cmから通路の三和土面を確認
24	H4	三の丸	作事所	—	作事所2	児童遊園跡トイレ移築		
25	H4	総堀	北総堀土塁	—	総堀1	道路改良（市道宮新上金井線改良）		
26	H4	二の丸	二の丸	史	二の丸5	イベント（松本城400年まつり）		
27	H8	三の丸	小柳町	—	小柳町1	商業施設（映画館建設）		
28	H8	外堀	南外堀	—	外堀3	確認調査（堀範囲確認調査）		南外堀三の丸側の位置、石垣残存状況を確認
29	H11	総堀	西総堀土塁	史	総堀2	道路改良（市道西堀線改良）		
30	H12-13	三の丸	土居尻	—	土居尻2	公共施設（中央地区公民館他建設）		
31	H13	外堀	北外堀	史	外堀4	史跡整備事業（石垣改修）		
32	H13	外堀	北外堀	史	外堀5	史跡整備事業（石垣改修）		
33	H14	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史		史跡整備事業（二の丸土塀・隅櫓確認）	史跡松本城二の丸土塀跡	土塁上部は削平されていたが、基部を確認、また、築城以前の遺構を確認
34	H14-15	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸6	史跡整備事業（二の丸土塀・隅櫓確認）	史跡松本城二の丸土塀跡	土塁上部は削平されていたが、基部を確認、また、築城以前の遺構を確認
35	H15	三の丸	土居尻	—	土居尻3	民間開発（事務所改築）		
36	H15	三の丸	柳町	—	柳町2	民間開発（事務所兼住宅）		
37	H15	総堀	東総堀	史		史跡整備事業（石垣改修）	史跡松本城総堀跡	
38	H15	三の丸	土居尻	—	土居尻4	民間開発（事務所兼住宅）		
39	H16	総堀	東総堀	史		史跡修復事業（石垣崩落・孕み出し）	史跡松本城総堀跡	
40	H15-16	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸7	史跡整備事業（二の丸土塀・隅櫓確認）	史跡松本城二の丸土塀跡	土塁上部は削平されていたが、基部を確認、また、築城以前の遺構を確認
41	H17	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸8			
42	H17	三の丸	大名町	—	大名町1	民間開発（店舗建設）	松本城三の丸跡大名町第1次	築城以前とみられる大規模な溝（堀）を確認
43	H18	総堀	西総堀土塁	—	西総堀土塁1	史跡整備事業	史跡松本城西総堀土塁跡	確認調査
44	H18	内堀	南内堀	史	二の丸内堀1	史跡整備事業		
45	H18	外堀	南外堀	—	南外堀2	史跡整備事業		
46	H18	捨堀	捨堀土塁	—		地区公民館建設		
47	H18	総堀	東総堀土塁	—		民間開発（個人住宅）		
48	H18	三の丸	小柳町	—	小柳町2	民間開発（共同住宅）	松本城三の丸跡小柳町	中級武士の屋敷跡、下層には深志城時代の泥町遺構か
49	H19	外堀	西外堀	—	西外堀2	史跡整備事業		
50	H20	総堀	西総堀土塁	—	西総堀土塁2	史跡整備事業（史跡公園整備）	史跡松本城西総堀土塁跡	西側総堀に唯一残る土塁遺構、総堀の尖状杭列も確認、成果をもとに整備
51	H20	内堀	西内堀	史		石垣修理事業		
52	H20	三の丸	土居尻	—	土居尻3	民間店舗兼共同住宅		
53	H24	三の丸	大手門枳形	—		保存を前提とした調査	松本城大手門枳形跡	
54	H22-26	二の丸	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	史		石垣修理事業	史跡松本城二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	
55	H24	本丸	埋門南側石垣	史		石垣修理事業	史跡松本城埋門南側石垣	
56	H26	三の丸	土居尻	—		南・西外堀復元及び事業、内環状北線整備事業代替地		

第4章 史跡松本城の本質的価値と構成要素

1 史跡松本城の本質的価値

前章までに述べたように、松本市内には、松本城・城下町やその歴史に関する文化財や、江戸時代の町割りが残っています。これらは、松本城や城下町、松本藩の歴史を今に伝える貴重な歴史的資産であり、史跡松本城はその中心に位置するものです。

松本城は、江戸時代の松本藩の政庁が置かれ、政治・経済・文化の中心であり、その中枢であった本丸、二の丸、三の丸の縄張りとしてそれを取り囲む城下町の町割りが残されており、本丸・二の丸とそれを取り囲む堀、土塁の一部が史跡指定範囲となっています。

以上を踏まえ、史跡松本城の本質的価値（史跡に値する歴史上・学術上の価値）は、以下のとおりです。

- (1) 松本藩の政庁が置かれ、松本城の中枢である本丸、二の丸とそれを囲む内堀、外堀、総堀が残存しており、本丸には国宝天守が市民の尽力により残されています。松本城が近世城郭としての体裁を整えたのは、主に石川氏の時代と思われませんが、その時代背景を示す縄張りと天守が一体となって城郭としての姿をよく示しており、歴史上、学術上の価値が高いこと。
- (2) 現存12天守の一つである松本城天守は、大小天守を渡櫓で連結する連立式天守の稀有な例であり、名古屋城天守の先駆をなすものであること、また辰巳附櫓・月見櫓が増設された複雑な構成を取り、月見櫓を殿舎風造としている点は城郭建築中에서도特異なものであることから国宝に指定され、創建当時の姿を良く残し、城郭建築史上価値が高いこと。
- (3) 天守は市川量造ら市民の手によって破却を免れ、小林有也が中心となって明治時代に行われた修理も市民の寄付に支えられており、市民の尽力により守られてきた城郭であること。
- (4) 天守台石垣を始めとする文禄から慶長期の野面積みを主体とする石垣が良好に残存していること
- (5) 周辺建物の高さ規制等により、本丸内、二の丸から天守とその背景に北アルプス、美ヶ原を望む歴史的景観が保たれていること。
- (6) 史跡指定範囲の周囲には城下町の町割りが残存しており、史跡指定範囲は今なおその中心として位置し続けていること。

2 地区区分の設定

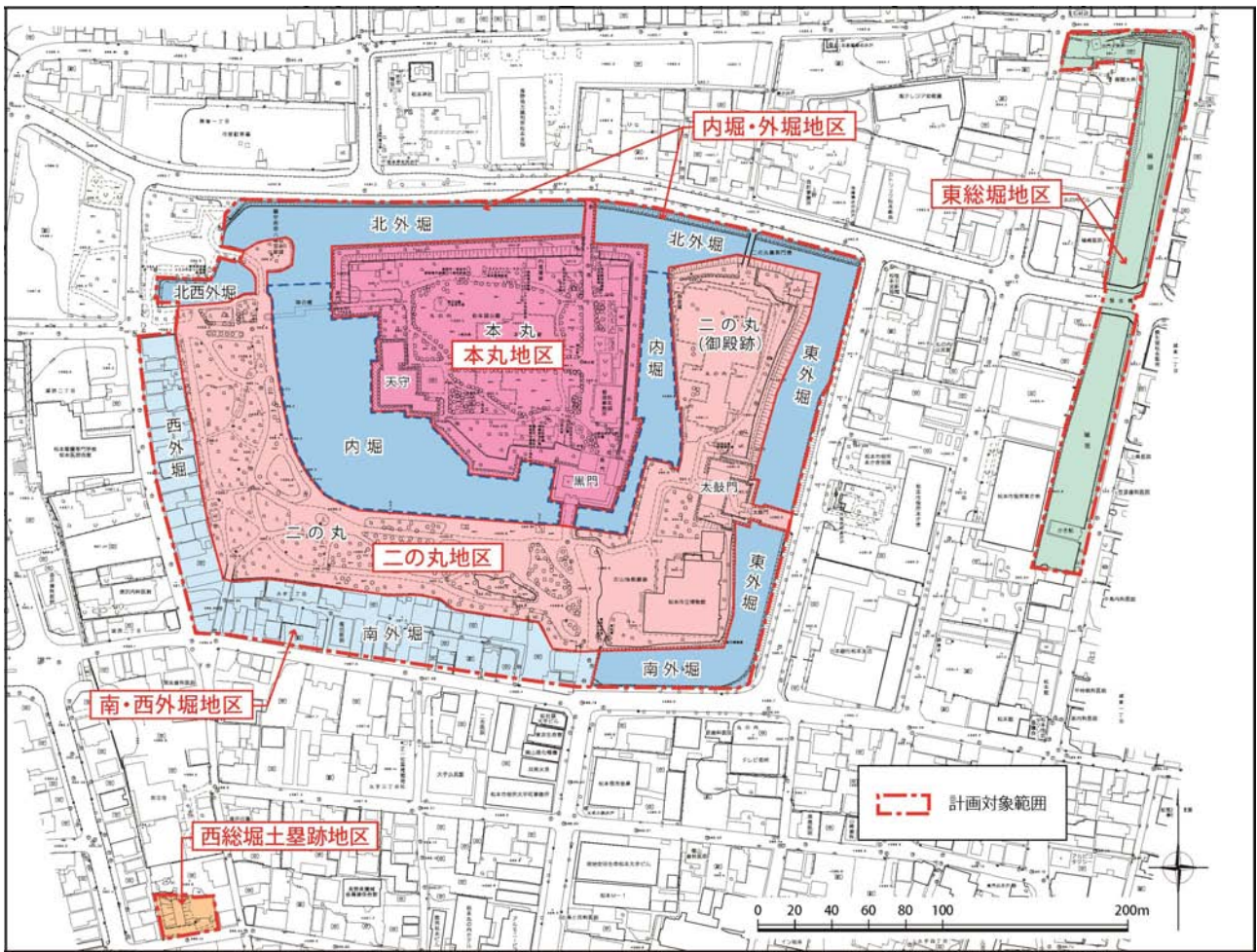
遺構の性質や現在の利用状況などを考慮して、地区ごとの保存管理の方針や方法を設定するため、史跡指定地を表6、第19図のようにこの六つの地区に区分しました。

表6 史跡松本城の地区区分

地区名	範囲や定義
本丸地区	天守のある城の中心となる曲輪である本丸の範囲。外周の石垣を含む
二の丸地区	本丸地区の外側を取り囲む二の丸の範囲。若宮八幡社跡、外堀（南・西外堀含む）・内堀に面する外周の土坡・石垣を含む
内堀・外堀地区	本丸をU字型に囲む内堀及び本丸・二の丸を囲む外堀のうち、水堀として現存している北外堀、北西外堀、東外堀、南外堀東側の範囲。内堀と外堀は江戸時代には足駄堀で区画されていましたが、現在は一体となっています
東総堀地区	総堀のうち、史跡指定範囲である東総堀北半部の範囲。外周土坡、石垣、擁壁等を含む
西総堀土塁跡地区	三の丸のうち、史跡指定範囲に該当する西総堀土塁と武家屋敷跡の残存する範囲
南・西外堀地区	外堀のうち、大正から昭和初年にかけて埋め立てられ、現在は住宅地等となっている範囲のうち、史跡指定された範囲。三の丸側の土坡・石垣（地下遺構）を含む

3 構成要素の特定

史跡指定地内において、史跡の価値の根幹をなし確実に保存すべきもの、現在の利活用を考慮し保全または



第19図 史跡松本城地区区分図

表7 史跡松本城の構成要素の分類

項目	概要
①本質的価値を構成する要素	近世松本城を構成していた要素であり、曲輪・枡形・堀を形成する石垣や土塁などの土木構造物や、国宝・歴史的建造物のほか、近世松本城の諸施設の存在を示す地下遺構を含む。
②史跡の復元・表示施設	松本城の公開活用のために整備された、復元・復興建造物や地下遺構を現地にて表示する施設
③その他の諸要素	史跡・公園の保存管理・活用のために設置された建築物・工作物、植栽、石碑等、近代の土地利用による地形改変・地下遺構、公共公益上設置されている施設、一般住宅等（①、②を含まない。）

整備改善を要するもの、将来的に除却等を要するもの、について明確にするために、松本城を構成する要素を表7・8のように分類し、その位置を第19図から第23図に示しました。

表中の構成要素のうち、①は松本城の本質的価値を構成する要素、②は本質的価値の理解を助けるものであり確実に保存することが必要なものです。③については、保全や改善、除却等を検討すべき要素が含まれています。

また、史跡松本城の保存・活用に密接に関係する史跡指定地外の諸要素について、史跡松本城の周辺地域を構成する諸要素として表9にまとめました。

表8 史跡松本城の構成要素

		本丸地区		二の丸地区		内堀・外堀地区		南・西外堀地区		西総堀土塁跡地区		東総堀地区	
① 本質的価値を構成する諸要素	地形・縄張り	城郭として造成された地形、縄張り											
	石垣	天守台石垣、黒門台石垣、本丸外周石垣、折廻し櫓台、裏門台石垣	東外堀石垣、内堀石垣（東、南・西）	内堀外周石垣、外堀外周石垣・土坡	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	土坡・土塁（顕在遺構）	内周土坡（付随する腰石垣を含む）	外周土坡（一部）	---	---	---	---	---	---	---	西総堀土塁	---	---
	堀・土橋（顕在遺構）	北裏門土橋、黒門土橋	太鼓門土橋、若宮八幡社跡土橋	堀水面	---	---	---	---	---	---	---	堀水面	---
	その他（顕在遺構）	---	ててまがりの井戸、若宮八幡社跡地	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	国宝建造物 歴史的建造物	天守、乾小天守、渡櫓、辰巳附櫓、月見櫓	御金蔵	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	地下に埋蔵されている遺構・遺物	本丸御殿跡（塀・門等の付随する遺構を含む）、厩跡、番所跡、的場跡、水門跡、埋門跡、裏門跡、本丸外周石垣の上部構造（塀、多聞櫓、折廻し櫓、裏門櫓）跡、本丸内側東面石垣（基部）、深志城及びその関連遺構、その他	二の丸御殿跡・古山地御殿跡（塀・門等の付随する遺構を含む。）、八千儀蔵跡、蔵跡、番所跡、若宮八幡社跡、外周土塁基部、外周土坡（一部）、櫓台（東北隅櫓、辰巳隅櫓、南隅櫓、西隅櫓、北西隅櫓）跡（石垣基部）、焼硝蔵跡、八千儀蔵北西の庭園状遺構（茶室、築山、船着き場、花畑、教習屋等）、瓦門跡、井戸跡、深志城及びその関連遺構、その他	埋門板橋跡、足駄塚跡、内堀（内堀南側埋立て部）、外堀（北西側埋立て部）、堀底、石垣土留め杭・捨石（内堀天守台石垣周辺）、深志城及びその関連遺構、その他	石垣（南外堀三の丸側）、土坡（二の丸側、西外堀三の丸側）杭列、堀底、深志城及びその関連遺構、その他	土塁、土坡、杭列、堀底、武家屋敷跡、深志城及びその関連遺構、その他	土坡、杭列、土塁基部、堀底、北門土橋（基部）、深志城及びその関連遺構、その他	---	---	---	---	---	
	復元建造物	黒門一の門（復興）、二の門、袖塀（復元）	太鼓門（一の門・二の門・袖塀）、二の丸裏御門橋	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	復元石垣等 遺構表示	黒門枳形（石垣の一部）	太鼓門枳形（石垣の一部）、北東隅櫓台、二の丸御殿跡北側土坡	北外堀外周土坡・石垣（整備）	---	---	---	---	---	---	復元土塁	---	三の丸側石垣（整備一部）
	管理用建築物	松本城管理事務所（売店併設）、券売所（2カ所）、便所（2カ所）、倉庫、作業員詰所	便所（3カ所）	---	---	---	---	---	---	---	武家屋敷跡（平面表示）、土塁断面	---	---
工作物	竹垣、木柵、門扉、説明板・案内板 四阿、藤棚、写真揭示場、ベンチ、コインロッカー、自動販売機	史跡標柱（2基）、名称標識（国宝松本城天守）、竹垣、木柵、説明・案内施設、藤棚（2カ所）、ベンチ、管理柵・門	ポンプ設備、水門（6カ所）、地下水等投入口（6カ所）	---	---	---	---	---	---	説明板（2基） フェンス	---	説明板（1基）、北門大井戸、公園遊具、四阿、史跡標柱、木柵 ベンチ	

	本丸地区	二の丸地区	内堀・外堀地区	南・西外堀地区	西総堀土塁跡地区	東総堀地区
園路、管理用通路等	園路	園路	埋の橋	園路（南西隅）	園路、スロープ、階段手すり等	園路、スロープ、階段手すり等
防災・電気・上下水道等設備	防火水槽、非常用電源設備室、ポンプ設備、消火栓、照明(防犯灯・ライントアップ用)、上下水道管、地下配電線、雨水枡、暗渠排水	照明設備（街路灯・ライントアップ用）、水飲み場、上下水道管、地下配電線、雨水枡、暗渠排水	地下水配管、電気配管（埋の橋に付属）	---	照明（街路灯）	---
樹木等	植栽樹木、自生樹木、記念植樹、伝承と関連のある樹木等（駒つなぎの桜、小笠原牡丹）、芝生	植栽樹木、自生樹木、記念植樹、芝生	北西外堀のハス・スイレン	宅地内庭木等	植栽樹木（土塁上の修景灌木類）、芝生	植栽樹木（土塁上のサクラ他）、芝生、宅地内庭木、自生樹木等
石碑・石造物	表10参照		---	---	---	---
近代以降の地形造成、土木構造物	本丸内周の土坡・石垣（一部）	後世付加された石垣（一部）	内堀南側の埋立て	堀の埋め立て、南・西外堀土橋	---	後世付加された石垣・擁壁・土坡、北西部の埋め立て
公共施設等	---	松本市立博物館、公衆電話ボックス	---	---	---	市道1530号線深志橋
住宅・店舗	---	---	---	住宅、店舗等	---	住宅・店舗等

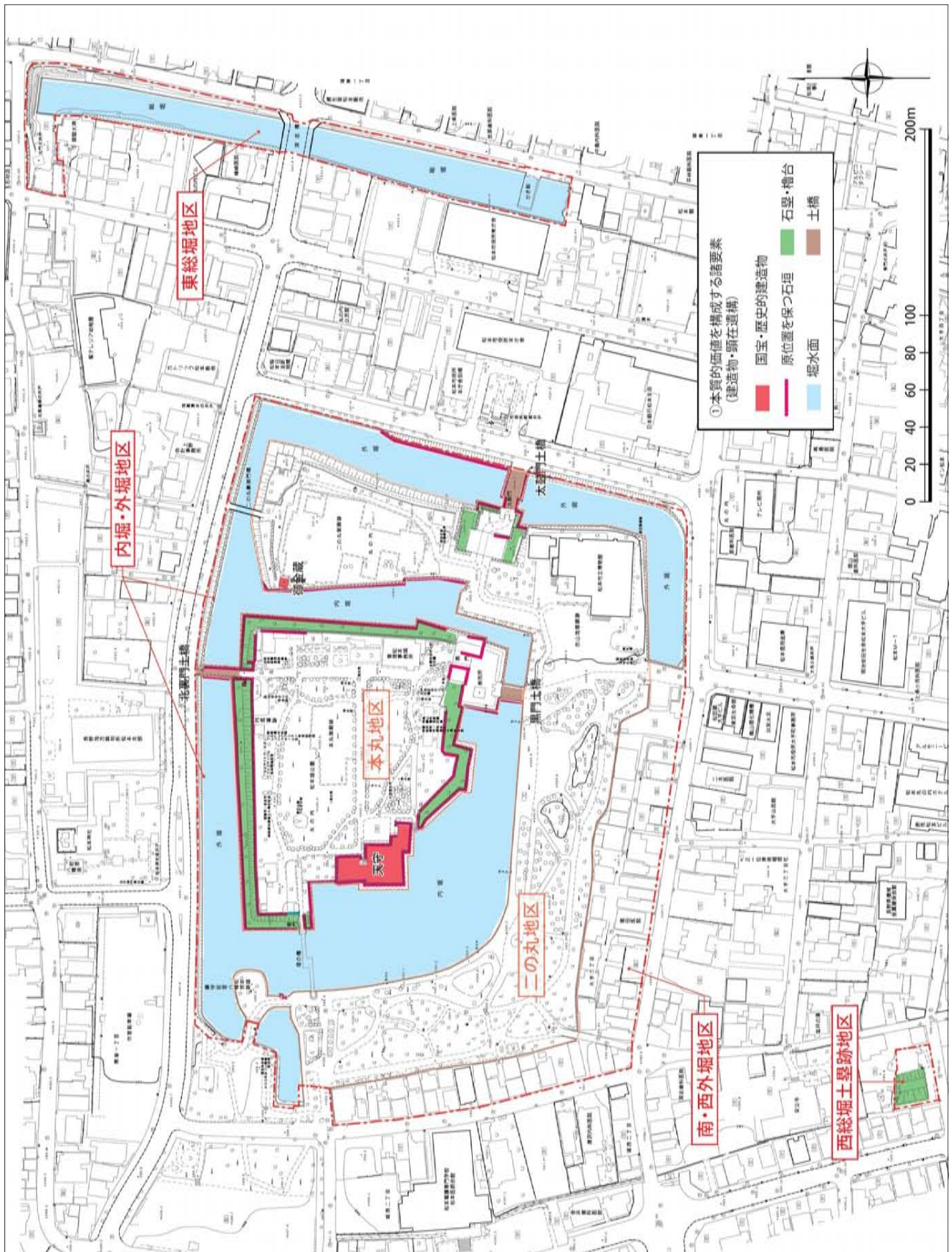
③その他の諸要素

表9 史跡松本城の周辺環境を構成する諸要素

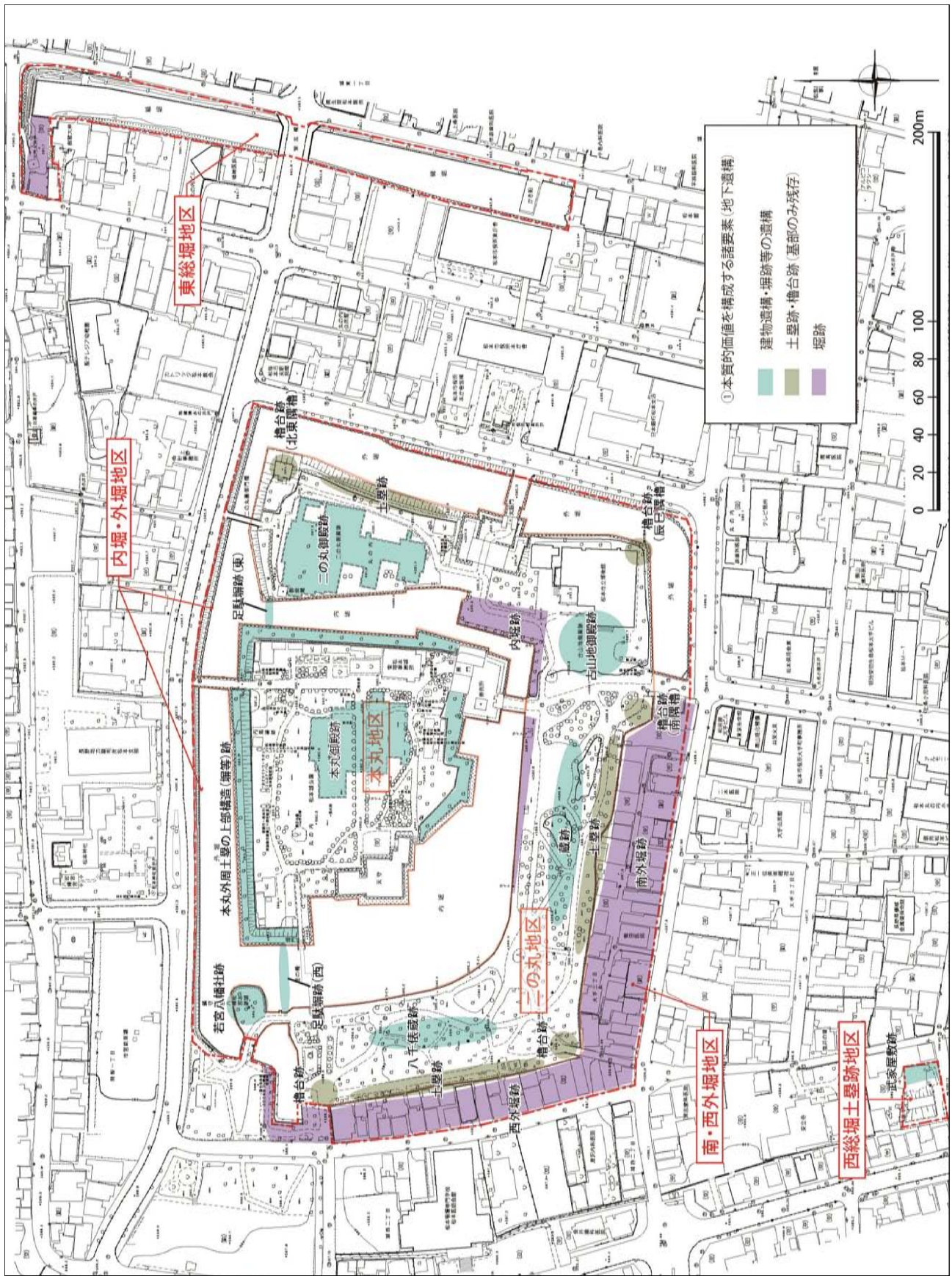
項目	諸要素
史跡指定地外にあって、松本城の本質的価値を構成する顕在遺構、地下遺構、建造物	西外堀跡（市道1057号線部分、北西外堀周辺部分）、総堀土塁、総堀土壘、捨堀水切り土手、捨堀土壘、総堀土壘、大手門併形跡、若宮八幡社（松本神社内）
松本城と一体的に保存・活用を図るべき諸要素	松本城及び城下町の町割り、松本城や城下町に関連した指定・未指定の文化財、松本城および城下町の地下遺構・遺物
史跡松本城の保存・活用のための施設	市営大手門駐車場、市営開智駐車場、便所（2カ所）、堀投入用井戸（3カ所）及び地下送水管、城郭遺構の説明板

表10 史跡松本城内の石碑・石造物

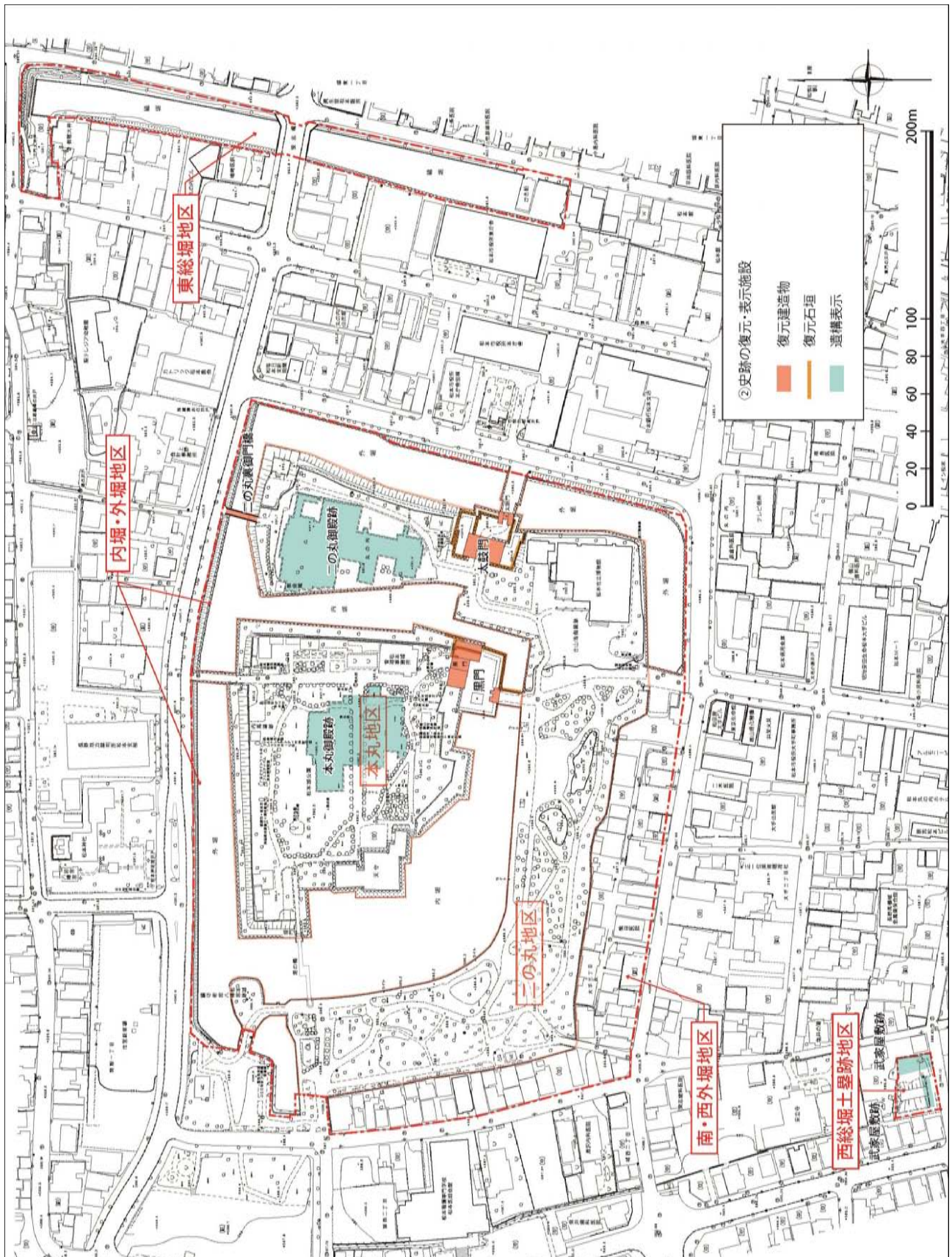
名称	設置年	設置者	備考	名称	設置年	設置者	備考
松本藩戊辰出兵記念碑	明治37年		表に出兵経過、裏に氏名が記される	市川量造・小林有也レリニ	昭和34年	松本市	保存・修理に尽力した両氏を顕彰
石灯笼（水野忠直）	昭和28年10月	松本市	將軍徳川家綱の墓前に水野忠直が献納。個人寄贈。昭和62年5月移設。	飛騨雪見灯籠	平成13年10月	松本市	姉妹都市高山市から寄贈
石灯笼（戸田氏）大	昭和44年3月	松本市	城主子孫戸田康英氏が、戸田氏江戸屋敷庭園にあったものを寄贈。石灯笼2基は昭和62年5月に移設。	明治天皇駐蹕遺址碑	大正10年6月	市民	昭和60年移設。旧位置は裁判所前
石灯笼（戸田氏）小	昭和44年3月	松本市		松本中学校跡碑	昭和41年10月	団体	深志同窓会
雪見灯籠（戸田氏）	昭和44年3月	松本市		太鼓門礎石	昭和48年8月	松本市	明治期に飯森家が拝領したものを寄贈（北側鏡柱）
手水鉢（戸田氏）	昭和44年3月	松本市					



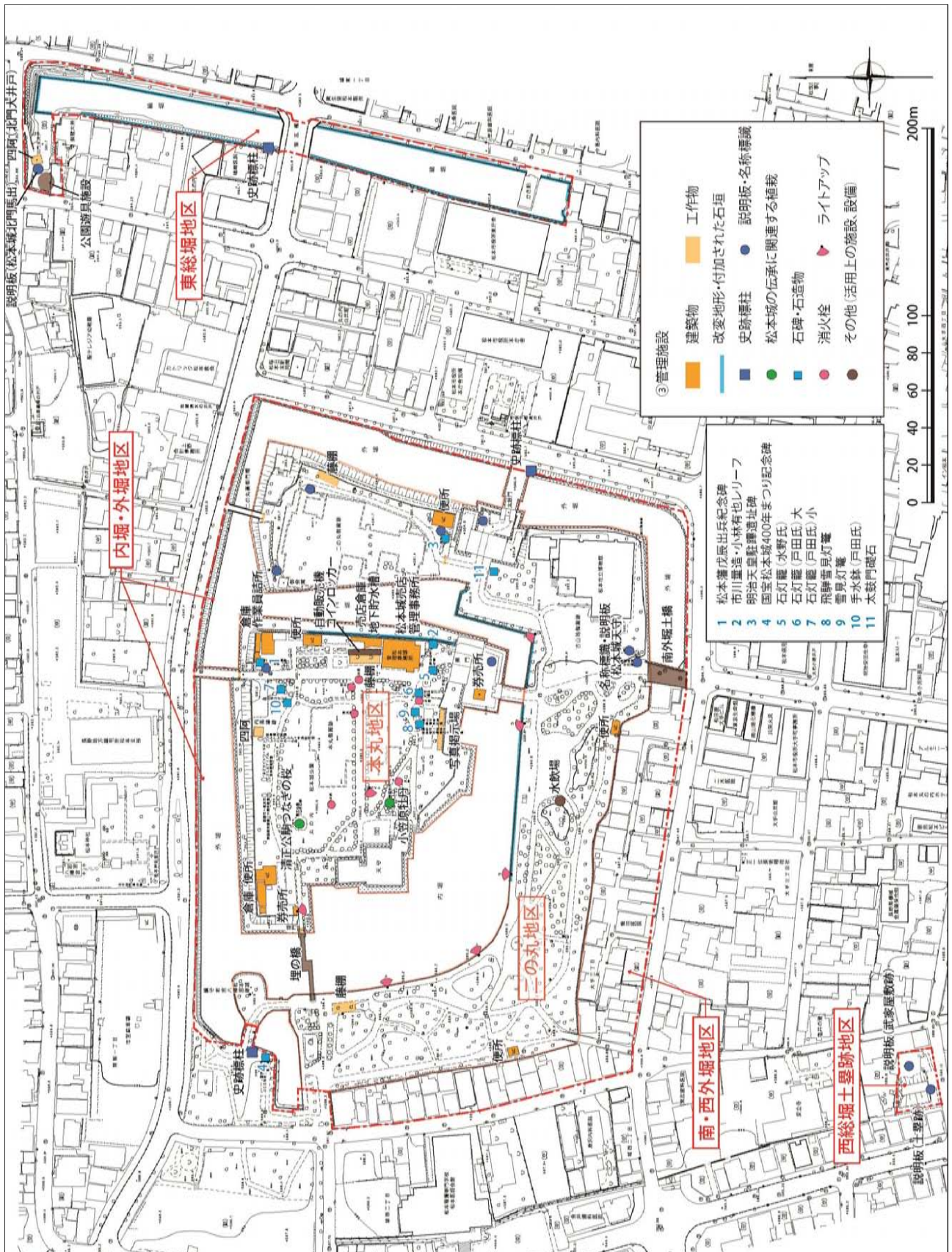
第20図 構成要素分布図（本質的価値を構成する要素 建造物・顕在遺構）



第21図 構成要素分布図（本質的価値を構成する要素 地下遺構）



第22図 構成要素分布図（史跡の復元、表示施設）



第23図 構成要素分布図(管理施設等)



本丸（北東から）



本丸（東から）



天守台石垣（大天守東面）



天守と天守台石垣（南西から）



本丸御殿平面表示と園路（天守内から）



黒門一の門と石垣（南西から）



黒門二の門と黒門土橋（南から）



北裏門土橋、管理用門（北から）

構成要素写真図版 1（本丸①）



本丸南面石垣（南から）



本丸南側内周土坡、石垣



水門跡（月見櫓脇 西から）



本丸西面石垣、埋の橋、管理用門



本丸北面石垣と北外堀



本丸北側内周土坡（東から）



折廻し櫓台石垣



本丸東側内周土坡、石垣（南から）

構成要素写真図版2（本丸②）



売店と管理事務所



黒門券売場（黒門枡形内）



埋門券売場（現在は使用していない）



本丸東トイレ



本丸北西トイレ



倉庫と作業員詰所（左奥）



本丸北四阿



写真掲示場（南側土塁際）



本丸東側藤棚・休憩所（売店横）



笹垣と門扉（黒門北側）



駒つなぎの桜



小笠原牡丹



天守説明板（売店前）



案内板（トイレ）



石灯籠（水野氏）



石灯籠（戸田氏）



石灯籠（戸田氏）



雪見灯籠（戸田氏）



手水鉢（戸田氏）



松本藩戊辰戦争
出兵記念碑



市川量造・小林有也レリーフ



飛騨雪見灯籠

構成要素写真図版3（本丸③）



内堀（南側）と本丸



内堀（東側）と本丸東面石垣、二の丸御殿跡西側石垣



内堀南面石垣（埋立により付加された石垣）と給水口



内堀南面石垣（昭和31年に積み直し）



内堀西面石垣、二の丸藤棚、園路（内堀西側）



二の丸（東から）



太鼓門土橋・枡形（二の門・袖堀）



太鼓門一の門・枡形石垣（南東から）

構成要素写真図版4（内堀、二の丸）



二の丸御殿跡（平面表示 北東から）



御金蔵（土蔵 東から）



北東隅櫓跡（南西から）



二の丸御殿裏御門橋（復元 北東から）



二の丸（南東から）



若宮八幡社跡・埋の橋



ててまがりの井戸（博物館内）



二の丸南側土橋と南外堀、松本市立博物館

構成要素写真図版5（二の丸）



二の丸太鼓門南西側（南から）



二の丸南側（西から）



二の丸南側（西から）



二の丸南側（北から）



二の丸西側（南から）



二の丸南西隅（北東から）



二の丸遠景（南東建物上から）



南外堀外周からの二の丸（南から）



北西外堀（東から）



北外堀（東から）



東外堀北半部（北から）



南外堀東半（東から）

構成要素写真図版6（二の丸、外堀）



松本市立博物館



トイレ（二の丸南側）



トイレ（二の丸西側）



トイレ（二の丸御殿跡東）



史跡標柱（二の丸北西）



史跡標柱（太鼓門前）



国宝松本城天守説明板（高札場）



松本城案内板（二の丸南側）



史跡説明板（二の丸御殿跡）



NTT公衆電話（二の丸南側）



埋の橋



藤棚（二の丸御殿跡東側）



地下水投入口（北外堀）



水門（北裏門土橋）



水門（内堀北西）



堀水排水口（北西外堀西端）



水飲み場（二の丸南側）



国宝松本城名称標識



明治天皇駐蹕
遺址碑



松本中学校跡石碑

構成要素写真図版7（二の丸・内堀・外堀 管理施設等）

東総堀



東総堀（北半部 北から）



東総堀北半部南側（北から）



東総堀北西埋立部



東総堀史跡標柱（木製）



深志橋

西総堀土塁跡



西総堀土塁（南東から）



西総堀土塁（発掘調査時）

南・西外堀



南外堀三の丸側の石垣（試掘調査時）



西外堀（三の丸側土坡法尻の杭列）

構成要素写真図版8（東総堀、西総堀土塁跡、南・西外堀）

第5章 史跡松本城の保存・活用・整備の現状と課題

史跡の保存・活用・整備については、文化庁の「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」にその内容が定義されており（第24図）、これに従って記述を進めます。

1 保存の現状と課題

(1) 指定地全体の現状と課題

ア 現状

文化財保護法により、松本市が史跡松本城の管理団体に指定されており、史跡指定地は一部を除き都市公園「松本城公園」でもあることから、松本城管理事務所が史跡及び都市公園の日常的な維持管理（清掃、き損箇所の点検・修繕等）、史跡の保存、公開活用、整備を所管しています。

史跡指定範囲のうち、本丸は天守とともに有料公開し、二の丸、西総堀土塁は公園として利用されています。二の丸は松本城公園として日常的に多くの市民、観光客が訪れ、広く親しまれています。

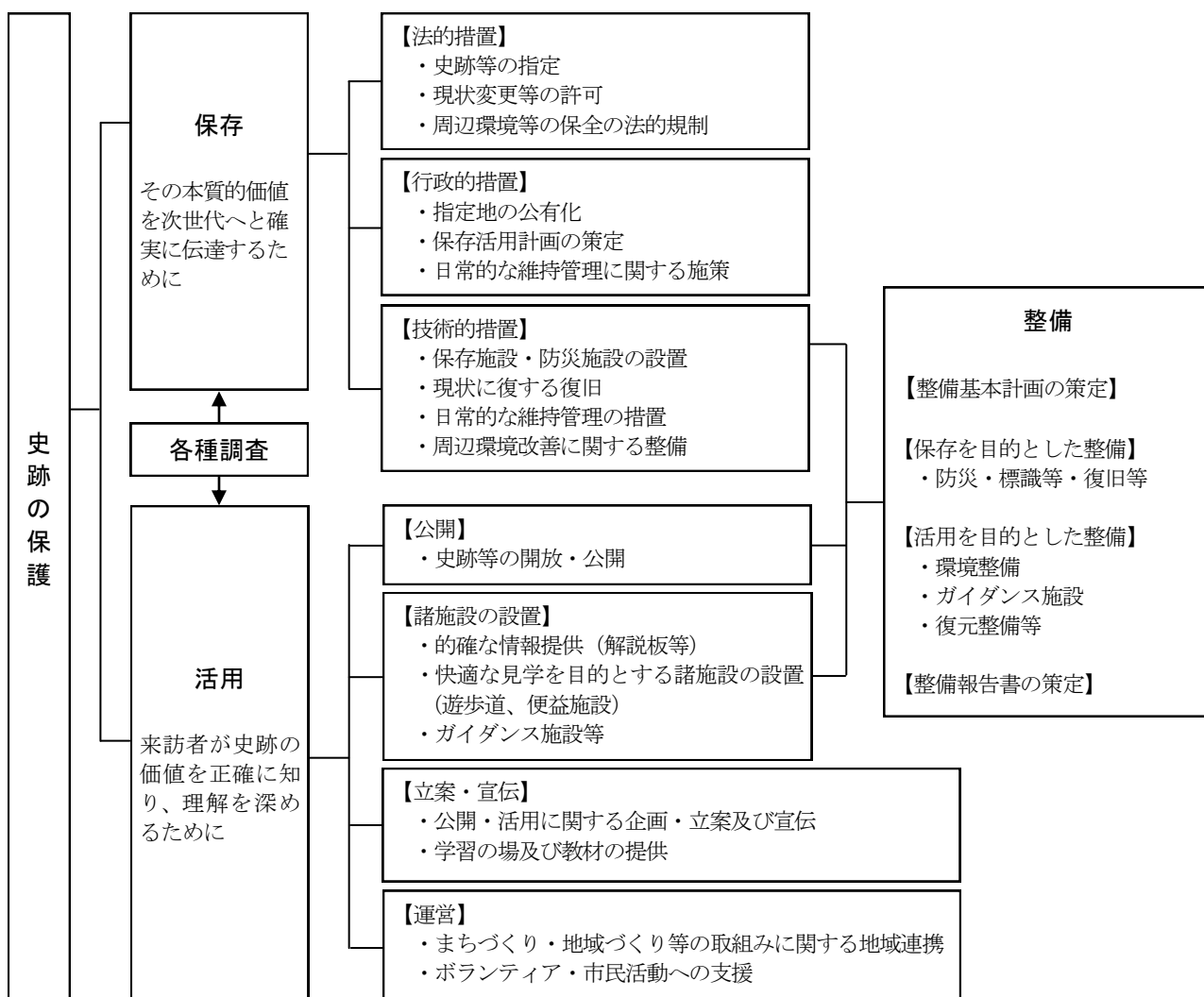
【法的措置】

○史跡指定

第3章に述べたように、昭和5年の指定以降、東総堀、西総堀土塁跡、南・西外堀の3カ所について史跡追加指定を行っており、南・西外堀については現在も継続して追加指定に取り組んでいます。

○現状変更等の許可

文化財保護法第125条による史跡現状変更等の許可は、松本市教育委員会文化財課が所管し、行為申請者から提出された現状変更許可申請書は文化財課から長野県教育委員会を経由し、文化庁に提出されて



第24図 史跡の保存・活用・整備（「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」より作成）

います。松本市教育委員会が許可等を行う案件については、文化財課がその事務を行っています。

これまでの現状変更等許可申請は、史跡整備事業（石垣修理等）・公園整備事業に係るもの、史跡内で行われるイベント等に係るもの（仮設物の設置等）、史跡及び松本城公園の維持管理に係るもの（上下水道管の修繕等）の三つに大きく分けることができます。

○都市公園法・松本市都市公園条例・松本城管理条例に基づく管理

史跡松本城の範囲は、一部を除き都市公園「松本城公園」に含まれ、都市公園法及び松本市都市公園条例による管理を行い、更に本丸内は松本城管理条例による管理を行っています。両条例により、松本城公園における制限行為、禁止行為を定め（表1 1）、制限行為に関する許可を松本城管理事務所が行っています。行為許可申請は、年間約200件程度提出され、テレビ番組等の撮影、各種イベント・集会の開催が大半を占めています。個々の行為許可に当たり、松本市都市公園条例及び松本城管理条例では基準が明確でない部分について、行為許可に関する内規を定め、運用しています。次節のように、二の丸でのイベント開催の際、一般の来場者への配慮や地下遺構・景観に対する影響への配慮等が課題となっています。

○周辺環境の保全の法的規制

第2章のように、景観を中心とした周辺環境の保全に関する法的規制を行っています。また、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として、松本城三の丸までを「松本城跡」、松本城下町の範囲を「松本城下町跡」としており、当該範囲内の掘削を伴う開発行為については松本市教育委員会文化財課が把握し、試掘調査、発掘調査等の保護措置を講じています。

【行政的措置】

○指定地の公有化

史跡指定地の大半は公有地であり、民有地は東総堀西側の石垣沿いの一部と、南・西外堀の一部です。南・西外堀は復元整備事業に向け、関係権利者の同意を得られた範囲から順次公有化を推進しています。

○日常的な維持管理に関する施策と実施

松本城管理事務所が史跡・公園の日常的な維持管理として、清掃、除草、樹木剪定、夜間巡回警備等を業務委託により実施（表1 2）するとともに、史跡のき損箇所の確認・復旧等を随時実施しています。

【技術的措置（ハード面の整備）】

○保存施設（史跡標識、説明板、境界標）、防災施設の設置

史跡標識については3カ所に設置済みです。文化財保護法により設置が義務付けられている史跡全体の

表 1 1 文化財保護法、都市公園条例、松本城管理条例による規制

範囲、法令・条令	条文	法、条例による規制
史跡指定範囲 文化財保護法	第125条	史跡に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない
都市公園範囲 松本市都市公園条例	第21条 行為の制限	市長の許可が必要 ・物品販売 ・行商、募金その他類する行為 ・業としての写真、映画の撮影 ・演説、集会、競技会、展示会、音楽会、写生会、撮影会その他類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用すること ・その他市長が必要と認めること
	第23条 行為の禁止	・公園の損傷、汚損 ・竹木の伐採、植物の採取・土地の形質変更、土石類の採集 ・鳥獣魚類の捕獲、殺傷 ・貼紙等又は広告の表示 ・立入禁止区域への立入り、指定された場所以外への車馬の乗入れ、駐車 ・たき火、野営 ・禁煙区域内での喫煙、公園の用途以外の使用 ・上記のほか、他人に危険を及ぼすおそれのある行為若しくは著しく迷惑をかける行為又は都市公園の管理上支障のある行為をすること
本丸庭園 松本城管理条例	第3条 禁止行為	・落書等の汚損、損傷 ・広告又はこれに類する貼紙 ・指定された場所以外での喫煙及び火気使用 ・その他教育委員会が不適当と認めたこと

表 1 2 日常的な維持管理に係る主な業務委託の内容

件 名	委託の内容・目的
松本城本丸庭園・公園等清掃業務	史跡内の美観を保ち、公園利用者が快適に利用できるよう、清掃、除草、芝の手入れ等を委託
松本城本丸庭園・公園樹木等管理業務委託	松本城本丸庭園、松本城公園の樹木等の健全育成、景観保持及び利用者への安全確保を目的とした総合的な管理を委託
松本城本丸庭園・公園トイレ清掃業務委託	松本城本丸庭園、松本城公園のトイレを市民及び観光客が快適に利用できるよう清掃業務を委託
松本城史跡内堀等清掃業務	史跡内に所在する堀の景観を保持することを目的として定期巡回、清掃、藻類の除去を実施
松本城公園及び本丸庭園松枯れ防除（樹木樹幹注入）業務委託	松本城公園及び本丸庭園内の松を病害虫から防除することを目的として、樹幹に薬剤を注入
松本城宿直警備業務委託	夜間、休城日の天守・史跡内の火災、盗難、侵入等に対する保守警備を実施
松本城天守案内等業務委託	天守観覧者の利便性向上・安全確保、施設保全及び環境美化を図るため、下足袋の配布、観覧者の案内、天守内の巡回警備等を実施
松本城火災報知設備等保守点検業務	天守他各施設の火災報知設備等の点検業務を実施
松本城総合防災ネットワーク設備保守点検業務委託	松本城天守他各施設の防犯・防火を目的とするネットワークの保守点検を実施（H22設置、監視カメラ サーバー等）
松本城堀浄化用井戸揚水設備保守点検業務委託	所管する各井戸揚水ポンプの保守点検及び清掃、水質検査

概要を示す説明板は未設置であり、史跡境界標についても過去に設置したもののほとんどが失われ、現状では1カ所のみとなっています。

防災施設は、天守を中心に設置し、天守内の防災設備の他、天守及び本丸内の総合防災システムの設置、消火栓・防火水槽・非常用電気設備等を設置しています。復興建造物である黒門、復元建造物である太鼓門とも火災報知設備及び消火器等を設置しています。

○原状に復する復旧

史跡のき損の復旧のうち小規模なものは、文化庁にき損届及び復旧届を提出した上で、随時実施しています。継続的に取り組んでいる石垣修理等、期間が長期間に及び、経費も多額となるものは、年次計画を立案した上で計画的に実施し、市の総合計画等、上位計画に位置付けて実施しています。

○周辺環境改善に関する整備

松本城周辺の景観については、第2章に述べた法的規制や各種計画に基づく措置により、その維持向上を図っています。市街地に位置する平城のため、三の丸から天守を望むことのできる場所は限られますが、周辺建物の高さ規制により、本丸・二の丸から堀、天守、周囲の山々を望む美しい景観を見ることができます。埋蔵文化財については、周知の埋蔵文化財包蔵地「松本城跡」・「松本城下町跡」について、開発行為に先立つ事前協議、試掘・発掘調査による記録保存を行っています。松本城や松本藩主に関係した顕在遺構（墓所、武家住宅等）、歴史資料等の文化財については、長野県教育委員会及び松本市教育委員会が文化財指定を行うとともに、修理等の保存整備を図っています。また、松本城、松本城下町及びその周辺地域の旧町名を記した石碑を設置し、旧町名の伝承と町割の保存を図っています。

【調査研究】

文献史料・古絵図等の収集、調査については、松本城管理事務所の研究専門員が中心となって継続的に実施しています。松本城管理事務所には、旧藩主戸田家、市民等からの寄付を受けた史料を保管しており、目録の作成等の基礎的な整理作業、資料の調査研究を行っています。整備事業に当たっては、これら調査成果が史実の確認のための重要な根拠となります。また、絵図、古写真については、デジタルデータ化や複製の作製を行い、その成果を活用して古絵図等をまとめた冊子を刊行するなど、その保存と活用を図っています。また、石垣等の復旧（修理）、遺構の整備に当たっては、史実に基づく整備を行うため、事前に発掘調査、文献等調査を実施し、必要となる学術的な成果を把握し、発掘調査成果、工事記録等については、記録を留め、報告書として刊行しています。

イ 課題

- ・史跡の本質的価値及び構成要素が明確にされておらず、保存の基本方針及び現状変更等の取扱いに関する

る基準が定められていません。このため、本計画においてこれらを定める必要があります。

- ・文化財保護法上設置を義務付けられている史跡説明板、史跡境界標が未設置であり、史跡の概要、範囲等に関する基本的な情報の市民、来場者への提示、現地での史跡境界の確認ができていません。

(2) 各地区の現状と課題

ア 現状

【本丸地区】

本丸は、昭和30年から31年に公園整備として園路や修景的な植栽が設けられ、本丸庭園と呼称されています。南側は黒門土橋で二の丸と、北側は北裏門土橋で三の丸とそれぞれ連結されています。本丸の外周は石垣、内周は土坡（腰石垣あり）となっています。本丸内には、歴史的建造物として国宝天守があり、史跡の復元・表示施設として黒門二の門・枅形（復元）、黒門一の門（復興）、本丸御殿跡外周表示があります。地下遺構として本丸御殿及びその周辺の厩・番所等の他、石垣上の櫓・塀、門等の遺構があります。本丸内の発掘調査は、黒門枅形復元時及び現在の管理事務所改築時の調査がありますが、浅い所では現地表から15センチメートル程度下に近世の遺構面があることが確認されており、地下遺構の保護に十分な配慮を要する状態です。また、史跡の管理・公開のための施設が集中しており、管理事務所（売店併設）、券売所、倉庫、作業員詰所、トイレ等が設置されています。

【二の丸地区】

江戸時代には二の丸の外周は土坡で土塁が存在し、塁上に櫓や塀が設けられていましたが、明治維新及びその後の近代の土地利用の中で失われています。江戸時代からの建造物として二の丸御殿跡内に御金蔵が、復元建造物として太鼓門一の門・二の門があり、二の丸御殿跡が平面表示として整備されています。地下遺構として、古山地御殿跡の他、八千俵蔵等の倉庫、焰硝蔵等があります。

戦後の公園整備以降、公園施設としてトイレ・園路・植栽等が設置され、松本城公園として一般開放し、多くの市民・観光客が訪れ、市民の憩いの場として親しまれています。また、二の丸を会場とする各種の大型イベントも開催されています。一方で、二の丸のかつての姿や、史跡の価値を来場者や公園利用者に理解してもらうための説明板等が不足しており、二の丸が史跡であることやその保存に関する理解が十分に得られていないのが現状です。

二の丸南東隅の松本市立博物館は、整備計画で移転することとされており、現在三の丸内への移転に向けた取組みが進められています。

【内堀・外堀地区】

内堀・外堀とも松本城の歴史的景観や良好な環境を形成していることから、清掃や水位管理等の日常的な維持管理と水質の維持を図っていますが、堀は多量の堆積物により水深が非常に浅くなっており、堆積物の除去が喫緊の課題です。近代の土地利用の中で、内堀南側の一部と北西外堀の南側・北側は埋め立てられ、内堀の二の丸側の石垣も二の丸御殿跡西側を除き、明治・昭和時代に改められています。

内堀北西部の埋の橋は、昭和30年に埋門を入場口とするために設置されたもので、江戸時代にはなかったものであるため、整備計画には埋の橋の撤去及び足駄塀の復元が掲げられています。一方で、設置後50年以上が経過し、松本城の景観の一部として広く認知されています。平成23年の長野県中部を震源とする地震により埋門南側石垣が被害を受け崩落の危険が生じたため、埋門入場口を閉鎖し、入場口を黒門入口のみとし、埋の橋への立ち入りも禁止しました。石垣修理工事竣工後も、本丸正門である黒門からの入場、まちなかへの回遊性の向上と埋の橋の老朽化のため、現在もこの措置を継続しています。

【東総堀地区】

東総堀は、江戸時代には堀の両側とも土坡で、三の丸側（西側）には土塁がありました。現在、堀の東側は市道に接し、腰石垣のある土坡となっています。西側は松本市役所や住宅があり、石垣や擁壁が設けられていますが、いずれも近代以降に付加されたものです。西側の石垣上は、石垣から1メートルの範囲までが指定範囲となっており、一部民有地があります。指定範囲ほぼ中央には、市道の橋（深志橋）が東西に架けられています。北西部分は埋め立てられ空堀状になっており、小公園と井戸（北門大井戸）が設置され、この井戸から堀に水が供給されています。

これまでの発掘調査により、江戸時代の堀の範囲は東側・西側とも現在より外側にあったことが確認されています。また、東総堀西側の石垣等は、本来の姿ではありませんが、堀西側の宅地等の擁壁となって

おり、現状を維持する必要があります。平成15年度に実施した松本市役所東側の総堀石垣修理でも、既存石垣は建物の堀側の擁壁としての役割を果たし、また本来の堀及び土坡は現在のよりも外側に位置していたため、地下遺構として残存している杭列や土坡等を保護するための石垣として整備しています。

また、内堀・外堀地区同様、多量の堆積物により水深が浅くなっており、その除去が必要です。

【西総堀土塁地区】

西総堀土塁は平成21年度までに整備が行われ、現在は公園として公開しています。残存土塁、総堀に関する遺構及び武家屋敷跡については、史跡整備により保存されています。

【南・西外堀地区】

現在、堀の復元整備事業に取り組んでおり、史跡指定範囲の公有化を進めています。公有化に当たっての既存住宅等の除却の際は、現状変更等許可を得た上で、工事に伴い地下遺構に影響がないよう、埋蔵文化財担当職員が立ち会う等の保護措置を講じています。堀の整備事業に着手するまでの間は、更地の状況が続くため、防犯を含めた適切な管理が必要となります。事業用地は、史跡整備等以外の用途の他に供することはせず、周辺を仮設の柵で囲むとともに、夜間の巡回警備を業務委託により実施しています。

イ 課題

【本丸地区】

- ・本丸内は、戦後の公園整備の際の名称である「本丸庭園」という呼称が用いられており、城郭に伴う庭園であるとの誤解を生じやすく、史跡本来の姿が誤った形で伝わってしまっているおそれがあります。
- ・管理事務所の移転が整備計画に位置付けられているものの、現時点で検討は行われておらず、計画で指摘されているように本丸内の景観阻害要因となっています。
- ・現地表から近世の遺構面までの深度が非常に浅いことから、地下遺構の保存に十分な配慮を要する状態であり、今後の本丸内整備に合わせて、盛土等の保護措置を検討する必要があります。
- ・地下遺構の調査が不十分であるため、その残存状況や位置、明治維新後の改変箇所の特定されたと思わ特定等ができていません。

【二の丸地区】

- ・各種イベント開催に伴う仮設物の設置、重量物を搭載した大型車両の通行等、地下遺構の保存に影響が懸念される状況であり、保存と活用との両立を図る必要があります。
- ・説明板の設置等、二の丸の史跡としての価値を認識してもらい、その保存に理解を得るための取組みが必要です。
- ・地下遺構の調査が不十分であるため、その残存状況、位置等が十分に把握できていません。

【内堀・外堀地区】

- ・一部の石垣の外観や位置について、近代以降の改変により、本来の姿を示していない範囲があり、その本質的な価値を顕在化できていません。また、近代以降に付加されたり改められた石垣に孕み出し等の破損が見られ、短期的な視野で復旧（修理）を行う必要があります。
- ・整備計画に位置付けられている埋の橋の撤去の取扱いを早期に検討する必要があります。
- ・堀の堆積物除去の実施及び水質の維持を図る必要があります。

【東総堀地区】

- ・堀西側の近代以降に付加された石垣・擁壁に小規模なき損が見られ、経過観察及び補修が必要です。
- ・堀西側の民有地の公有化を検討する必要があります。
- ・堀の堆積物除去の実施及び水質の維持を図る必要があります。

【西総堀土塁地区】

- ・整備時に植栽した低木に枯れが目立ち、補植等を行う必要が生じています。

【南・西外堀地区】

- ・関係権利者の理解と協力の下、今後も継続して史跡追加指定と公有化を推進する必要があります。

(3) 本質的価値を構成する要素等の保存の現状と課題

ア 現状

【石垣】

松本城の石垣は、天守台石垣、黒門台石垣、太鼓門台石垣、内堀石垣（本丸・二の丸側）、外堀（本丸

側、二の丸側のうち北西から南外堀まで)があり、江戸時代の姿を留めているもの、解体修理されているもの、後世に付加されたり改められたものがあります(第25・26図)。

松本城の石垣は、野面積み石垣を主体とし、打ち込み接ぎの石垣が部分的に見られます。天守台石垣を始めとする野面積み石垣は、文禄から慶長期に築造されたものとされ、その時代の特徴を良く残し、城郭建築史においても、特色ある石垣として貴重なものです。また、打ち込み接ぎの石垣や、江戸時代に行われた修理箇所には石垣の時代的な変遷をうかがうことができます。

石垣の修理履歴については、江戸時代の古文書に記載がありますが、近代の石垣修理や改変の状況は文書記録が確認できていません。戦後、天守解体修理の際に天守台石垣の一部、本丸南側の一連の石垣の解体修理が行われており、それ以降、崩落箇所や崩落の危険度の高まった箇所の修理が行われています。

平成14年度から15年度(平成22年度に再調査)に石垣現況調査を実施し、石垣の築造年代に関する検討、破損状況の確認を行っています。また、破損状況の度合いと人的被害のおそれの有無を勘案し、石垣の危険度をA～C(危険度A:早急に対応しなくてはならない箇所、B:中期的な破損状況を観察しながら対応すべき箇所、C:長期的な整備計画の中で考え、当面はA・B箇所を優先させることが可能な箇所)に分類し、危険度Aの箇所から順次修理を進めています(第27図)。

石垣に変状が見られる箇所は、年1回測量を実施し、築石の移動の有無等の経過観察を行っています。

【堀】

平城である松本城にとって、堀は防御のために設けられた城郭構成上重要な施設です。内堀、外堀(北外堀、東外堀、南外堀東側)、東総堀は、水堀としての姿を留めており、市民や来場者に城郭構成を伝えるとともに、歴史的景観や良好な環境を形成する重要な要素となっています。

現在、堀の水は地下水によっており、内堀・外堀は史跡地内1カ所、史跡地外4カ所の計5カ所の井戸の地下水を投入しています。内堀・外堀の水は、両堀を循環し、最終的に外堀北西隅から、河川に通じる水路に放水しています。水門を6カ所(排水箇所含む)に設け、委託業者により流量を調整し、堀の水の循環と水位管理をしています。局地的な大雨の際、排水地点付近の北西外堀に並行している水路から大量の雨水が堀内に流入し、堀からあふれ出す事態が生じたこともあります。東総堀は、埋め立てられて空堀状となっている北西隅部分の井戸の地下水を投入し、最終的に女鳥羽川に放水しています(第28図)。

堀には富栄養化した多量の堆積物があり、水質の悪化防止のため、低水位にして水の循環の速度をできるだけ早くし、放水できるよう管理しています。このため、排水時の水質を確認しても、一定の透明度を維持できています。初夏と秋を中心に、堆積物の上面に繁茂した藻が水面上に浮かび、堀内を浮遊する現象が見られ、その除去を行っていますが、水草の繁茂は見られません。水面上に浮かんだ藻、落葉、ゴミ等については、週3回業務委託により清掃を実施しています。

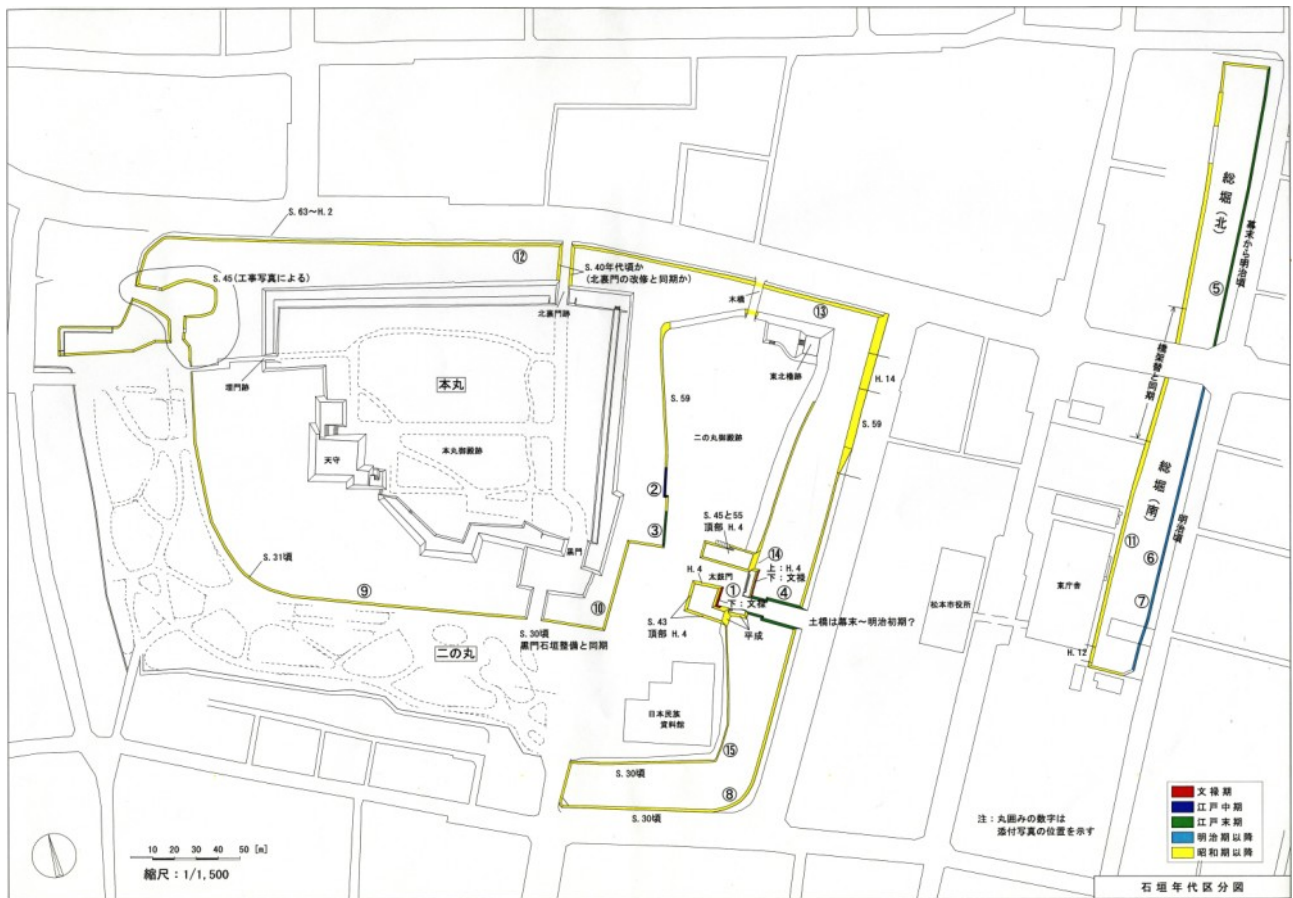
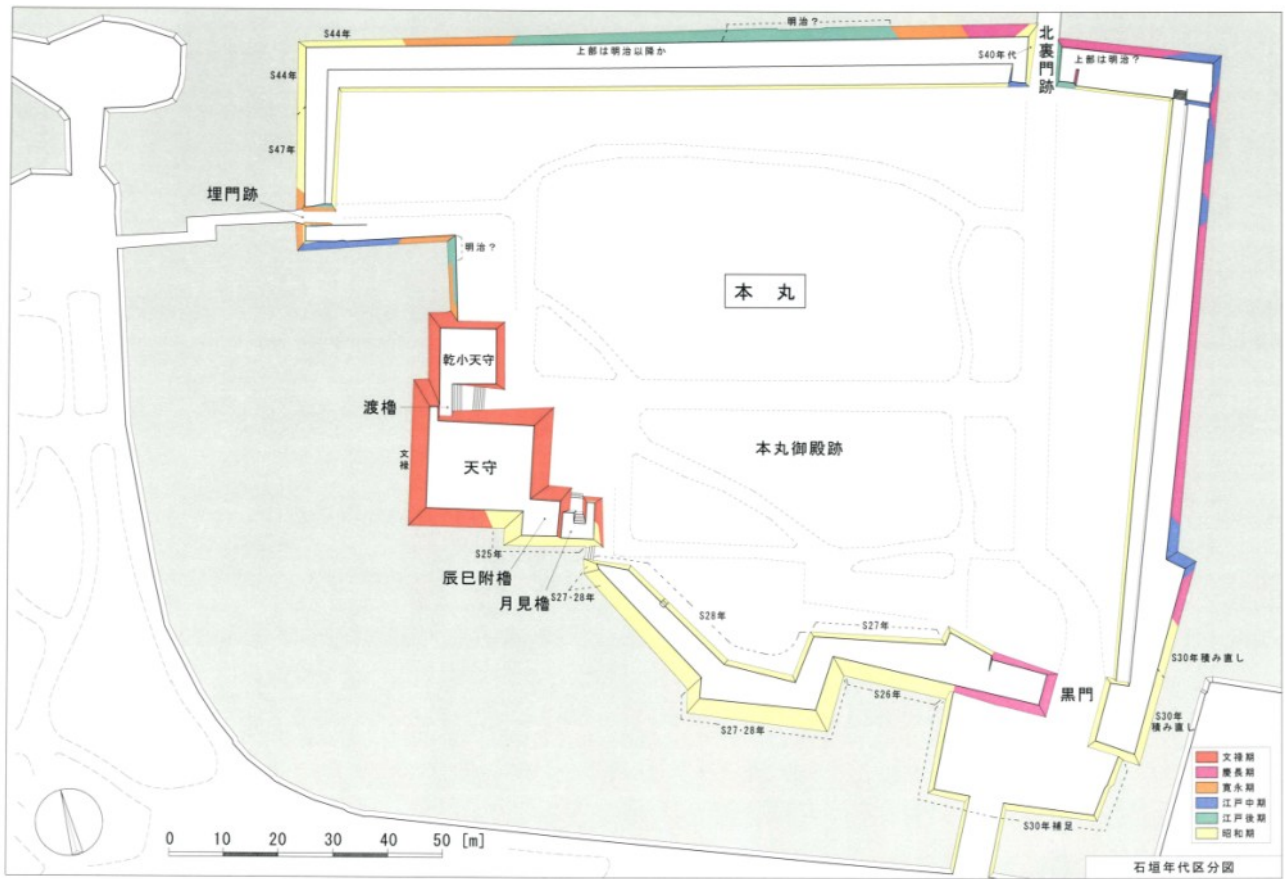
堀内には大量の堆積物が蓄積しており、水深は浅い所では10センチメートル程度となっている範囲が見られ、堀が埋まりつつある状況です。こうした箇所では、降水量の少ない時期や、地下水の投入量が変化した際、堆積物が水面上に露出する事態がこれまで何度か生じています。また、富栄養化した堆積物等から悪臭が発生することがあります。このため、堀内の堆積物除去(しゅんせつ)が必要な状況です。

【地下遺構・遺物】

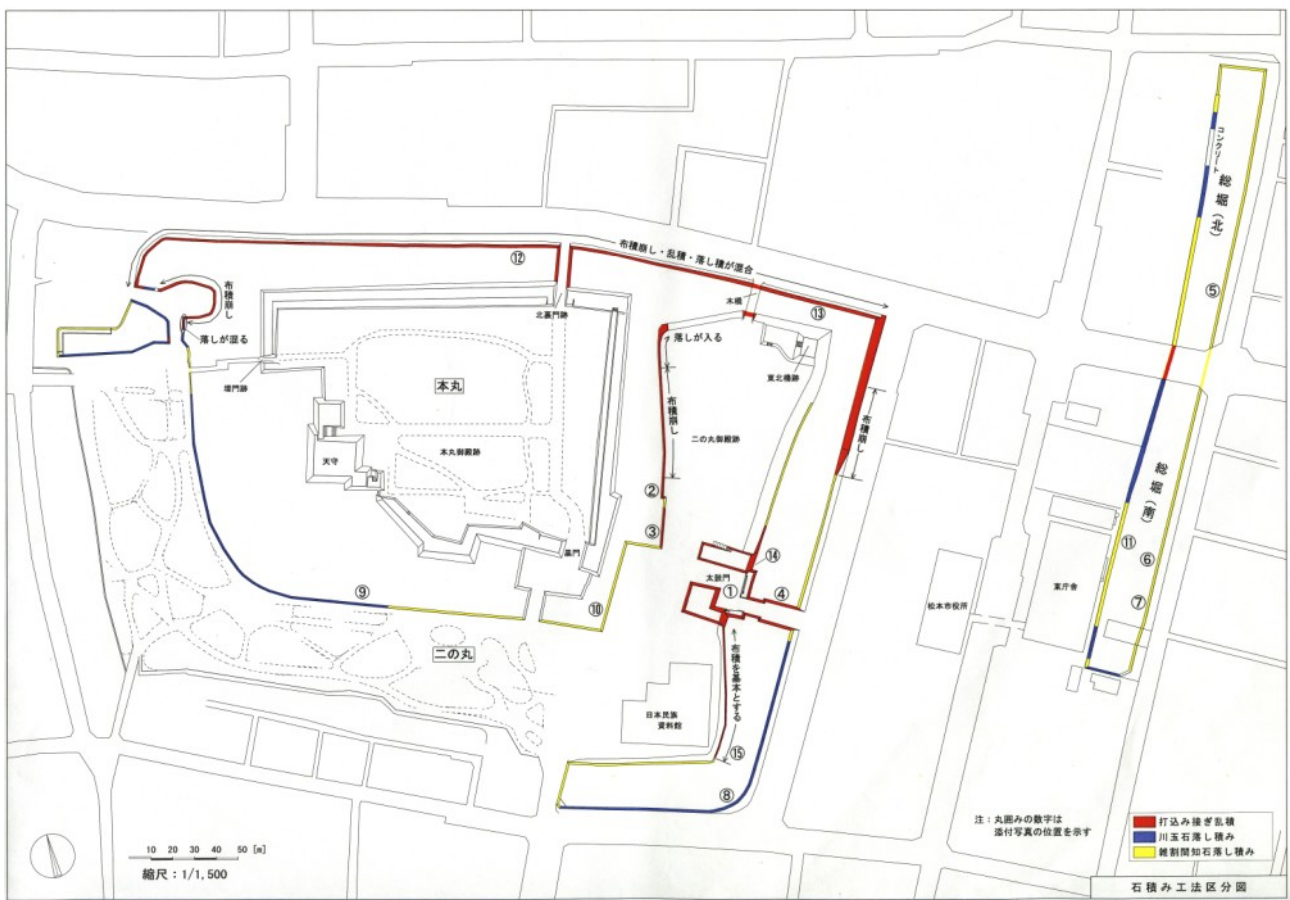
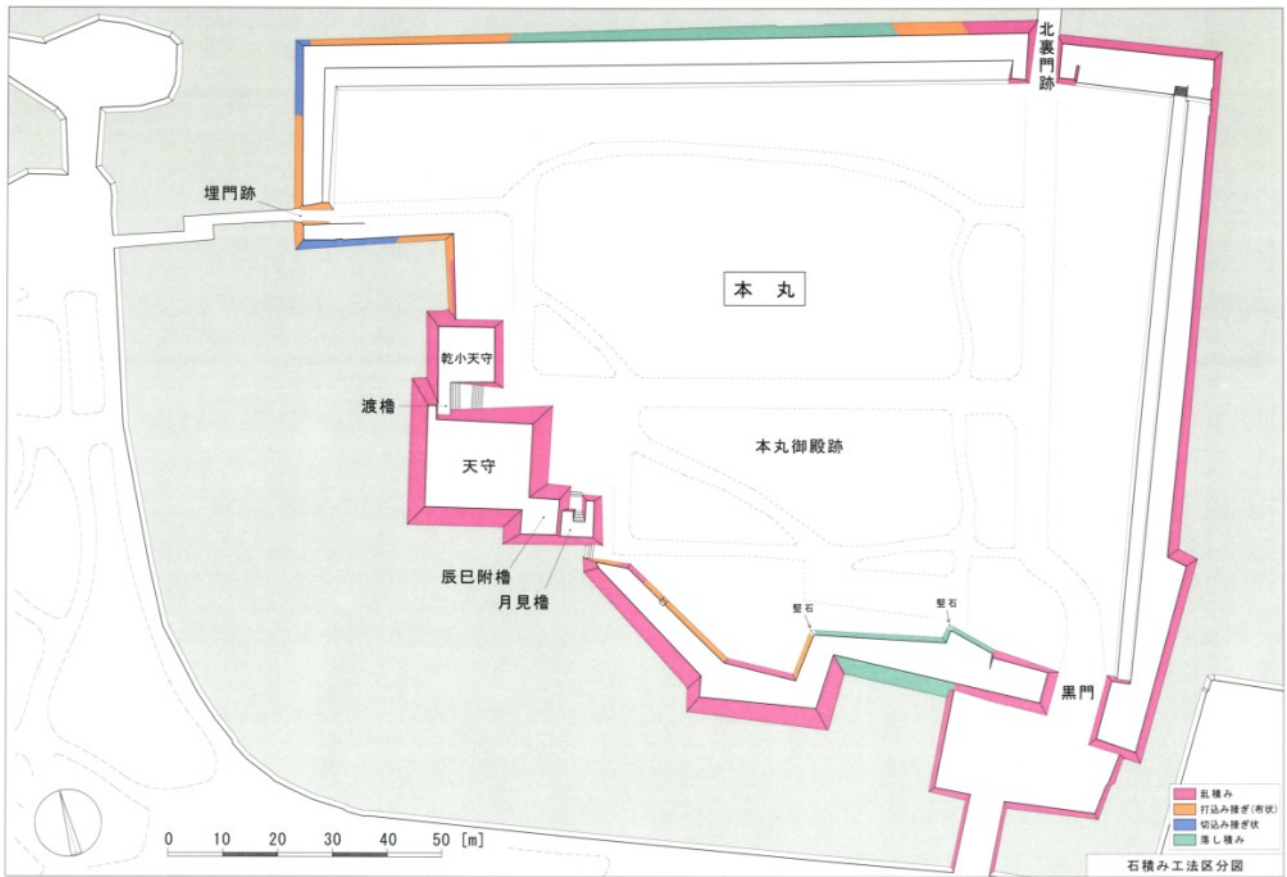
本丸・二の丸には御殿を始め城郭を構成していた建造物や土塁等の地下遺構・遺物が残存しており、松本城の前身である深志城やその時代の遺構が残存している可能性があります。また、明治時代に建設された旧制松本中学校の校舎等の近代遺構も確認されています。発掘調査結果から、現地表から江戸時代の遺構面までの深度は本丸で15センチメートル程度、二の丸が30～50センチメートル程度です。

これまで実施した発掘調査は、本丸は黒門一ノ門の復元に伴う周辺の発掘調査及び松本城管理事務所改築時の事前発掘調査のみです。昭和の解体修理後、本丸御殿跡外周が発掘調査され、その結果に基づき御殿跡外周の表示が行われていますが、発掘調査記録が残存しておらず、詳細が不明です。

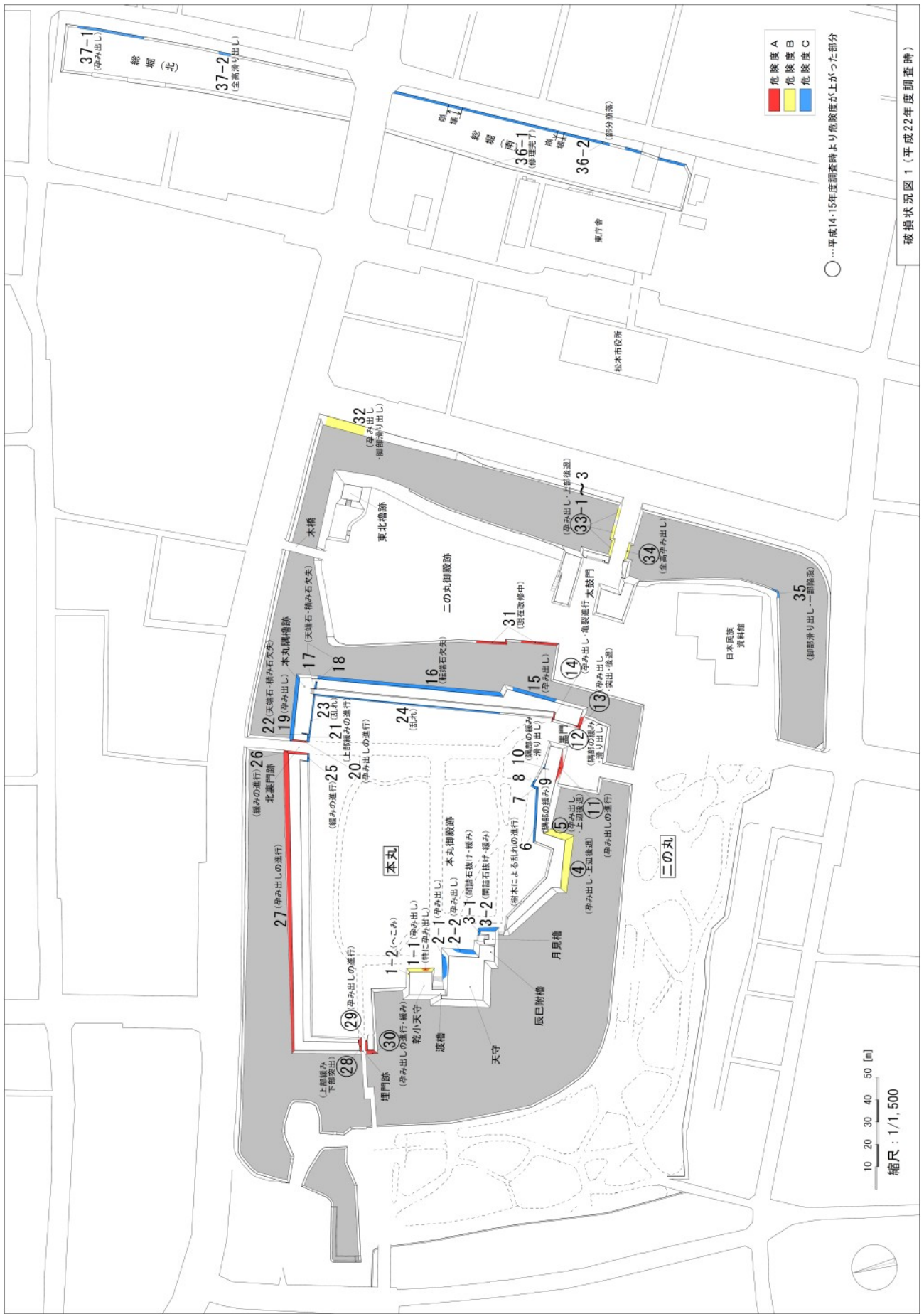
二の丸では、平成3年に国宝松本城400年祭りの際の仮設物設置に先立つ遺構の状況確認のための試掘調査が行われており、江戸時代の遺構面や建物礎石と思われる遺構や旧制松本中学校に關係する遺構が確認されています。また、南隅櫓跡周辺で公衆電話ボックス設置に先立つ試掘調査が行われており、外堀側の土坡の一部等が確認されています。これまでの調査からは、遺構の部分的な残存状況が確認できているのみであり、江戸時代の遺構の残存状況や位置等の詳細については把握されていません。



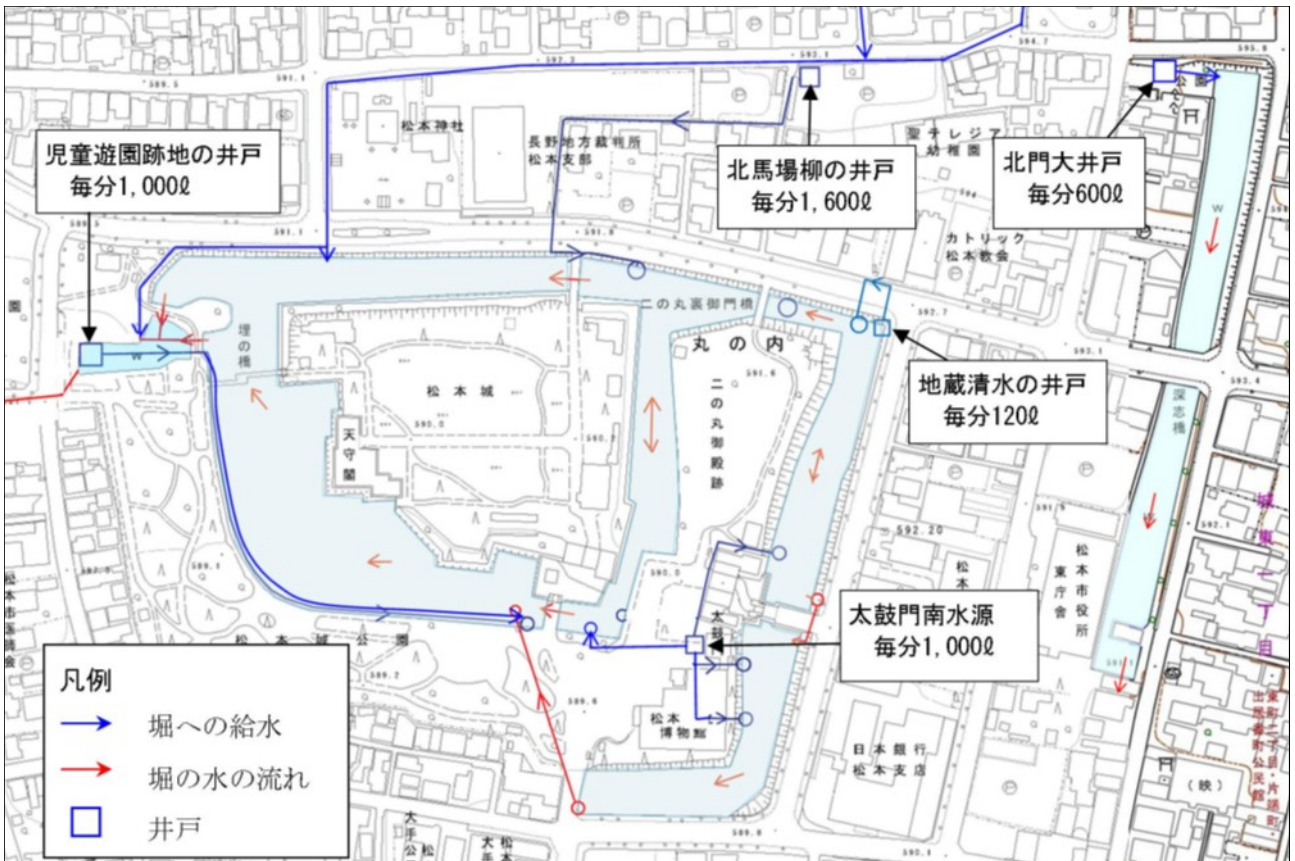
第25図 史跡松本城石垣の年代区分（平成14・15年度実施石垣現況調査による）



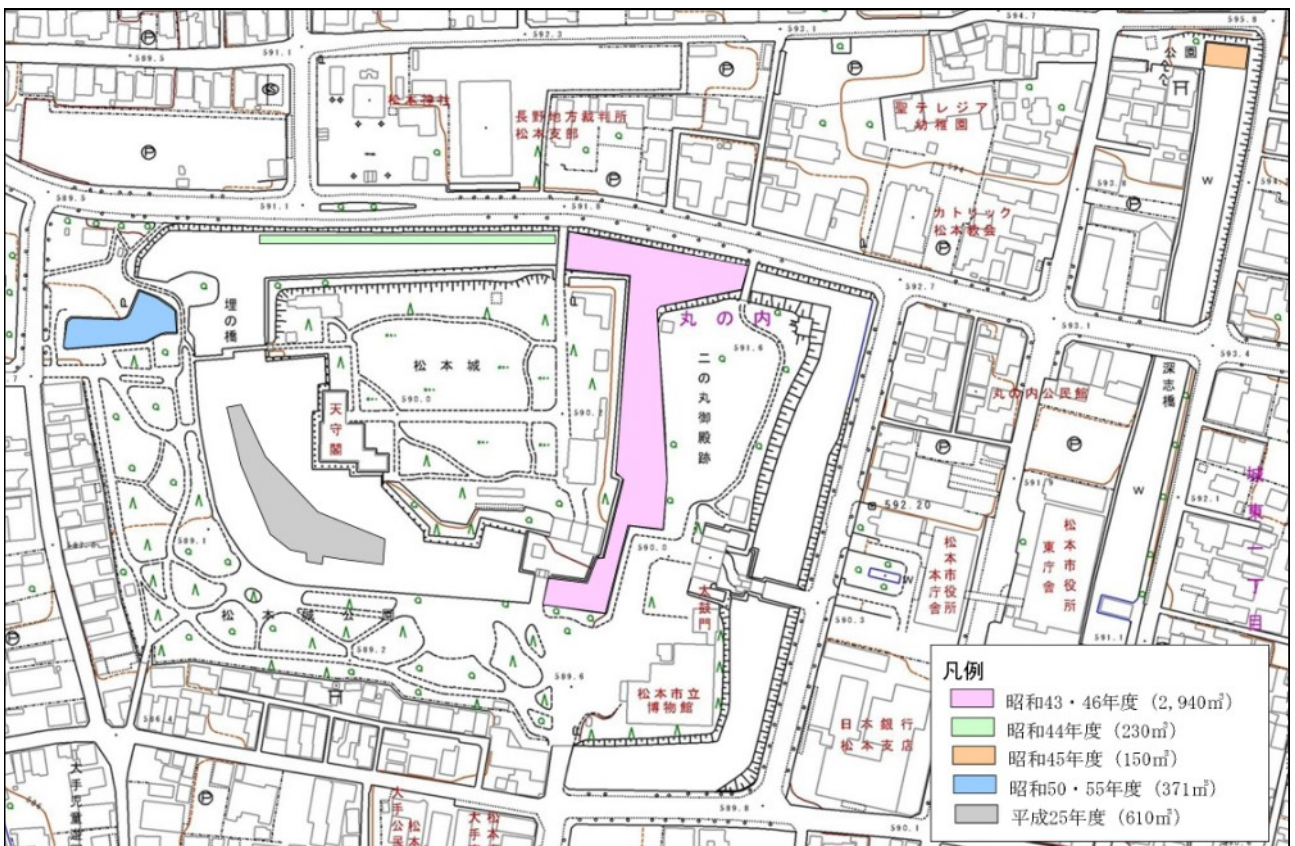
第 26 図 史跡松本城石垣の石積み工法区分 (平成 14・15 年度実施石垣現況調査による)



第27図 史跡松本城石垣危険度調査結果（平成22年度実施）



第 28 図 松本城堀の注水・排水状況



第 29 図 松本城堀のしゅんせつ履歴

【樹木等】

松本城は、史跡及び公園として多くの市民に親しまれ広く利用されており、史跡・公園内の樹木は、中心市街地の憩いの場所等としての緑陰の確保や緑のある景観等、良好な環境の形成に大きな役割を果たしています。一方で、樹木の根により、史跡の本質的価値を構成する地下遺構や石垣等顕在遺構の保存に悪影響を及ぼしているものもあり、緑のある景観の保全と史跡の保存の両立を図る必要があります。

江戸時代の絵図には城内の樹木がほとんど描かれておらず、その状況がうかがえませんが、後藤新門による「松本城旧景図」（図版6）、「深志城内曲輪全図」（図版7）等の明治時代の古絵図や古写真（図版12・16・18・20）から、本丸・二の丸とも土塁の裏側に松を主とする樹高のある樹木があったこと、また女鳥羽川沿いの道にも松が植えられていたこと（図版25）がわかります。

近代以降の土塁等の取り壊しや土地利用等の中で、本丸、二の丸とも徐々にこれらの樹木が姿を消し、昭和初年（図版36）、昭和23年（図版36）の航空写真からは、本丸、二の丸とも樹高のある樹木は石垣上等のケヤキ以外には見られなくなっています。石垣上等のケヤキの多くは、江戸時代には塀等が存在していた場所に位置していることから、明治維新以降にこれら建物が破却された後に自生したものである可能性が高く、現状では確実に江戸期から残存していると推定できる樹木は確認できていません。

現在の史跡内の樹木の大半は、昭和31年までに行われた公園整備の際に植樹された樹木、それ以降に植樹や更新されたものであり、市民や企業から寄付を受けたものも多くあります。この他に自生したもの、記念植樹されたものがあり、本丸・二の丸の樹木の種類及び本数は表13のとおりです。

史跡指定地内の樹木は、定期的な剪定を行い、樹勢、良好な環境及び景観の維持に努めるとともに、落下のおそれのある枝の除去、新たに自生した樹木の除去等の日常管理を行っています。ただ、管理が十分に行われず、高木化している樹木も見られます。また、公園内の樹木のうち多くを占める松については、近年松本市街地に松枯れ病が発生し、薬剤の樹幹注入等の予防措置を講じていますが、被害により枯死し伐採したものもあります。

なお、樹木ではありませんが、北西外堀のハス・スイレンは公園整備等により植えたものではなく、持ち込みにより生長したものと思われます。

樹木を史跡の保存や公園としての利用の観点から、以下のように分類できます。

- (ア) 緑陰の提供、景観の向上等、史跡及び公園としての活用に寄与しているもの
- (イ) 伝承等があり、親しまれているもの（「駒つなぎの桜」等）
- (ウ) 高木化し落枝のおそれがあるもの
- (エ) 史跡外から天守を望む景観、史跡内から北アルプス等の周囲を望む景観に悪影響を及ぼしているもの

表13 松本城本丸・二の丸内の樹木一覧（平成17年3月調査 総堀、北外堀沿いの樹木を除く）

No.	樹木名	本数	No.	樹木名	本数	No.	樹木名	本数	No.	樹木名	本数
1	アオギリ	7	19	キリシマツツジ	1	37	ソメイヨシノ	122	55	ヒガンザクラ	1
2	アカマツ	286	20	キンモクセイ	1	38	タギョウショウ	24	56	ヒノキ	3
3	アケビ	1	21	クヌギ	1	39	チャボヒバ	2	57	ヒマラヤスギ	2
4	アスナロ	2	22	グミ	1	40	チャンチン	1	58	ビャクシン	6
5	アラカシ	1	23	クロマツ	34	41	チョウセンゴヨウ	2	59	フジ	7
6	アンズ	5	24	ケヤキ	26	42	ツガ	1	60	ベニシダレモミジ	1
7	イチイ	45	25	コウヤマキ	5	43	ツゲ	1	61	ボダイジュ	1
8	イチヨウ	11	26	コノテヒバ	17	44	トウカエデ	1	62	マサキ	1
9	イトヒバ	23	27	コブシ	2	45	トチ	1	63	メタセコイヤ	9
10	イヌエンジュ	1	28	ゴヨウマツ	8	46	トドマツ	1	64	モッコク	1
11	ウメ	33	29	サルスベリ	3	47	ナラ	1	65	モミノキ	10
12	エノキ	3	30	サワグルミ	1	48	ニッコウヒバ	7	66	ヤナギ	1
13	カイドウ	2	31	サワラ	4	49	ネムノキ	5	67	ヤマザクラ	13
14	カエデ	1	32	シダレザクラ	5	50	ノムラモミジ	1	68	ヤマモミジ	27
15	カツラ	2	33	シダレヤナギ	4	51	ハクショウ	1	69	ユリノキ	1
16	カリン	1	34	シラカシ	1	52	ハナノキ	1	70	ライラック	1
17	キササゲ	4	35	シラカバ	2	53	ヒイラギ	9	合計		813
18	ギョリュウ	1	36	ストロブマツ	1	54	ヒイラギモクセイ	1			

(オ) 外来種のため、史跡（城郭）の樹木としてそぐわしくないもの

(カ) 樹木の根が地下遺構や顕在遺構（石垣等）の保存に悪影響を及ぼしているもの

これらのうち、(ウ)から(カ)については、一定の量と質の緑の保全、来場者の安全確保、良好な景観形成及び遺構の保存等の観点から、今後の取扱いについて検討を必要としている状況です。

イ 課題

【石垣】

- ・石垣全体の現状記録（測量）、破損箇所の把握、修理履歴等の詳細調査（石垣カルテの作成）が未実施です。このため、細部にわたる石垣の破損状況の把握や経過観察及びこれに基づく小規模修繕ができていません。また地震等災害時に石垣が崩落した際の復旧に必要な詳細記録がありません。
- ・現時点では、地元で近世石垣の修理経験の豊富な石工がおらず、地元の石工による石垣修理とそれによる伝統的な技術の継承が行われていません。
- ・石垣修理の際の補足石材に用いる山辺石（地元産の閃緑斑岩）の採掘が行われていないため、石材の確保が困難になりつつあります。
- ・石垣の部分的な変状等により、小規模な修理を必要とする箇所があります。
- ・石垣の文化財的な価値の保存の観点から、できるだけ江戸時代のままの姿を留めておくため、間詰石の補充等により変状の進行を抑える等、解体修理によらない保存の措置を検討、実施する必要があります。

【堀】

- ・水質は一定程度の透明度を確保できているものの、堀内に堆積物が多量に蓄積され、水質、景観及び周辺環境に悪影響を及ぼし、貯水機能も低下していることから、堆積物の除去が喫緊の課題となっています。
- ・堀に投入している地下水は、設備の老朽化等が原因で減少傾向にあり、南・西外堀の復元に当たり必要となる水量の確保、水の循環の方法等と合わせて対策を検討する必要があります。
- ・堀の適切な水位管理及び水の循環のため設置している水門が老朽化しており、改修する必要があります。

【地下遺構・遺物】

- ・本丸・二の丸は江戸時代の遺構面までの深度が浅く、地下遺構の保存に細心の注意を要します。
- ・地下遺構の分布状況が把握されていないため、学術面及び遺構保存の観点から、発掘調査により明らかにする必要があります。

【樹木】

- ・史跡・公園の良好な環境や景観形成に樹木の果たす役割は大きく、一定の量と質の緑を確保する必要がありますが、必要以上に高木化しないための剪定等の樹木管理が十分にできていない面があります。
- ・昭和30年代に植樹された樹木は樹齢が50年を超え、なかでも公園内、北外堀沿い、東総堀沿いのサクラ（大半がソメイヨシノ）などは、市民に親しまれ、また観光資源の一つともなっていますが、枯れ枝等が目立ち始めており、樹勢回復等の適切な管理が必要となっています。
- ・石垣等の顕在遺構、や地下遺構に悪影響を及ぼしているもの、景観阻害要因となっているもの等、改善を要する樹木がありますが、その取扱いについての基本方針がありません。

2 活用の現状と課題

(1) 公開

ア 現状

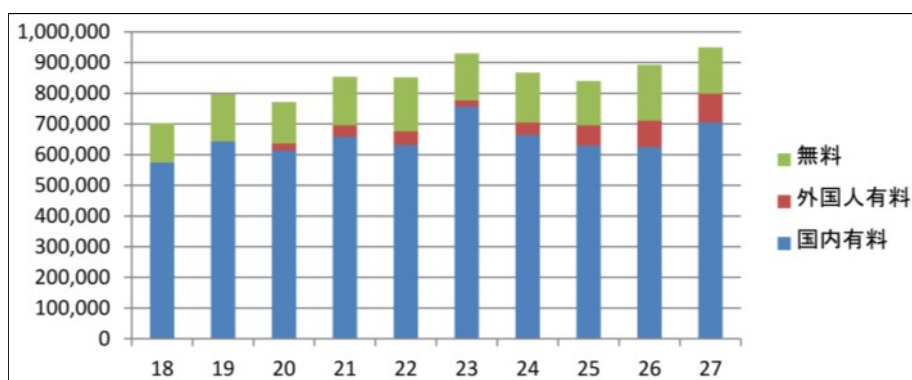
史跡指定範囲は、民有地及び南・西外堀復元事業用地を除き公開しています。史跡指定範囲は一部を除き都市公園（松本城公園）となっており、多くの市民・観光客が訪れています。

本丸及び天守は松本城管理条例に基づき有料公開しており、平成27年度の入場者数は949,430人（うち有料入場者数798,489人）です。公開状況を表14に、本丸内への過去10年の入場者数、月別入場者数を第30・31図に示しました。近年は外国人観光客が増加し、平成27年度は93,874人（有料入場者）と全体の約12パーセントを占めています。平成23年度をピークに減少傾向の見られた国内観光客も、平成27年度は増加に転じています。

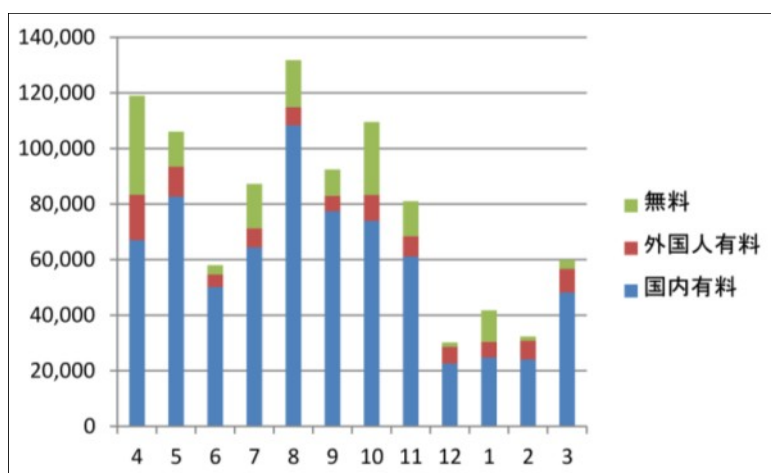
有料入場者数は、国内外の景気動向、為替相場など経済的な要因、テレビドラマや歴史ブームなどの社会的な要因、松本市や長野県のイベント・観光施策や伝統行事（善光寺御開帳、諏訪御柱等）の開催の状

表 1 4 松本城本丸（有料区間）の公開状況（平成 2 7 年度）

公開期間	年末（12月29日～12月31日）を除き無休
公開時間	8時30分～17時まで（最終入場16時30分まで） ・下記については8時～18時（最終入場17時30分まで） ゴールデンウィーク期間（4月25日（土）～5月6日（水）） 夏季期間中（8月8日（土）～8月16日（月）） ・1月1日～1月3日は、10時～15時まで
観覧料 （松本市立博物館との 共通入場券）	個人 大人610円 小中学生300円 ※小学生未満は無料 団体 20名以上99名まで 大人550円 小中学生270円 100名以上299名まで 大人480円 小中学生240円 300名以上 大人420円 小中学生210円 ＊松本市民は本丸内への入場無料（天守入場は有料）



第 3 0 図 松本城本丸への過去 1 0 年間の入場者数（外国人統計は平成 2 0 年度から）



第 3 1 図 松本城本丸内への月別入場者数（平成 2 7 年度）

況等により変動し、近年はインターネット上の国内外の観光地案内サイトの評価、観光客等がインターネットで発信した情報なども大きな要因となっているものと思われます。無料入場者は、イベント開催に伴うものが大半を占め、本丸・二の丸でのイベントの開催状況や天候に大きく左右されます。

月別入場者数では、12月から3月前半までの冬期間が少なく、ゴールデンウィーク、夏休み期間、シルバーウィークなどの連休期間がある4・5月、7月から10月が入場者の多い時期です。

天守内に入場できる人数は限られているため、入場者数が多い日には、天守入口で入場制限を行っていただきます。大型連休期間中や夏休み期間中などの繁忙期には、1日の入場者数が6,000人を超える日もあり、天守入場に最大で3時間の入場待ちが発生する日もあります。通常期は天守入場の経路を定めていませんが、繁忙期には本丸北側に入場待ちの経路を設定し、仮設テント、ベンチを設置しています。また、平成25年度からは繁忙期に時間指定天守入場整理券を発行し、観覧者のストレス緩和及び待ち時間の有効活用、まちなかへの回遊性向上を図っています。

二の丸は、松本城公園として常時開放（二の丸御殿跡及び太鼓門周辺を除く）していますが、防犯上の

表 15 太鼓門特別公開の状況（平成27年度）

期 間	展示内容	入場者数
4月18日（土）～5月6日（水・祝）	松本城の伝説	24,132人
7月18日（土）～8月16日（日）	昭和の修理60周年記念展示 守り継がれる国宝松本城	24,919人
10月17日（土）～11月3日（火・祝）	旧開智学校の子どもたちが描いた明治時代の松本	5,410人

観点から、二の丸御殿跡及び太鼓門櫓形内は夜間の立入りを禁止しています。

太鼓門櫓内は平時は非公開とし、年3回特別公開を行い、期間中は松本城に関連したパネル等の企画展示を行っています（入場無料）。平成27年度の公開期間、内容は表15のとおりです。太鼓門櫓は復元建造物ですが、現在では天守以外の唯一の内部公開の可能な建造物です。外観のみでも歴史的な景観形成や史跡の理解促進に大きく寄与していますが、内部公開により、伝統的な木造建築の様子や、門の機能についての理解促進が期待できます。構造上、内部に歴史資料を展示することはできませんが、説明パネル等の設置により、松本城のガイダンス施設的な機能を持たせることも可能です。

以上のように、本丸・二の丸は日常的に多くの市民・観光客が訪れ、広く親しまれていますが、一方で松本市周辺は、大規模な直下型地震が発生する可能性が高いことが指摘されています。こうした大規模災害時の天守や史跡松本城・松本城公園利用者の安全確保のため、避難誘導方法の検討や天守等歴史的建造物、復元・復興建造物、地下配管等のインフラ設備の耐震化、防災設備の充実等を図る必要があります。

また、松本城公園一帯は、松本市が策定した地域防災計画の中で、災害時の指定緊急避難場所となっており、周辺町会の一時避難所にも指定されています。指定緊急避難場所としての想定収容人員は、14,540人、収容施設とした場合の収容可能人数は3,912人とされています。

大規模災害時には、松本市役所が災害対策本部として防災拠点となるため、松本城公園は重要な緊急避難場所としての機能を果たすことが求められます。南外堀の南側の都市計画道路（内環状北線）についても、大規模災害時にも機能しうる道路としてその規模が定められ、拡幅整備事業が進められています。

松本城公園（二の丸）の出入口は、現在は東側太鼓門土橋の他、二の丸南側土橋、二の丸西側、二の丸南西隅、若宮八幡跡西側土橋となっています。このうち、大型の緊急車両の出入口となりうるのは、二の丸南側土橋のみです。この土橋は、明治時代に外堀を埋め立てて設けられたもので、南・西外堀復元事業に当たり、史跡整備と地域防災の双方の観点から、取扱いを十分に検討する必要があります。

イ 課題

- ・繁忙期の長時間の入場待ちやそれに伴う観覧者のストレス緩和を図り、良好な見学環境を提供するための施策、冬期間等入場者の少ない期間にも観光客が訪れ、分散化を図る施策が必要です。
- ・太鼓門は、内部公開期間が限定され、太鼓門が果たしうる機能を十分に活用できていません。
- ・地震等大規模災害時の来場者や公園利用者の避難誘導、安全確保のための施策が必要です。
- ・二の丸南側土橋は、南・西外堀復元事業に当たり、史跡整備及び地域防災の双方の観点から、その取扱いを検討する必要があります。

(2) 諸施設の設置

ア 現状

【的確な情報提供のための案内板・解説板の設置】

来場者向けの公園利用のための多言語対応（英語、中国語、ハングル）の案内板を、本丸・二の丸の各所に設置しています。史跡の構成要素等に関する解説板は二の丸御殿跡、黒門枳形、太鼓門枳形に設置しているのみで、史跡全体の概要、個々の構成要素に関する情報を十分に提供できていません。

【快適な見学を目的とする諸施設の設置・環境整備】

○園路

二の丸内には、浸透性の素材を用いた舗装園路を設置し、これ以外の箇所は、細かい砂利及び砕石敷としています。舗装園路は、車いすでの対面通行が可能となるよう、幅3メートルとしています。本丸内は、現地表から地下遺構までの深度が15センチメートル程度と非常に浅く、工事により地下遺構に影響を及ぼしてしまうことから、園路舗装はせず、細かい砂利敷きとしています。

○トイレ

トイレは史跡指定地内は二の丸に3カ所、本丸内に2カ所、指定地に隣接する二の丸北西の旧児童遊園

跡地に1カ所、北側の市営開智駐車場内に1カ所設置しています。また、二の丸の松本市立博物館にもトイレがあります。平成22年度～24年度に、便器の洋式化、二の丸南側トイレの内部改修（男女共用であったものを別々にし、多目的トイレを設置）等を実施しました。二の丸南側、南西の2カ所のトイレは老朽化し、利用者から改善要望が寄せられています。また、ともに南・西外堀復元事業の二の丸側の範囲に含まれており、事業実施に当たり移転が必要となります。

【ガイドンス施設】

松本城としてのガイドンス施設はありませんが、本丸内には、国内城郭に関する写真の掲示場を設け、松本城天守内に松本藩、松本城に関する展示を行っています。また、二の丸に所在する松本市立博物館では、松本藩や松本城に関する展示を行い、松本城のガイドンス施設としての役割を担っています。

イ 課題

- ・史跡の構成要素に関する解説板が不足し、情報を市民、観光客に十分に提供できておらず、史跡の価値を伝達できていないため、史跡として認識してもらうことができず、保存にも結び付いていません。
- ・本丸・二の丸とも、不陸箇所や暗渠排水の老朽化により、雨天時に随所に水たまりができ、観覧や公園利用の支障となっており、改善が必要です。
- ・本丸は地下遺構保護のため、園路舗装をせず、細かい砂利敷きとしており、車いすやベビーカー等の通行に支障があり、改善が必要です。
- ・二の丸の2カ所のトイレは老朽化し、また、南・西外堀復元に伴う二の丸側の整備にあたり移転が必要となることから、今後の取扱いについて検討が必要です。
- ・松本市立博物館の三の丸への移転後は、史跡指定地内にガイドンス機能を持つ施設が失われるため、博物館との連携の在り方の検討、史跡内の解説板設置等による情報提供の充実が必要となります。

(3) 立案・宣伝（ソフト面の各種の施策）

ア 現状

【公開・活用に関する企画・立案及び宣伝】

○松本城に関する情報の提供

本丸内への入場者には、松本城の歴史、天守の構造等の概要をまとめたパンフレットを配布しています。日本語（点字パンフレット含む）の他、英語、仏語、中国語（繁体字、簡体字）、ハングル、ロシア語、タイ語の7種類の外国語パンフレットを作成しています。

また、松本城公式ホームページを開設し、利用案内、松本城や城下町の歴史や構造に関する情報、古絵図等の所蔵資料、各種イベント等の公開情報の他、城下町の街歩きルートの紹介、松本城の四季折々の写真等を掲載し、観光面の他、松本城や城下町に関する理解を深めるための情報を多言語（英語、中国語（繁体字、簡体字）、ハングル（中国語、ハングルは要約版））で発信しています。

表16 本丸内での主な主催・共催行事の概要（平成27年度）

行事名	概要	日時	入場者数
国宝松本城夜桜会	国宝松本城天守と本丸の桜をライトアップして一般公開するもの。月見櫓で三曲（箏・尺八）、フルート、雅楽の演奏を行い、お茶席も設ける。	4/7（火）～14（火） 17:30～21:00	30,773人
国宝松本城松本藩古流砲術演武	「歴史を正しく後世に伝えるため、ぜひ多くの方々に火縄銃を実際に見て知ってほしい」という松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会の理念にもとづき、本丸において、火縄銃の演武を行うもの。	4/29（水・祝） 11:00～14:00	1,015人
国宝松本城雅楽公演	北アルプスの山並みと松本城を背景に、雅楽の公演を行うもの（5年に1回開催）。	5/16（土） 14:00～15:30	2,287人
国宝松本城薪能	能・狂言（観世流・宝生流を1年交代）の薪能を本丸内で開催するもの。	8/8（土） 17:00～20:00	1,773人
国宝松本城月見の宴	中秋の名月の前後に本丸内を一般公開し、ライトアップされた松本城天守を背に、野外生け花や秋の本丸庭園で琴やフルート、雅楽の音色、お茶席をお楽しみいただくもの。	9/23（水・祝）～28（月） 17:30～20:30	4,027人
国宝松本城合同茶会	国宝松本城お城まつりのトップを切って、市内茶道五流派による合同茶会を開催するもの。	10/12（月・祝） 10:00～15:00	4,089人
国宝松本城古式砲術演武	愛知県古銃研究会鉄砲隊、駿府古式砲術研究会駿府鉄砲衆、松本城鉄砲隊による火縄銃の演武を行うもの。	10/18（日） 13:30～15:00	3,192人

表 17 本丸・二の丸内での主なイベントの概要（平成27年度）

行事名	主催者	会場	日時	入場者数
第28回国宝松本城太鼓まつり	さわやか信州松本フェスティバル組織委員会	本丸	7/25（土）～26（日）	1万7千人
ビアフェス信州2015「クラフトビールフェスティバル in 松本」	ビアフェス信州実行委員会	二の丸	9/19（土）～23（水）	2万人
第12回信州・松本そば祭り	第12回信州・松本そば祭り実行委員会	二の丸	10/10（土）～12（日）	16万人
第30回国宝松本城氷彫フェスティバル	さわやか信州松本フェスティバル組織委員会	二の丸	1/23（土）～24（日）	3万人

○本丸内での主催・共催行事の開催

本丸内では表16のとおり、松本城天守を背景として日本の伝統文化に触れる機会や、松本城を身近に感じてもらう機会を提供し、文化財保護意識の醸成を図ることを目的に、松本城管理事務所及び関係団体が主催する行事を開催しています。

○国宝松本城おもてなし隊事業

本丸内において、甲冑武者、忍者、姫姿等に扮し、写真撮影サービス等を提供する「国宝松本城おもてなし隊事業」を業務委託により実施し、国内外の観光客とも好評です。繁忙期には、太鼓等の演武や「かわら版」として松本城に関する情報を配布し、入場待ちのストレス軽減を図る取組みも行っています。また、おもてなし隊員に寄せられる観光客からの感想、苦情等を把握し、サービス向上につなげています。

○イベントの開催

史跡松本城は、中心市街地の都市公園でもあることから、主に二の丸を会場として、市街地活性化等を目的に松本市が主催、共催するイベントが年間を通じて開催されています。表17に、本丸・二の丸で行われたイベントのうち、テント・ステージ等仮設物で史跡内を広範囲で占有し、入場者の多いものをまとめました。この他にも仮設物は少ないものの、参加者の多い集会、パレード等が開催されています。

こうしたイベントは、中心市街地に位置する利便性、松本城天守を背景に行事を行う象徴的な意味もあり、中心市街地の活性化、地域振興に大きな役割を果たしています。一方で、大規模なイベントに関しては、仮設物設置、重量物を積載した車両の通行による歴史的景観や地下遺構への影響が懸念されます。また、イベント開催時に一般の公園利用者や観光客が憩える環境や良好な見学環境を確保する必要があり、史跡の保存及び史跡・公園としての良好な環境の維持とイベントとの調整を図る必要が生じています。

○来場者に対するガイド

松本城では、観光客に対するガイドをボランティア団体が担っており、松本城を主としたガイドとして松本城案内グループ、NPO法人アルプス善意通訳協会が、また、松本城及び市街地の観光名所のガイドとして松本まちなか観光ボランティアガイドが活動しています。

松本城案内グループは平成2年に発足し、現在約50名の会員から構成され、国内観光客を対象として、4～11月の期間、二の丸内に常駐しているほか、電話によるガイド依頼に対応しています。平成27年度は約11,000名に対してガイドを行っています。

NPO法人アルプス善意通訳協会は平成4年に発足し、現在約150名の会員から構成され、外国人観光客を対象として、4～11月の期間、二の丸内に常駐しているほか、電話、Eメールによるガイド依頼に対応しています。英語を主としたガイドを行っており、多言語化にも取り組んでいます。平成27年度は65カ国の約5,000名に対してガイドを行っています。

来場者に対するガイドは、松本城に関する歴史や構造等の情報や観光に関する情報を観光客にわかりやすく伝え、松本城の文化財的な価値の理解促進、松本城を中心とした中心市街地の観光客の回遊性や松本城・松本市の魅力の向上等を図る上で重要な役割を果たしています。

松本城管理事務所では、松本城及び松本市への観光客をお迎えする協働のパートナーとして、ボランティアガイド団体に対する支援に取り組み、3団体を対象に、松本城の歴史等に関する研修会の開催、ガイド詰所の設置・ユニフォーム・教材の提供等の環境整備を行っています。また、観光部局と連携を図り、ガイドの更なる資質向上や支援の取組み等について検討を行っています。

表 18 松本城に関する学習の場の提供（平成27年度）

行事名	概要
松本城天守床磨き	松本城天守の床磨きを行い、その後に研究専門員等による松本城や城下町に関するお話しや見学を行うもの。27年度は一般向けを8回、子供向けを5回開催
松本城親子夏休み勉強会	8月上旬に、親子で城下町を歩いて松本城や城下町の歴史について学習する勉強会を開催
松本城と城下町を学ぼう！書こう！作文コンクール	松本市・松本市教育委員会及び企業で構成する実行委員会主催の小学生を対象とした作文コンクール。松本城管理事務所研究専門員による松本城・城下町の授業、地区公民館と連携した児童・保護者・地域住民による現地学習会、作文コンクールを実施。リーフレット「すばらしい松本城と松本の町」を作成、参加児童及び市内全小学校の4・5年生に配布
社会科見学の受け入れ及び事前学習授業の実施	市内小学校の社会科見学の際、研究専門員が松本城について説明。また、事前学習として研究専門員が学校に出向き、授業を行うもの
「学都松本フォーラム」での城下町パズル	松本市教育委員会が開催する「学都松本フォーラム」の催事メニューとして、古絵図をパズルにした「城下町パズル」を体験してもらうもの
松本城七不思議探検ツアー	「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会主催。天守内の不思議や伝説的等を中心にしたクイズを、親子で見学しながら解答する「国宝松本城七不思議」親子探検ツアーを実施
鉄砲蔵見学会	松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会との共催で火縄銃の歴史や扱い方の話を聞いたり、実際に火縄銃を間近に見たり触れたりして学習するもの
出前講座・地区公民館講座	地区公民館等での事業として、研究専門員が出向いて講座を行ったり、松本城や城下町の現地見学での説明を行うもの
職場体験	生涯学習課の主催する中学生の職場体験の受け入れを行い、松本城管理事務所での松本城の各種業務の体験、研究専門員との松本城の見学を実施
松本城検定クイズ	市内小学校で国宝松本城についてのクイズ形式による出前授業を行い、松本城への興味を持つきっかけづくりを行うもの

【学習の場及び教材の提供】

松本城を学校教育及び社会教育の場及び素材として活用するため実施している事業を、表18にまとめました。松本城や城下町の現地で開催しているものの他、学校・公民館等に出向いて授業・講座として実施しており、研究専門員が主に対応しています。この他、石垣修理等、史跡整備の際、発掘調査や工事現場の見学会等を開催し、通常では見られない地下遺構の状況、伝統的工法を用いた石垣修理等の現場の見学機会を設けています。いずれも史跡の価値を市民等にわかりやすく伝え、史跡・国宝の価値を活かした重要な活用です。また、大学の研究活動のフィールドや卒業論文の研究対象として松本城が取り上げられたり、大学の授業の一環として松本城の見学、調査が実施されており、積極的に受け入れをしています。

学校教育の教材としては、松本城に関する副教材「わたしたちの松本城」を平成15年度から毎年刊行し、市内の全ての小学校6年生に無償配布しています。

イ 課題

- ・史跡の保存、一般の公園利用者や観光客が憩える環境や良好な見学環境を確保する観点から、公園利用に関する内規の適切な運用や主催者との事前協議により、各種イベントの内容や規模について、適正化を図る必要があります。
- ・ガイドボランティア支援、松本城を学びの場として活用する事業の更なる充実を図る必要があります。

(4) 運営

ア 現状

【まちづくり・地域づくり等の取組みに関する地域連携】

松本城三の丸及びその周辺では、各地区のまちづくり推進協議会を中心とした地区住民により自主的なまちづくりが進められています。良好な住環境や地区の特性にあった景観・街なみの形成などを目的として、地区住民が自主的に定めたまちづくりのためのルールとして、まちづくり協定が定められています。

また、松本城三の丸は、南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業、松本市立博物館の三の丸への移転事業に伴い、今後大きな変化が予想され、これら事業と一体的なまちづくりが必要となっていることから、「松本城三の丸地区整備基本方針」が策定され、これに基づいた取組みが進められています。

「松本城三の丸地区整備基本方針」では、三の丸（大名町、土井尻エリア）一帯が「松本城内」であることを意識したまちづくりを進めることとしています。史跡指定範囲である東総堀、西総堀土塁跡、未指

定ですが残存している2カ所の総堀土塁は三の丸の範囲を具体的に示すことができ、保存を前提とした発掘調査を実施した大手門枳形跡は重要な地下遺構が残存し、まちづくりの中心にも位置していることから、まちづくりの観点からも非常に重要な役割を果たしているものです。

【ボランティア・市民活動の支援】

松本城に関係したボランティア団体として、先述したガイドボランティア団体の他、松本古城会、松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会があります。

松本古城会は、天守の昭和の解体修理の際に結成された松本城保存会と二十六夜神会が昭和41年に統合して発足した団体で、現在は約1100名の会員で構成され、松本城本丸・二の丸で開催される市主催行事（夜桜会、古式砲術演武、月見の宴、開門式、防火訓練、床磨き、冬囲い、落葉清掃、しめ縄作り等）への協力、松本城の世界遺産登録推進運動の等の活動に永年にわたり取り組んでいます。

松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会は、赤羽通重・かよ子夫妻（故人）から寄贈いただいた古式銃及び関係資料の保存、公開活用への協力を目的として平成元年に組織された団体です。同会は、鉄砲蔵見学会の主催、古式砲術演武等の市主催行事への協力を行っています。

また、公園内の清掃、天守床磨き等のボランティア活動が、学校や市民、市内企業の皆さんにより実施され、市民による松本城の保存への参画の場として活用されています。

イ 課題

- ・現時点では史跡の保存・活用とまちづくりが必ずしも十分に連携していないため、史跡松本城や関連遺構をまちづくりに積極的に活用できるよう、建設部局、地元住民との連携に取り組む必要があります。
- ・史跡松本城が市民による松本城の保存・活用の活動の場として活用されるよう、ボランティア活動への支援や環境整備に継続して取り組む必要があります。

(5) 史跡の構成要素毎の活用に関する課題

上述の活用に関する現状を踏まえ、史跡の構成要素毎の活用に関する課題は表2.2のとおりです。

3 整備の現状と課題

(1) 史跡整備全般の現状

ア 整備基本計画の策定と実施状況

史跡松本城の整備については、昭和52年度に「松本城中央公園整備計画」、平成11年度に「松本城およびその周辺整備計画」を策定しており、後者が現在の整備基本計画となっています。整備計画に掲げられた18項目と現在までの実施状況の概要は表1.9のとおりです。

イ 保存を目的とした整備

整備計画の整備項目のうち、「北外堀内側石積みの補修」、「黒門台石垣の改修」については、石垣現況調査結果に基づく石垣の計画的な修理に取り組んでおり、両石垣とも危険度Aとされています。「北外堀内側石積みの補修」は、平成27年度に本丸北外堀南面石垣保存整備事業として事業着手し、今後10年程度の事業期間で順次解体修理を実施する予定です。

「黒門台石垣の改修」については、平成25年度に門台石垣及び黒門一の門のき損状況調査を実施し、屋根が経年劣化により早急な修理を必要としていることが判明したことから、屋根の葺替え、破損部材の修理に合わせ、門台石垣のうち、孕み出しが特に著しい箇所への応急措置及び補修を実施する予定です。門台石垣の解体修理は、黒門一の門の曳家等が必要となる大掛かりなものとなることから、上述の本丸北外堀南面石垣の修理終了後の実施に向け、検討を進める必要があります。

「松本市立博物館の移転」については、三の丸内に移転先を決定し、移転に向けた取組みを進めています。「周辺景観の整備と町並み保存」については、大手門枳形の保存を前提とした発掘調査を平成24年度に実施しました。

ウ 活用を目的とした整備（環境整備・復元整備等）

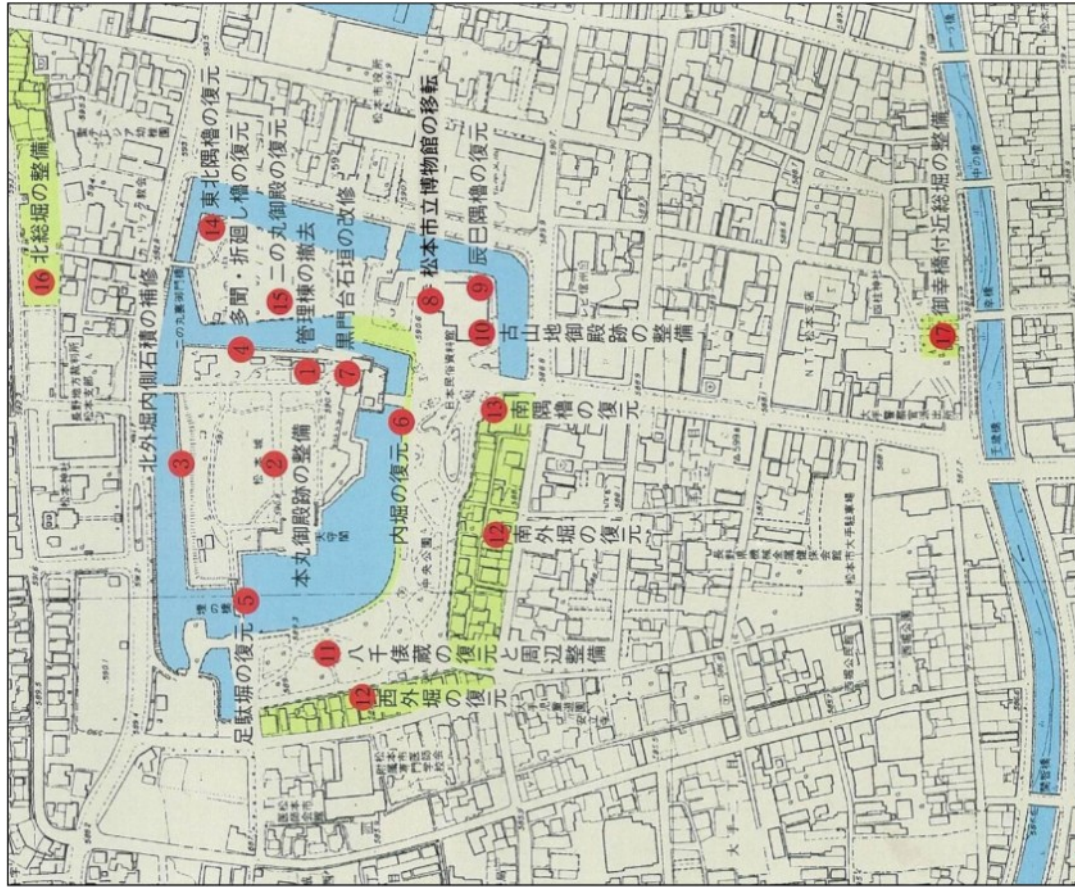
整備計画に掲げられた復元整備のうち、「南・西外堀の復元」については、平成24年度から具体的な事業に着手し、現在は対象範囲の史跡追加指定及び公有化を進めています。

「周辺景観と町並みの保存」のうち、「建造物の高さの規定」については、第2章に述べたように、平成13年から、史跡松本城周辺は建築物の高さ制限を定めた高度地区が指定されています（第8図）。

表1-9 松本城およびその周辺整備計画の整備項目と取組みの現状

区分	No.	整備項目	根拠となる資料			事業化の時期	備考	現状	
			発掘	写真	絵図				文献
本丸	1	管理棟の撤去	-	-	-	早期	移転	未着手	
	2	本丸御殿跡の整備	△	×	○	○	順次	平面表示	未着手
		②本丸園路の改修	-	-	-	-	-	-	-
	3	北外堀内側石垣の補修	-	-	-	-	順次	補修	事業化
		多間櫓・折廻し櫓の復元	△	×	○	○	長期	復元	未着手
	4	①多間櫓の復元	△	×	○	○	長期	-	-
		②折廻し櫓の復元	△	○	×	○	順次	復元	未着手
5	足駄堀の復元	△	×	○	○	順次	復元	未着手	
6	内堀の復元	△	×	○	○	順次	復元	未着手	
7	黒門台石垣の改修	-	-	-	-	順次	改修	事業化	
8	松本市立博物館の移転	-	-	○	-	順次	移転	事業化	
二の丸	9	辰巳隅櫓の復元	△	×	○	○	発掘後	発掘後	未着手
	10	古山地御殿跡整備	△	×	○	○	長期	発掘後	未着手
		八千徳蔵の復元と周辺整備	△	×	○	×	順次	発掘後	未着手
	12	南・西外堀の復元	○	×	○	○	順次	復元	事業化
		②西外堀の復元	○	×	○	○	順次	復元	未着手
13	南隅櫓の復元	△	○	○	○	順次	復元	未着手	
14	東北隅櫓の復元	済	×	○	○	順次	復元	未着手	
三の丸	15	二の丸御殿の復元	済	△	○	○	早期	復元	未着手
	16	北馬場総堀の整備	△	×	○	○	長期	整備	未着手
周辺地区	17	御幸橋付近の総堀の整備	△	○	○	○	順次	整備	未着手
	18	周辺景観の整備と町並みの整備	-	-	○	△	早期 順次 長期	整備 整備	事業化

* 事業化の時期
 早期：1～10年 順次：11～14年 長期：15年以上



18 周辺景観の整備と町並みの保存

- 建造物の高さの規定
- 武家屋敷の復元
- 史跡指定地の拡大
- 説明板の設置
- 歴史的建造物の保存
- 十王堂の整備
- 街路・小路の整備
- 歴史的水路・井戸の整備
- 残存土塁の整備

「説明板の設置」については、松本城と城下町を結ぶ門の位置に、それぞれの門に関する説明板を設置しています。また、地元町会等により、城下町の各所に説明板が設置されています。「街路・小路の整備」については、松本城三の丸及びその周辺の中心市街地において、まちなみ修景事業として通りに面した建物のファザード修景を実施し、街なみ環境整備事業として道路美装化等を進めています。「歴史的建造物の保存」については、城下町に残る数少ない武家住宅である高橋家住宅（市重要文化財）の修理事業を平成20～21年度に実施し、現在は博物館施設として公開しています。「歴史的水路・井戸の整備」については、市指定史跡の源智の井戸の整備事業を実施したほか、水めぐりの井戸整備事業として中心市街地への新たな井戸の整備、個人所有の井戸の修景整備を実施しました。「十王堂の整備」については、城下町の東側の十王堂である餌指町十王堂の閻魔像他について、「餌指町十王堂の諸仏」として市重要文化財に指定し、地元の保存会による収蔵施設建設に対し補助金を交付し、保存を図っています。「残存土塁の整備」については、西総堀土塁について、史跡追加指定、公有化を経て史跡整備を実施しています。

この他、今後の復元整備に向けた基礎的な調査として、明治時代に埋め立てられた内堀南側の位置確認のための試掘調査、二の丸土塀跡の発掘調査等を実施しています。

エ 整備報告書の刊行

これまで実施した整備事業（太鼓門等の復元、二の丸御殿跡整備、石垣修理等）については、整備報告書を刊行し、発掘調査等の成果、工事内容等について記録を留め、公開しています。

(2) 史跡整備全般に関する課題

- ・堀の堆積物除去、二の丸の再整備等、保存、活用に関する新たな課題の解決のための整備が必要です。
- ・整備計画は策定されてから15年以上経過し、新たな課題を位置付けるとともに、未着手の項目に関する課題や優先度等を整理し、限られた財源と人的資源で計画的に整備を実施するための見直しが必要です。

(3) 史跡の構成要素毎の整備に関する課題

上述の整備に関する現状を踏まえた史跡の構成要素毎の整備に関する課題は表22のとおりです。

4 運営・体制の整備の現状と課題

(1) 現状

史跡松本城及び国宝松本城天守の保存・活用・整備は、松本市教育委員会教育部松本城事務所が所管しています。平成27年度の職員数、業務概要、関連部局は下記のとおりです。

ア 職員数

所長：1名（正規職員）

管理担当：正規職員5名（うち1名は現業職員）、嘱託職員5名、臨時職員5名

城郭整備担当：正規職員3名、嘱託職員3名（うち2名は研究専門員）

表20 松本城管理事務所の業務内容

係	業務内容	
管理担当	国宝松本城天守の公開及び保全管理等	国宝松本城天守の公開、太鼓門の特別公開、松本城鉄砲蔵赤羽コレクションの展示公開、国宝松本城天守の保全管理・清掃、松本城自衛消防隊による初期消火、文化財防火デーの訓練実施、天守等機械警備（防犯、防災）及び巡回パトロール
	史跡松本城の保全管理	本丸庭園・松本城公園・二の丸御殿跡・外堀等の管理、庭園・公園内樹木保全及び害虫等の防除・駆除、堀浄化のための管理、巡回パトロール（防犯、防災）
	諸行事等の開催	主要事業及び関連事業等の開催
	観光客等の受入れ	券売・案内業務、松本城売店業務、駐車場の管理運営業務、国宝松本城おもてなし隊業務、案内ボランティア支援
	宣伝及びPRに関すること	新聞、雑誌等への掲載、パンフレット頒布、松本城に関する冊子の販売、松本城公式ホームページの運営
	ボランティア等の受入れに関すること	公園清掃等のボランティア、職場体験等の受入れ
城郭整備担当	国宝松本城天守、史跡松本城の整備（文化庁との調整事項）	天守・史跡内の修理、本丸・松本城公園・二の丸御殿跡・石垣・堀等の整備
	国宝松本城天守、史跡松本城の調査研究、教育普及活動	歴史資料の収集・整理・調査研究、各種学習行事・講座等の開催、講師としての参加

イ 業務内容

松本城管理事務所の業務内容は、表20のとおりです。また、南・西外堀復元事業は建設部城下町整備本部が、世界遺産登録推進に係る調査研究事業は文化・スポーツ部文化振興課が担当しています。

ウ 松本市教育委員会・松本市の関連部局

- ・松本市教育委員会：文化財課（文化財施策統括、現状変更等許可事務、歴史文化基本構想、埋蔵文化財調査、史跡整備）、博物館（松本市立博物館の移転、調査研究、資料収集・収蔵）、学校指導課・学校教育課（学校教育）、生涯学習課（社会教育、公民館事業）
- ・総務部：松本市文書館（調査研究、資料収集・収蔵）
- ・政策部：シティープロモーション担当（松本城、松本市の情報発信）
- ・文化スポーツ部：文化振興課（世界遺産登録推進）
- ・商工観光部：商工課（イベント開催）、観光温泉課（観光施策、イベント開催）
- ・建設部：城下町整備本部（南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業）、公園緑地課（松本城公園）、都市政策課（都市計画、風致地区条例、歴史的風致維持向上計画、まちづくり等）、維持課（市道）

エ 運営の財源

史跡松本城及び国宝松本城天守の保存、公開、活用、整備は、松本城特別会計により運営しています。松本城特別会計は、松本城の公開等に係る収入を財源とし、松本城の管理運営のため、昭和33年に設けられました。歳入は観覧料、駐車場利用料、売店収入の占める割合が大きく、いずれも入場者数の増減に比例します。整備事業等については、国庫補助金が重要な財源となっています。また、昭和47年に松本城施設整備基金条例に基づき、同基金が設置され、松本城特別会計の剰余金を毎年積み立て、史跡整備等の財源の一部に充てています。平成27年度末の基金残高は、約11億3千万円です。

(2) 課題

- ・今後本格化する南・西外堀復元事業を始めとした各種大規模事業に対応しうる組織体制及び財源の確保が必要です。
- ・直下型地震等、大規模災害時を含めた来場者の安全確保のための危機管理体制の構築が必要です。

表21 平成26年度松本城特別会計の決算状況（単位：万円）

区分	歳入		歳出			
	内 訳	金額	内 訳	金額		
経常的経費	松本城観覧料	26,987	人件費	11,264	39,300	
	駐車場利用料	5,259	事務管理費	7,765		
	売店収入	12,963	天守管理費	1,712		
	一般会計繰入金	3,751	庭園・公園管理費	2,259		
	前年度繰越金	4,857	観光宣伝費	1,966		
	その他	122	営繕工事費	1,896		
			堀浄化対策事業費	666		
政策的経費	国・県補助金	6,844	12,066	国宝四城近世城郭群研究事業費	573	20,404
	施設整備基金繰入金	4,525	国庫補助松本城史跡整備事業費	8,798		
	施設整備基金利子	697	松本城歴史資料保存事業費	281		
			松本城保存管理事業費	795		
			南・西外堀復元事業費繰出金	1,383		
			国庫補助松本城天守耐震診断事業費	1,448		
			施設整備基金積立金	7,126		
合計		66,005		59,704		

* 保存管理・公開・活用事業に伴う経常的な経費と、政策的経費（整備事業など期間を区切って計上する経費、整備事業のために取崩し・積立を行う松本城施設整備基金に係る経費）に区分した

* 南・西外堀復元事業（平成24年度から）及び松本城世界遺産推進事業（平成28年度から）は、一般会計に計上し、事業費の市負担分を松本城特別会計から一般会計に支出（繰出し）している

* 一般会計繰入金は、松本城公園の管理を松本城管理事務所が担当していることから、公園管理経費の一部が一般会計から松本城特別会計へ支出されているもの

* 国庫補助率は松本城天守に係るものは65%、史跡整備に係るものは50%、史跡公有化に係るものは80%

表 2 2 構成要素毎の活用・整備の課題

		活用	整備
①本質的価値を構成する諸要素	地形・縄張り	城郭の範囲、構成等、史跡や松本城に関する説明が不足している	史跡全体や個々の構成要素に関する説明板の設置が必要
	石垣	石垣・土坡・堀等の城郭構成上の役割や個々の石垣等の特徴に関する説明が不足しており、その価値を伝えることができていない	
	土坡・土塁（顕在遺構）		
	堀・土橋（顕在遺構）		
	その他（顕在遺構）		
	国宝建造物・歴史的建造物	御金蔵は松本城を構成していた建造物にもかかわらず十分な活用がされていない	
	地下遺構・遺物	地下遺構への影響に配慮した活用の在り方の検討が必要	地下遺構の残存状況や配置等を明らかにするための発掘調査が不十分
②史跡の復元・表示施設	復元・復興建造物	太鼓門の活用が不十分	
	復元石垣等	復元石垣であることの表示や復元の経過、意義について説明が不十分	
	遺構表示	本丸御殿の遺構表示に関する説明板がない	
③その他の諸要素	管理施設	保存・活用の観点から、個々の管理施設・工作物の今後の在り方について検討が必要	
	工作物		
	園路、管理用通路等	本丸内園路が遺構保護のため未舗装であり、観覧の支障となっている	
	防災・電気・上下水道等設備	施設の老朽化、耐震化等が必要	
	植栽		
	石碑・石造物	戸田家・水野家ゆかりの石造物の解説が不十分	
	近代以降の地形造成、土木構造物	本来の姿の説明、現状に至った歴史的な経過に関する説明がない	
	公共施設等		市立博物館の計画的な移転

第6章 史跡松本城の保存・活用の大綱と基本方針

1 大綱

前章までに記載した、史跡松本城の保存・活用・整備に関する現状と課題を踏まえ、史跡松本城の望ましい将来像として以下を大綱とします。

- (1) 史跡松本城及び国宝松本城天守を後世に確実に引き継ぐとともにその一体的な保存活用を図ります。
- (2) 史跡指定地外にあり、松本城の本質的価値を構成する要素である大手門枡形跡、総堀土塁等の重要遺構の調査研究を進め、史跡追加指定等を視野に入れながらその確実な保存を図り、史跡松本城の価値の更なる向上を図ります。
- (3) 往時の姿が失われている部分については、十分な調査研究により史実を把握し、それに基づいた復元により史跡の本質的な価値を顕在化し、松本城の歴史的景観の向上を図ります。
- (4) 史跡松本城及び松本城や城下町に関連した歴史資産の一体的な保存活用を図り、その歴史上、学術上の価値を市民・観光客・次世代を担う子どもたちにわかりやすく伝えます。
- (5) 中心市街地に位置し、都市公園でもある史跡松本城を訪れる市民・観光客が快適に見学し、また憩うことのできる場として活用を図るとともに、松本城の魅力的な歴史的景観や文化財的価値を身近に享受できるよう整備を図ります。
- (6) 松本城が松本市のシンボルとして、また松本城を中心としたまちづくりの核としてあり続け、市民や次世代を担う子どもたちが松本城や地域の歴史に誇りを持てるよう、保存、活用、整備を図ります。

2 基本方針

(1) 保存の基本方針

- ア 史跡松本城の本質的価値を構成する要素である歴史的建造物、石垣、堀、地下遺構等を確実に保存し、後世に継承します。
- イ 史跡松本城を構成する諸要素及び地区別の保存の方針とこれに基づく保存の方法を具体的に定めます。
- ウ 今後予想される現状変更等に関する方針を定め、その厳密な運用を図ります。
- エ 史跡松本城の本質的価値をさらに明らかにし、深化させるための調査研究に継続して取り組みます。
- オ 史跡指定地外に所在する松本城の本質的価値を構成する要素の調査研究及び保存に取り組みます。

(2) 活用の基本方針

- ア 天守と一体的な史跡の価値を市民・観光客にわかりやすく伝えるとともに、その価値を身近に享受できる環境を整えます。
- イ 史跡松本城の価値を活かし、松本城や城下町を学びの場として活用する事業を継続するとともに、その充実を図ります。
- ウ 都市公園として求められる憩いの場、賑わいの場としての役割を、史跡の保存との両立を図りながら果たします。

(3) 整備の基本方針

- ア 保存・活用を着実に推進するための史跡整備及び修理を計画的に実施します。
- イ これらの整備を着実に進めるため、「松本城およびその周辺整備計画」の見直しを行います。

(4) 保存・活用・整備の推進及びその体制の基本方針

- ア 日常の維持管理、公開、保存整備、調査研究等を着実に推進するための体制を整えます。
- イ 直下型地震等の大規模災害時の危機管理体制の確立を図ります。
- ウ 保存・活用・整備が着実に実施できているかを定期的に検証し、課題の把握とその解決を図ります。
- エ 文化庁、長野県教育委員会との緊密な連携を図ります。
- オ 市及び市教育委員会の関係部局との緊密な連携を図ります。
- カ 保存・活用・整備を着実に実施するための財源の確保を図ります。

第7章 史跡松本城の保存の方向性と方法

1 方向性

- (1) 史跡地全体の保存の方法を定めるとともに、各構成要素・各地区毎の保存の方針及び方法を定め、これに基づいた保存のための取組みを進めます。
- (2) 史跡の現状変更等の取扱基準を定め、その厳密な運用を図り、史跡の本質的な価値の保存を図ります。

2 方法

(1) 基本的な保存の方法

ア 日常的な維持管理

現在行っている日常的な維持管理を継続し、顕在遺構の保存、史跡及び公園としての良好な環境、景観の維持に努めます。

イ き損箇所等の把握

日常的な維持管理に加え、定期的に史跡内のき損及びそのおそれのある箇所の把握を行い、修理、き損の未然防止及び拡大を防ぎます。

ウ 計画的な修理の実施

石垣等、経年劣化により修理が必要となっている箇所については、計画的に修理を行います。修理に当たっては、史跡の本質的な価値を損なわないよう、事前に発掘調査、文献調査等を十分に行うとともに、修理範囲は必要最小限のものとし、可能な限り江戸時代のままの遺構を保存するよう留意します。

(2) 構成要素の保存の方法

ア 本質的な価値を構成する要素

○地形・縄張り

- ・史跡指定地のうち、南・西外堀地区以外は公園として地形・縄張りが保たれていることから、現状の維持による保存を基本方針とします。
- ・史跡境界標が未設置であり、指定範囲を現地で確認できないことから、早期に設置します。
- ・堀の埋立てなど、江戸時代の地形・縄張りが近代に改変されている箇所については、発掘調査等により本来の形状等を確認し、復元等による顕在化を検討します。

○石垣

- ・城郭を構成する主要な顕在遺構であることから、現存する石垣の現状把握を行い、厳密な保存を図ることを基本方針とします。
- ・石垣面や石垣上面等の除草、新たに自生する樹木の除去等の日常的な維持管理を行うとともに、石垣変状箇所の経過観察を継続して行い、変状の進行の有無を確認します。
- ・未着手である石垣の現状記録、破損状況等の詳細調査（石垣カルテの作成）を行います。
- ・現在実施している石垣現況調査結果に基づく危険度の高い石垣を継続して計画的に行います。修理の際は、発掘調査等により現状石垣の記録を詳細にとどめながら実施します。また、史跡の本質的な価値の保存の観点から、解体を伴わない修理等の方法を検討します。
- ・危険度は低いものの、石垣の変状が見られる箇所については、変状の進行を抑え、解体修理を必要とする状況とならないよう、間詰石の補充等の現状維持のための措置を講じます。
- ・修理の際は、地元石工の参画を図るとともに、その協力を得て補足石材の確保を図ります。

○土坡・土塁（顕在遺構）

- ・城郭を構成する主要な顕在遺構であることから、厳密な保存を図ることを基本方針とします。
- ・草刈り等の日常的な維持管理を行うとともに、表土の流出や堀際部分の洗掘が生じないように、表面の芝張等の補修等を行います。

○堀

- ・城郭を構成する主要な顕在遺構であるとともに、史跡・公園の良好な景観・環境を構成していることから、適切な水質・水量の維持、堀底や杭列等の堀遺構の保存を図ります。また、内堀、外堀及び総堀は、堆積物が大量に蓄積し、堀の水深が浅くなったり、悪臭の発生等の周辺環境や景観の悪影響が生じ

ているため、堆積物の除去を行い、歴史的な景観と環境の維持向上を図ります。

○歴史的建造物

- ・国宝松本城天守は、「国宝松本城保存活用計画」に基づき厳密な保存の措置を講ずるとともに、周辺樹木の剪定等の周辺環境を良好に保つための維持管理を行います。
- ・二の丸御金蔵は、江戸時代の建造物であり、天守と共に現存する重要な歴史的建造物であることから、現状を保存することを基本とし、定期的なき損の有無の確認等の日常的な維持管理を徹底します。また、文化財指定による法的な保護措置や価値の明確化及びその周知について検討します。

○地下遺構・遺物

- ・本丸・二の丸とも、かつて城郭を構成していた御殿・蔵等の建造物、土塁、櫓台等の地下遺構が残存していると考えられるため、現状を厳密に保存することを基本とします。
- ・これまでに実施した発掘調査成果から、現地表から遺構面までの深度は、本丸が15センチメートル、二の丸が30～50センチメートル程度であると推測されます。遺構面までの保護層が薄いため、掘削を伴う行為は必要最小限とし、現状変更等の取扱方針に基づき、地下遺構の保存を図ります。
- ・学術調査、史跡整備に先立つ発掘調査については、明確な目的の下、史跡松本城整備研究会、長野県教育委員会、文化庁等の指導を得ながら適切な範囲で実施します。
- ・本丸・二の丸とも、江戸期の遺構の上層に旧制松本中学校の遺構が残存していることが想定されます。江戸期の遺構の発掘調査・整備のため旧制松本中学校の遺構が失われる場合は記録保存を図ります。
- ・江戸期の遺構の下層には、松本城築城以前の深志城等の遺構が残存している可能性があります。その発掘調査を実施する場合は、江戸期の遺構に影響を及ぼさない範囲とすることを原則とします。

イ 史跡の復元・表示施設

○復元・復興建造物

- ・歴史的建造物に準じて保存を図ることとし、外壁、屋根等のき損の有無を定期的に確認します。黒門一の門については、屋根瓦の葺替等の修理が必要となっているため、早急に実施します。また、耐震対策についても実施に向けて検討します。

○遺構の平面表示施設

- ・カラー舗装等の整備箇所の劣化やき損の有無を定期的に確認し、現状の維持を図ります。

ウ その他の諸要素

○管理施設

- ・管理事務所をはじめ、管理施設の大半は本丸内に所在しており、今後の建物の老朽化等に合わせて更新の必要性を検討します。管理事務所については、整備計画では本丸から移転することとされており、日常的な維持管理・公開や安全管理面の必要性を踏まえて検討します。

○工作物、園路・管理用通路、防災・電気・上下水道等設備

- ・史跡の日常的な維持管理、公開活用に必要な設備であるため、日常的な維持管理により現状を維持します。改修、新設等に当たっては、現状変更等の取扱基準により、必要最小限のものとします。

○樹木等

- ・樹勢の維持、安全管理及び良好な景観・環境形成等の観点から、剪定、枝払いや危険枝・枯損枝・枯損木の除去等の日常的な維持管理を適切に行い、既存樹木の更新を除く新規の植樹は、史跡整備等に関わるものを除き原則として行わないことを基本方針とします。
- ・樹木のうち、顕在遺構・地下遺構に悪影響を与えているもの、史跡整備事業（石垣修理含む）の実施にあたり整備範囲内に位置するもの、景観阻害要因となっているもの、高木化し落枝等の危険性のあるもの、外来種のため城郭内の樹木としてそぐわしくないもの等、史跡保存、良好な景観形成、来場者の安全確保等の観点から改善を要するものの取扱いや今後の公園樹木の在り方について、史跡・都市公園のより質の高い緑を形成するための基本方針を定めます。その際は、樹木の現状、生育の経過、具体的な遺構への影響等を踏まえ、一定の量と質の緑の保全、良好な環境・景観形成、史跡の保存及び江戸時代の樹木景観等を踏まえて検討します。
- ・北外堀・総堀沿いのサクラをはじめ、樹勢の衰えている樹木について、樹木医による診断等の樹勢回復の措置を講ずる必要があります。

- ・ 史跡整備等に伴う新規の植樹、既存樹木の更新に当たっては、史跡の保存、景観への影響、安全管理等の観点から適切な樹種を選定するとともに、必要に応じて防根シートの活用等、地下遺構に影響を及ぼさない措置を講ずることとします。
- ・ 史跡指定地内への記念植樹の受け入れは原則として行わないこととします。

○石碑・石造物

- ・ これまでの史跡整備事業により、松本城や近代の土地利用等と直接関係のない石碑等については、史跡外への移転が行われてきました。今後は、史跡松本城と直接関係のない石碑や石造物の新たな設置や受け入れは原則として行わないこととします。

○近代以降の地形造成、土木構造物

- ・ 整備計画において、江戸時代の姿に復元することが位置付けられているものを除き、当面は現状を維持することを基本としとします。近代以降付加された石垣については、小規模な破損が見られるため、計画的に修理を行います。史跡整備の際の取扱いについては、旧制松本中学校に関わるものについては、上記アのとおりとし、戦後に行われたものについては撤去し、旧状に復することを原則とします。

○公共施設等

- ・ 松本市立博物館の二の丸から三の丸への移転に計画的に取り組みます。
- ・ 東総堀に架けられている深志橋（市道1530号線）については現状を維持し、更新の際は現状の規模を超えないことを原則とします。

○住宅・店舗等

- ・ 南・西外堀地区の住宅・店舗等は、権利関係者の理解と協力を得て、公有地化を図る際に除却します。
- ・ 東総堀の住宅・店舗等の改築に当たっては、現状変更等取扱基準により、所有者の理解と協力を得て、史跡への影響が最小限となるようにします。

(3) 各地区の保存の方法

ア 本丸地区

- ・ 天守及び本丸御殿の置かれた松本城の最も枢要な地区であることから、顕在遺構、地下遺構とも厳密な保存管理を行います。
- ・ 地下遺構までの保護層が15センチメートル程度と非常に薄いため、日常的な公開活用や維持管理に当たり、地下遺構への影響に十分留意します。
- ・ 本丸内周の土坡・石垣は、近代以降の改変の内容がわかっていないため、発掘調査等の調査研究により明らかにします。
- ・ 本丸内には、松本城管理事務所、券売所をはじめとした史跡及び天守の保存管理・公開活用のための建築物が集中しています。これらについては当面現状を維持し、整備計画見直しの際に、施設の老朽化の際の更新の是非や今後の在り方について、史跡保存、景観保全及び災害時を含めた安全管理・危機管理の観点から十分に検討を行います。

イ 二の丸地区

- ・ 二の丸には、二の丸御殿、古山地御殿が置かれ、本丸御殿焼失後は藩の政庁及び藩主私邸となった場所であり、櫓、八千俵蔵、焰硝蔵等の藩の施設が置かれ、本丸と同様、松本城の枢要な地区であることから、顕在遺構、地下遺構とも厳密な保存管理を行います。

ウ 内堀・外堀地区及び東総堀地区

- ・ 松本城の城郭構成上重要な要素であり、水堀としての姿を留めていることで、往時の姿を今に伝える重要な役割を果たしていることから、現状の保存を基本とします。
- ・ 清掃・水質管理・水量確保等の日常的維持管理を適切に実施し、水堀としての良好な環境を維持します。
- ・ 堀が多量の堆積物で埋まりつつあり、その除去（しゅんせつ）を行い、堀の景観、水質の維持向上を図ります。その際は、堀底・杭列等の堀遺構に影響を及ぼすことがない工法によることを前提とします。

エ 西総堀土塁跡地区

- ・ 西総堀土塁跡地区は、史跡整備を行い、遺構の保存が図られていることから、現状の維持を基本とし、日常的な維持管理や整備箇所の修繕等を適切に実施します。

オ 南・西外堀地区

- ・史跡追加指定、公有化を進め、埋め立てられた堀遺構の保存を図った上で、発掘調査等学術的な成果に基づいた堀の復元を行います。
- ・公有化の際の既存建物等の除却に当たっては、実施時に松本市教育委員会職員が立ち会う等、地下遺構への影響がないよう留意します。
- ・堀復元後は、内堀・外堀地区及び東総堀地区と同様の取扱いとします。

3 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

(1) 制度の概要

文化財保護法（以下、「法」という。）第125条の規定により、史跡内で現状を変更する行為または史跡の保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）は、原則として文化庁長官の許可が必要です。「現状を変更する行為」とは、掘削を伴う工事、堀の埋立てなど、史跡に物理的、作為的変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」とは、重量物を積載した車両の度重なる通行など、物理的には史跡の現状を変更しないものの、将来にわたり史跡の保存に支障をきたす行為を指します。これら現状変更等により、史跡の価値を損なうことがないように、法において上記の規定が設けられ、史跡の保存が図られています。

現状変更等については、原則として文化庁長官の許可が必要ですが、法125条1項ただし書きに許可が不要である事項が示されています。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち重大ものを除くものについては都道府県・市の教育委員会に権限が委譲され、その範囲が文化財保護法施行令（以下、「施行令」という。）第5条第4項第1号に示されています。更に、この規定に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準として、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（以下、「事務処理基準」という。）が定められています。これまでの史跡松本城での現状変更申請事例を、表25に示しました。

また、現状変更等の許可とは別に、第2章に述べた都市計画法等の関係法令の規定による許可等が必要な場合があります。なお、国宝松本城天守については、「国宝松本城天守保存活用計画」の規定によります。

(2) 法令上定められている基準

ア 現状変更等を許可できない場合

事務処理基準により、史跡の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画」（本計画）に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合、史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合、史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合は現状変更等の許可ができないこととされています。

イ 現状変更等の許可が不要な行為

法第125条第1項ただし書きにより、維持の措置、非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微な場合については、現状変更等の許可を不要とされています。

維持の措置の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」（以下、「現状変更等の許可申請等に関する規則」という。）第4条に定められています。

ただし、き損が生じた際には法第33条によるき損届、き損箇所への復旧を行う場合は文化財保護法第127条による復旧届を文化庁長官に提出する必要があります。

(3) 史跡松本城における現状変更等の取扱いの基本方針

史跡の本質的価値を構成する要素に影響を与える行為、大規模な地形の改変、史跡の景観に悪影響を及ぼす行為は原則として認めないことを前提とし、現状変更等の取扱いの基本方針を下記のとおりとします。

- ア 史跡の保存整備を始め、利用者の利便を図るための施設整備に係る行為等の現状変更に対応できる許可基準を定めます。
- イ 現状変更等を行う場合は、周囲の景観や公園利用者・見学者への影響に配慮することとします。
- ウ 史跡の保存管理・活用・整備・景観の保全に必要なもの、公益上必要なもの、私有地にあつては所有者の生活上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限であるものについて、必要に応じて遺構面の保護や遺構状況の確認のための試掘・発掘調査や松本市教育委員会職員による工事立ち合い等を条件に付して認めることとします。
- エ 史跡の保存のための修理、活用のための復元整備、史跡・公園の管理及び公共・公益上必要な施設の設置・改修については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断します。

オ 史跡指定地外（隣接地）に所在する埋蔵文化財包蔵地については、他の埋蔵文化財包蔵地と同様の保護措置（発掘調査、工事立合い等）を実施し、重要な遺構が確認された場合は現状保存等の措置も検討します。

(4) 現状変更等の取扱基準

史跡松本城において今後想定される事例について、現状変更等の取扱基準等を以下のように定めます（表23）。なお、「土地の形状の変更」とは、土地の掘削、盛土、切土その他の行為をいいます。

ア 現状変更等を認める行為

(7) 発掘調査等学術目的に実施する調査行為

調査の目的が史跡松本城の保存、活用を図る上で必要若しくは寄与するものであること、調査範囲がその目的のため必要最小限のものであるものは認めます。

(4) 史跡の修理、復元整備

発掘調査・文献調査等により史実を確認し、その内容について史跡松本城整備研究会等で十分に検討したものについては認めます。また、修理は必要最小限の範囲とします。

(5) 地形の改変

復元整備、遺構の保護、堀の堆積物除去等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋立て等の地形の改変は認めないことを原則とします。

(6) 建築物の新築、改築、移転、除却

史跡の保存管理・活用・整備、防災等公益上の目的のため必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限のものについて認めることとします。

なお、建築物の新築、増築、改築、移転は建築基準法第2条13号に以下のように定められています。

- ・新築 新たに建物を建築するもので、増築、改築又は移転に該当しない建築
- ・増築 既存の建築物の床面積を増加させることをいい、既存の建築と同一敷地内であること、既存の建築と用途が不可分であることのいずれにも該当するもの
- ・改築 建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ること
- ・移転 同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すこと

(7) 工作物の新設、改修、修繕、除却

史跡の保存管理、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備、防災等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについて認めることとします。

(8) 地下埋設物の設置・改修

改修は、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備及び公益上必要なものについて、地下遺構に与える影響が必要最小限のもののみ許可します。新設は、史跡及び公園としての保存管理・整備及び公益上必要なものについて、必要に応じて事前に発掘調査、史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で認めることとします。

(9) 木竹の植栽、伐採、抜根

新たな植栽は、史跡の保存・整備上必要な法面保護、修景、立入り防止等のためのものについては、地下遺構の保存を図った上で、認めることとします。既存樹木の枯損等に伴う更新、史跡整備に伴う既存樹木の移植については、地下遺構の状況に応じて判断します。

抜根については、地下遺構への影響を考慮し、原則として遺構面より上の部分の範囲のみ許可することとします。史跡の修理、整備に伴う抜根についてはその必要性と、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について発掘調査により行う場合に認めます。

イ 松本市教育委員会が許可等を行う行為

法第184条第1項第2号及び施行令第5条第4項第1号により、松本市教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為は下記(7)から(9)のとおりです。これら以外の現状変更等については、重大な現状変更等として、文化庁長官の許可が必要となります。

(7) 小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築

「小規模建築物」とは、階数が二以下かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいいます。

(4) 工作物（建築物を除く）の設置・改修（土地の形状の変更を伴わないもの。改修は、その工作物の設置

の日から50年を経過していないもの)

(ウ) 道路の舗装・修繕(土地の形状の変更を伴わないもの)

(エ) 法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設(史跡標柱、史跡境界標、史跡説明板、囲い柵)の設置又は改修

(オ) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置、改修

(カ) 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していないもの)

(キ) 木竹の伐採

(ク) 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

ウ 現状変更等許可が不要な行為の具体例な事例

法第125条第1項ただし書き及び「現状変更等の許可申請に関する規則」第4条に規定される現状変更等許可が不要な行為とその具体的な事例は以下のとおりです。

(7) 維持の措置

○史跡のき損、衰亡時の現状復旧

石垣の築石が部分的に外れた場合にそれを元の位置に戻す行為、土坡の一部が流出、崩れた場合に元の形状に復旧する行為等

○史跡のき損、衰亡の拡大防止のための応急措置

石垣・土坡等の崩落やそのおそれがある際に土のう等により周囲を押え、き損の拡大を防止する行為等

○史跡の一部のき損、衰亡箇所の復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去

人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要性のある場合を除き、き損等箇所の復旧を可能な限り図ることが必要であるため、本規定は原則として適用しないこととします。

(4) 非常災害のために必要な応急措置を取る場合

地震、台風、火災等の非常災害の際の、石垣、建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置、立ち入り禁止柵等安全確保のため必要な工作物の設置、被災した市民・観光客の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等

(ウ) 保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの

指定地内の清掃等日常的な維持管理行為、植栽樹木の維持管理(剪定、倒木の除去(抜根を伴わないもの)、危険枝の除去)、水たまり等小規模不陸箇所への土砂の補充、史跡内建築物・工作物の小規模な修繕、土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等

(5) 地区毎の現状変更等の取扱方針及び取扱基準

各地区毎の特性を踏まえた現状変更等の取扱方針及び取扱基準を以下のとおりとします(表24)。ただし、(4)アの(7)・(4)・(ウ)については、全地区の取扱いとします。

ア 本丸地区

史跡松本城の枢要な地区であり、地下遺構の保護層が薄いことから、土地の掘削を伴う現状変更等については、最小限のものとするを基本方針とします。

既存施設(建築物・工作物)の改修・更新以外の新たな施設の設置は認めないこと、改修・更新の際は、現状の規模を超えないことを原則とします。

地形の改変については、史跡整備に伴うもの及び遺構保護のための盛土を除き認めないこととします。

イ 二の丸地区

本丸同様、御殿をはじめとした藩の重要施設が置かれた史跡松本城の枢要な地区であることから、土地の掘削を伴う現状変更等については最小限のものを基本方針とします。

地形の改変については、史跡整備に伴うもの及び遺構保護のための盛土を除き認めないこととします。

建築物については、既存施設の改修・更新以外の新築は認めないこと、改修・更新の際は、現状の規模を超えないことを原則とします。ただし、本丸の保存整備のため、本丸内の既存施設の二の丸への移転や二の丸の保存整備のため、二の丸内の既存施設の移転が必要となった場合は、地下遺構及び景観への影響を踏まえて判断します。

ウ 内堀・外堀地区

水堀であり、遺構の保存・管理、整備・活用に関する行為以外は想定されないことから、それ以外の新た

表 2 3 現状変更等の取扱基準

区分	項目	施行令・現状変更等の許可申請に関する規則・事務処理基準による規定
文化庁長官	発掘調査等学術目的に実施する行為	以下については現状変更等を許可することができない。 ①史跡の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画」（本計画）に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合 ②史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合 ③史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
	史跡の修理、復元整備	
	地形の改変	
	建築物の新築、改築、移転、除却	
	工作物の新設、改修、除却	
	地下埋設物の設置・改修	
	木竹の植栽、抜根	
松本市教育委員会	小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築 (小規模建築物：階数が二以下で地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120㎡を超えないもの)	以下は文化庁長官の許可が必要 ・新築は設置期間の更新があらかじめ予想される場合 ・増改築部分の設置期間が本体である建築物の新築から2年を超える場合 ・新築等に伴う土地の形状の変更が必要最小限度のやむをえない規模を超える場合
	工作物（建築物を除く）の設置・改修 ・改修は、設置の日から50年を経過していないものに限る ・土地の形状の変更を伴わないものに限る	工作物には次のものを含む ①小規模建築物に付属する門、生垣、塀 ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール ③小規模な観測・測定機器 ④木道
	道路の舗装・修繕 ・土地の形状の変更を伴わないものに限る	・道路の舗装とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう ・修繕は、既設の舗装・未舗装の道路の破損、劣化等に対する部分的な補修その他これに類する工事をいう ・道路についての「土地の形状の変更」には、幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む
	法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修	・法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲いさくその他の施設 ・土地の形状の変更が必要最小限度のやむをえない規模を超える場合は含まない ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の基準に合致しないものは設置・改修を許可することができない
	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置、改修	・側溝、街渠、集水桝、電線共同溝を含む ・設置・改修に伴う土地の形状の変更が必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合は含まない
	建築物等の除却 ・建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る	土地の形状の変更が必要最小限度のやむを得ない規模を超えるものは含まない
	木竹の伐採	樹木の幹を切ること及び枝を切断して除去すること（抜根を伴わないもの）
	史跡の保存のため必要な試験材料の採取	史跡の保存を目的として史跡の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取（学術研究等、史跡の保存を目的としないものは含まれない）
許可不要	維持の措置 現状復旧	史跡がき損、衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく史跡を現状に復旧するとき
	維持の措置 き損・滅失の拡大防止のための応急措置	史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をすとき
	維持の措置 き損・衰亡・復旧不可能による除去	史跡一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき
	非常災害のために必要な応急措置	
	保存に及ぼす影響が軽微である場合	

今後予想される具体例	許可基準
遺構の有無、深度、内容についての試掘・発掘調査、学術目的の試験材料の採取	調査の目的が史跡松本城の保存、活用を図る上で必要若しくは寄与するものであること、調査範囲がその目的のため必要最小限のものであるものは認める
石垣等き損箇所の修理、史跡整備	発掘調査・文献調査等により史実を確認し、事業内容を史跡松本城整備研究会等で十分に検討したものについては認める。修理は必要最小限の範囲とする。
復元整備による地形改変、遺構保護のための大規模な盛土、堀の浚渫	復元整備、遺構の保護、堀の浚渫等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は認めないことを原則とする
既存建築物の改築、除却（建築後50年を超えるもの）	史跡の保存管理・活用・整備、防災等公益上の目的のため必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限のものについて認める
土地の形状の変更を伴う工作物の設置・改修、除却	史跡の保存管理、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備、防災等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについては認める
地下埋設管の設置・改修	史跡及び公園としての保存管理・活用・整備、公益上必要なものについて、地下遺構に与える影響が必要最小限のものは許可する。新設は、必要に応じて事前に発掘調査、史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で認める
史跡整備に伴う法面保護、修景、立入り防止等のための植樹、既存木の更新、史跡整備に伴う移植、伐採樹木の抜根	新たな植栽は、史跡の保存・整備に必要なものは、地下遺構の保存を図った上で認める。既存樹木の更新、移植は、地下遺構の状況に応じて判断する。抜根は、史跡の修理、整備に伴うものを除き、原則として遺構面より上の部分の範囲のみ許可する。史跡の修理、整備に伴う抜根はその必要性和、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について発掘調査により行う場合に認める。
プレハブ、ユニットハウス等の設置	
仮設舞台・テント・仮設トイレ・照明・柵・車止め・史跡解説板・案内板の設置	
東総堀上面の市道（深志橋）、史跡内園路の舗装・修繕	
既設置の標識・囲いの改修、説明板・境界標の設置	史跡の保存管理、活用、整備、景観の保全に必要なもの、公益上必要なもの（私有地にあつては、所有者の生活上必要なもの）を目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限であるものについて、必要に応じて松本市教育委員会職員による工事立ち合い等を条件に付して許可する。
上下水道管、地下配電管、暗渠排水等の改修	
建築物、工作物の除却	
松本城公園内、民有地内樹木の伐採	
堀堆積物のサンプル採取、地盤調査のための土壌採取（ボーリング調査を含む）	
部分的に外れた石垣の築石を元の位置に戻す行為、土坡の一部が流出、崩れた場合に元の形状に復旧する行為等	
石垣・土坡等の崩落若しくはそのおそれがある際に土のう等により周囲を押え、き損の拡大を防止する行為等	
	人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要性のある場合を除き、き損等箇所の復旧を可能な限り図ることが必要であるため、原則として適用しない
石垣、建造物等の被害箇所の応急措置・拡大防止措置、立入禁止柵等工作物の設置、被災市民・観光客の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等	
清掃等日常的な維持管理、樹木剪定、水たまり等小規模不陸箇所への土砂の補充、既存建物の小規模修繕、イベント時等の仮設看板設置（土地の形状の変更を伴わないもの）	

な公園施設等の設置は認めないこととします。堀を良好な状態に保つための堆積物除去、石垣修理等保存整備時の工事前仮設道等設置（修理期間中の大型土のうの設置、一時的な埋立）、近代以降の改変箇所への復元に伴う形状の変更については、堀遺構に影響を与えないことを条件に認めます。

エ 東総堀地区

水堀部分に関しては、遺構の保存・管理、整備・活用に関する行為以外は想定されないことから、それ以外の新たな施設等の設置は認めないこととします。堀を良好な状態に保つための堆積物除去、石垣修理等保存整備時の工事前仮設道等設置（修理期間中の大型土のうの設置、一時的な埋立）、近代以降の改変箇所への復元に伴う土地の形状の変更については、堀遺構に影響を与えないことを条件に認めます。

西側石垣・擁壁上部分、外周土坡部分への土地の形状の変更を伴う建築物・工作物の新規の設置、新規の植栽は原則として認めないこととしますが、私有地にあつては所有者の生活上の必要性等を踏まえて判断するものとします。また、北西側埋立部分への新たな建築物・工作物の設置は、史跡・公園の保存管理、整備活用に関するものを除き原則として認めないこととします。

オ 西総堀地区

地区全体を史跡整備済みであり、地形の改変、建築物の新設、掘削を伴う工作物の設置、新規植栽等、土地の形状の変更を伴う行為は原則として認めないこととします。

カ 南・西外堀地区

堀の復元整備事業に伴う既存建築物・工作物・植栽等の除却、発掘調査、史跡整備及びそれに伴う工作物の設置・植栽等の行為以外の土地の形状の変更を伴う行為については認めないことを原則とします。堀復元後は、内堀・外堀地区と同様の取扱いとします。

4 史跡松本城の周辺環境を構成する諸要素の保存の方法

松本城及び城下町に残されている江戸時代の町割りや地下遺構・遺物として残されている屋敷跡等の埋蔵文化財については、可能な限り現状の保全を図るとともに、開発行為により失われる場合は、事前に発掘調査・試掘調査・工事立ち合い等を実施し、記録保存の措置を講じます。発掘調査により重要な遺構が確認された場合は、現状保存等の保護措置について検討します。三の丸内は、史跡指定範囲に隣接しており、藩の施設や武家屋敷の他、総堀やその土塁といった遺構の他、深志城やそれに関連した遺構が残存していることが想定され、いずれも重要な遺構です。このため、調査に当たっては史跡指定地に準じた慎重な発掘調査を実施する必要があります。

5 史跡追加指定の方針

史跡指定地外にあり、松本城の本質的価値を構成する要素である総堀土塁、総堀水切り土手等の顕在遺構については調査研究を進めるとともに、史跡追加指定を視野に入れた保護措置を講じます。また、保存を前提とした発掘調査を実施した大手門枡形については、三の丸のまちづくりに重要な場所であることから、史跡追加指定を視野に保存、活用等について、都市政策部局、市民等と検討を進めます。

西外堀のうち、現在の指定範囲の西側（市道1057号線部分、北西外堀西側部分）は、現道の付け替え等の条件整備が必要となるため、関係権利者の理解と協力を得ながら、史跡追加指定に向けた取組みを進めます。

また、今後の発掘調査や文献史料の調査により、松本城の本質的価値を構成する要素であることが学術的に確認されたものについては、史跡指定による保護を図ることを検討します。

6 史跡公有化の方針

史跡指定範囲のうち、民有地は東総堀西側と南・西外堀に所在しています。南・西外堀については、現在公有化に取り組んでおり、引き続き所有者の理解を得ながら、公有化を進めます。東総堀西側の民有地や上記5に示した今後追加指定を図る範囲については、史跡の整備や管理上の必要性や、地権者の財産権の保護の観点から、必要に応じ地権者の理解を得ながら公有化を図ります。

表 2 4 地区毎の現状変更等の取扱基準

項目	本丸地区	二の丸地区	東総堀地区	内堀・外堀地区	西総堀土塁跡地区	南・西外堀地区
発掘調査等学術目的に実施する行為	調査の目的が史跡松本城の保存、活用を図る上で必要若しくは寄与するものであること、調査範囲がその目的のため必要最小限のものであるものは許可する。					
史跡の修理、復元整備	発掘調査・文献調査等により史実を確認し、事業内容を史跡松本城整備研究会等で十分に検討したものであることは許可する。修理は必要最小限の範囲とする					
地形の改変	史跡整備に伴うもの、遺構保護のための盛土以外は認めない	堆積物除去は認める	堆積物除去、近代埋立部分の復元は認める	原則として認めない	原則として認めない	復元整備以外は認めない
建築物の新築、改築、移転、除却	新築は原則として認めない	新築は本丸既存施設の移転は認める	新築は原則として認めない	原則として認めない	原則として認めない	新築、改築は認めない
工作物・地下埋設物の新設、改修、除却	史跡の保存管理、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備、防災等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについて認める					
木竹の植栽、伐採、抜根	新規植栽は整備に伴うもの以外は認めない。更新・伐採・抜根は地下遺構等の状況により判断する。			—	既存植栽の更新は認める	公有化に伴う伐採・抜根、整備に伴う新規植樹は認める

表 2 5 史跡松本城現状変更一覧（文化庁提出案件）

No.	申請日	場 所	行 為 名 称	内 容	備 考
1	S25.7.25	本丸	仮設物設置	天守修理用工作場等仮設物設置	
2	S26.7.28	本丸	仮設物設置	天守修理用素屋根・製材所等設置	
3	S29.7.30	本丸裏門西石垣	樹木伐採	土塁上のケヤキ伐採（豪雨による石垣崩壊あり）	
4	S30.3.1	二の丸御殿跡南・太鼓門	仮設物設置	仮設物：倉庫・職工休憩所	
5	S30.3.1	本丸黒門・北裏門	木冊設置	木冊設置	
6	S30.6.28	本丸	公園整備・施設設置	公衆便所三棟、休憩所一棟建設、苑路設定、広場芝植付、橋梁建設	管理事務所
7	S31.6.28	本丸	管理事務所増築	管理事務所増築	
8	S34.3.10	二の丸南隅櫓付近	テレビ受信台設置	屋外テレビ設置	
9	S34.4.20	二の丸博物館	博物館内に郵便局分室設置	博物館の一部に郵便局分室設置	
10	S34.5.14	本丸黒門内側	レリーフ設置	市川量造・小林有也レリーフ設置	
11	S34.5.14	本丸黒門	黒門建設	黒門の復元	多間櫓・土塀の復元については慎重を期している
12	S36.1.18	二の丸 博物館	博物館収蔵庫設置	博物館収蔵庫	現収蔵庫
13	S36.12.6	二の丸 博物館	博物館内に電話局施設設置	博物館の一部に電話局自動改式工事関係事務所、施設の設置	期間順守の勧告あり
14	S37.4.14	二の丸 博物館	新しい生活と建築展	博物館展示「新しい生活と建築展」	
15	S38.4.3	北外堀	内濠浚渫	浚渫	書類は内堀
16	S38.4.3	内堀 埋橋	埋橋改修	埋橋の改修	
17	S39.2.1	内堀	堀石垣改修工事	石垣改修	添付図なし、詳細場所不明
18	S39.2.28	北外堀	堀浚渫	浚渫	書類は内堀
19	S39.3.10	二の丸太鼓門	太鼓門口通路一部舗装	太鼓門口一部舗装工事	
20	S40.2.10	北外堀	汚物処理施設設置	水路新設	
21	S40.6.21	二の丸北西外堀際	土蔵2棟撤去	土蔵2棟撤去	
22	S40.7.17	二の丸太鼓門土橋	安全柵設置	安全柵設置	
23	S40.8.7	二の丸太鼓門	太鼓門入口の防護柵設置	太鼓門通路に安全用防護柵設置不可	
24	S40.8.23	本丸 本丸御殿跡近接	天守照明灯設置	天守照明灯設置	
25	S40.9.29	三の丸 外堀沿い	柵設置	児童遊園東ガードフェンス設置	
26	S41.4.30	二の丸 太鼓門枳形	石碑移転	枳形内の石碑2基（斉藤先生頌徳碑・蚕業革新記念碑）の移転	深志高校・蚕糸公園へそれぞれ移設
27	S41.5.30	北西外堀北際	内堀汚物処理施設設置	水路設置	書類は内堀
28	S41.8.18	二の丸御殿跡南	公衆便所新築		
29	S41.9.8	二の丸	石碑設置	旧制松本中学校跡碑の設置	
30	S41.11.17	二の丸御殿跡南	水銀燈移転	水銀燈を博物館前から移設	
31	S42.8.12	二の丸	電灯・電話線埋設	電線の地中化実施	
32	S42.9.19	二の丸 外縁	石積・柵設置	二の丸外縁に鉄柵設置	
33	S42.10.5	二の丸太鼓門	仮設便所設置	二の丸御殿跡南側に便所を設置	太鼓門北石垣近接につき不可

No.	申請日	場 所	行 為 名 称	内 容	備 考
34	S42.11.22	二の丸御殿南側	便所仮設	二の丸御殿跡南側に便所を設置	S42.10.5の再提出
35	S43.2.2	二の丸御殿跡南側	水呑場設置	二の丸御殿南側に水飲み場設置	
36	S43.2.12	北外堀北側	横断歩道橋架設	外堀沿いの市道横断のための歩道橋設置	
37	S43.2.29	内堀 東側	内堀東側浚渫	内堀東側の浚渫	一部外堀北側も含む
38	S43.5.23	二の丸博物館周囲	樹木植栽	博物館周囲に植栽	
39	S43.7.8	二の丸北西隅	便所増築	埋橋売店へ便所を増築	
40	S43.7.23	二の丸	水銀灯設置	二の丸内3か所に水銀灯設置	
41	S43.9.30	二の丸御殿跡	長野地方裁判所松本支部等合同庁舎増改築	長野地方裁判所松本支部等合同庁舎増改築 不可	裁判所提出
42	S43.10.15	二の丸太鼓門	旧太鼓門跡石積復元工事	太鼓門南石垣石積み	太鼓門南石垣
43	S43.12.2	二の丸御殿跡	長野地方裁判所松本支部等合同庁舎増改築	裁判所庁舎の原位置での建て替え 不可	市としても認められない旨の意見書提出
44	S44.3.14	北外堀	内堀浚渫	北外堀の浚渫	書類は内堀
45	S44.6.11	二の丸若宮八幡社跡地	若宮八幡跡石積工事	周囲に石積み設置	該当部分発掘調査実施
46	S44.7.29	二の丸太鼓門	太鼓門発掘調査	太鼓門門台南石垣根石確認調査	太鼓門南石垣
47	S44.11.25	二の丸太鼓門	太鼓門北側石垣復元	門台北石垣の復元	太鼓門北側石垣復元
48	S46.9.30	本丸北裏門	北門道路石積工事	北門土橋石垣積み替え	
49	S47.1.17	本丸黒門枳形	観覧券売場改築	観覧券売場改築	
50	S49.2.25	東総堀西面	堀の石積復旧	崩落した石積みの復旧	
51	S49.5.15	二の丸博物館周囲	植樹	博物館周囲への植樹	
52	S49.7.1	内堀～外堀間	水堀浄化に伴う配水管埋設	内堀～外堀間の水路埋設	
53	S49.10.1	本丸・二の丸 園路	園路整備等	園路の不陸補正等整備	
54	S49.11.30	東総堀北側西面	惣堀の石垣積替え	東総堀北側西面の石垣積替え	
55	S50.12.24	二の丸博物館横	電柱改設	博物館横の電柱移設	中電申請
56	S55.2.16	外堀北西部	水路改修	北外堀北西縁にある、袋町からの水路を改修	
57	S55.3.11	外堀北西外堀	捨濠整備	北西外堀の浚渫・整備	北西外堀のこと
58	S55.8.29	本丸	水道管改修	水道管敷設	老朽化により付替え
59	S55.9.8	本丸	便所改築	本丸内便所の改築	老朽化により付替え
60	S55.10.1	本丸黒門二の門	本丸入口柵門改修	黒門二の門	開閉の不都合により付替え
61	S55.10.25	二の丸御殿跡	発掘調査	二の丸御殿跡の発掘調査	
62	S57.6.21	二の丸南隅櫓西側	便所増築	身障者トイレ増設	身障者トイレ増設
63	S57.7.16	本丸埋門東側	便所増改築		狭隘かつ老朽化による改築
64	S58.1.4	本丸埋門東側	埋橋観覧券売場改築	埋橋観覧券売場改築	狭隘かつ老朽化による改築
65	S58.6.4	二の丸御殿跡	二の丸土蔵保存修理	二の丸御殿跡整備	
66	S58.8.2	二の丸御殿跡	二の丸御殿跡整備	二の丸御殿跡整備	
67	S58.11.14	二の丸御殿跡	便所移転改築	二の丸御殿跡整備	
68	S59.10.11	二の丸御殿跡	二の丸跡環境整備	二の丸御殿跡整備	
69	S60.3.14	二の丸御殿跡	二の丸御殿跡環境整備事業	二の丸御殿跡整備	
70	S61.7.21	二の丸御殿跡東側	藤棚設置	国際ソロプチミスト松本から寄贈を受けた藤棚の設置	
71	S61.8.18	二の丸南隅櫓付近	公衆電話ボックス改築ほか付帯工事	公衆電話ボックス改築	発掘調査を条件、実施したが櫓の遺構は検出せず
72	S61.9.19	本丸黒門二の門	発掘調査	復元に向けての遺構確認調査	
73	S62.1.9	二の丸御殿跡南側	明治天皇駐蹕碑移設	明治天皇駐蹕碑移設	二の丸御殿跡整備に伴い移設
74	S62.6.17	本丸黒門枳形	黒門照明灯設置	照明灯設置	
75	S62.10.17	本丸	本丸庭園内園路縁石改修	園路縁石の改修	
76	S63.1.14	外堀南側土橋	中央公園正面入口舗装	園路舗装	
77	S63.1.18	本丸黒門枳形	黒門枳形二の門及び袖塀復元	黒門枳形二の門及び袖塀復元	
78	S63.6.16	本丸黒門枳形	発掘調査	二の門復元に伴う遺構確認調査	
79	S63.8.17	北外堀北側	発掘調査	市道改良工事に先立つ遺構確認	
80	H1.10.3	北外堀北側	北外堀北側土壘修景	発掘調査で確認された旧石垣を保護して石積みを設置	
81	H1.10.31	二の丸裏御門橋	二の丸北側橋架替	土橋になっていた裏御門橋を、木橋に復元した	
82	H2.11.29	二の丸太鼓門枳形	発掘調査	太鼓門復元のための礎石等確認調査	第1次調査
83	H3.3.4	北外堀北東隅	歩道隅切	市道改良に伴う歩道隅切	
84	H3.4.30	二の丸太鼓門石垣	発掘調査	礎石以外の遺構確認	第2次調査
85	H3.5.29	本丸黒門枳形内	黒門枳形内整備	黒門枳形内の樹木移植等	

No.	申請日	場 所	行 為 名 称	内 容	備 考
86	H3.5.29	二の丸	発掘調査	400年まつり開催の事前確認調査の実施	
87	H3.8.20	東総堀	発掘調査	深志橋架替に先立つ発掘調査	
88	33.491	北外堀北側土壘	北外濠外側土壘部分発掘調査	道路改良に先立つ発掘調査	
89	H3.12.16	北外堀北側土壘	北外濠外側土壘修景	発掘調査で見つかった旧石垣を保護して石積みを設置	
90	H4.1.17	二の丸太鼓門石垣	二の丸太鼓門石垣修理	太鼓門石垣の補修積み直し	
91	H4.1.21	二の丸太鼓門石垣	二の丸太鼓門石垣改修		
92	H4.3.9	二の丸	樹木移植	400年まつりに向け、会場の樹木を一時的に移植した。	平成6年度に復旧
93	H4.4.30	総堀北東隅	市道1531号線改良	道路改良に伴い、総堀への通路をスロープから木製階段に変更	
94	H4.6.30	北外堀北側土壘	北外濠土壘改修	道路改良に伴う改修	
95	H4.7.29	東総堀	惣堀深志橋架替	市道改良の一環として、総堀に架かる深志橋の改良	
96	H4.9.7	二の丸	東堀導水管新設		
97	H4.10.21	本丸	松本城管理事務所改築	老朽化した管理事務所を同位置で改修設置	
98	H4.10.27	二の丸	国宝松本城400年まつりに伴う仮設物設置	松本城400年まつりの仮設物	
99	H5.9.21	二の丸	仮設物設置	国宝松本城400年まつり仮設物の延長利用(～H6.9.26)	
100	H7.2.16	本丸・二の丸	城址公園案内板設置	本丸・二の丸に史跡説明板設置	
101	H7.2.16	本丸	火災報知設備改修	本丸の自動火災報知設備を改修	
102	H7.11.16	二ノ丸太鼓門	太鼓門等復元工事	太鼓門(一の門・二の門・袖堀)の復元	
103	H8.5.10	外堀～内堀	排水管等敷設替え	外堀～内堀水路を改修	
104	H8.11.1	二の丸南西隅	電柱建替え工事	電柱建替え	
105	H9.7.31		水路改修等		
106	H10.1.30	東外堀東面 市役所前	給水管変更工事	老朽化した給水管の取り換え	
107	H11.1.27	二の丸北西部土壘敷下	暗渠排水工事	暗渠排水工事	
108	H13.2.26	東外堀北東角東面	発掘調査	ケヤキの成育によりき損した石垣の修理工事に伴う発掘調査	
109	H13.9.25	東外堀北東角東面	外堀石垣修復工事	ケヤキの成育によりき損した石垣の修理工事	
110	H13.10.25	東外堀北東角東面	外堀石垣修復工事	同上	
111	H14.4.5	東外堀北東角東面	外堀石垣修復	ケヤキの成育によりき損した石垣の改修工事及びケヤキの伐採	
112	H14.9.17	二の丸御殿跡東側	二の丸土塀跡発掘調査	二の丸土塀発掘調査	
113	H15.1.29		二の丸土塀跡発掘調査	二の丸土塀発掘調査	
114	H15.6.21		二の丸土塀跡・裏御門跡発掘調査	二の丸土塀及び裏御門発掘調査	
115	H15.6.21	東総堀	総堀石垣改修工事	総堀石垣改修工事(市役所東庁舎東側)	
116	H16.5.17	二の丸御殿跡東側	二の丸土塀跡・二の丸東側発掘調査	二の丸土塀跡・二の丸東側発掘調査	
117	H16.11.22	東総堀東側石垣	石垣修復等	総堀東側石垣修復工事	
118	H18.9.25	二の丸内堀	発掘調査	築城時の石垣位置確認のための発掘調査	
119	H20.5.19	二の丸内堀	石垣改修	二の丸内堀(埋橋南)保存整備工事	
120	H20.5.19	西総堀土壘跡	発掘調査	西総堀土壘保存整備工事	
121	H21.4.22	二の丸	園路改修	二の丸園路改修工事	既存クレー舗装撤去、樹脂系舗装
122	H21.4.22	西総堀土壘跡	西総堀土壘史跡整備	西総堀土壘保存整備工事	
123	H21.8.11	南外堀	南外堀底質土調査	底質土サンプル採取	
124	H22.4.23	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	石垣修復及び樹木伐採	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣保存整備工事	
125	H22.4.23	二の丸	園路改修	二の丸園路改修工事	既存クレー舗装撤去、樹脂系舗装
126	H23.4.26	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	石垣改修及び発掘調査	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣保存整備工事	
127	H24.3.13	本丸 埋門南側石垣	発掘調査	埋門南側石垣保存整備事業	包括的許可
128	H24.4.29	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	石垣改修	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣保存整備工事	包括的許可
129	H26.8.21	本丸	地盤調査	天守耐震診断に伴うボーリング調査	

第8章 史跡松本城の活用の方向性と方法

1 方向性

- (1) 史跡松本城の価値を活かし、松本城を学校教育・社会教育の学びの場として活用するとともに、授業・講座等により、松本城の価値を市民や次世代を担う子どもたちに伝え、保護意識の醸成を図ります。
- (2) 中心市街地に位置する都市公園であることから、市民や観光客が歴史的景観を楽しみながら憩える場所として活用を図ります。
- (3) 国宝天守と一体的に史跡としての価値をわかりやすく伝えるため、パンフレット、ホームページの充実等を図ります。

2 方法

(1) 学校教育における活用

これまで実施している教材の配布、学校での授業を継続して実施し、松本城や地域の歴史・文化財の理解促進を図ります。学校での授業においては、松本城周辺の中心市街地以外の学校においても、身近な各地区の文化財を取り上げながら、松本城との関わりを学ぶことができるよう留意し、社会科見学を含む学校教育における松本城を活用した授業プログラム等について検討します。

(2) 社会教育における活用

これまで実施している出前講座や、地区公民館での歴史講座への参画等を継続して実施し、市民の学びの素材や学びの場としての松本城の活用を図ります。

(3) 地域における活用

ア 学びの場としての活用

第5章に詳述したように、松本城を学びの場として活用し、史跡・国宝松本城の価値を伝達する機会を設けています。これら事業を継続して実施するとともに、更なる充実を図ります。

イ 歴史文化基本構想との連携

現在、松本市教育委員会が策定に取り組んでいる歴史文化基本構想は、指定・未指定を問わず地域の文化財の詳細な把握を実施した上で、文化財を単体としてではなく、地域の歴史（ストーリー）を語る文化財群として捉え、地域の歴史の理解促進と文化財の保護を図るものです。

歴史文化基本構想で定めるストーリーや関連文化財群の中核に松本城を位置付けることで、松本城に関する理解はもとより、他の文化財群との一体的な保存・活用や、地域の歴史に関する理解をより深めることが可能となります。

ウ 松本城を中心としたまちづくりにおける活用

南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業に伴い、松本城三の丸の今後の在り方について、地元及び行政とが連携して検討を行っています。松本城は、その核となる存在であり、保存管理及び整備を適切に行い、その役割を十分に果たせるよう活用を図ります。

エ 中心市街地活性化、地域振興における活用

松本城は、松本市の主要な観光拠点であり、観光客の中心市街地への回遊の起点となる場所です。中心市街地の回遊性の向上等の取組みと連携を図り、市街地活性化の拠点としての活用を図ります。また、地域振興のための各種イベントについては、史跡の保存や適切な見学環境及び憩いの場としての公園の機能の維持との調整を図りながら実施し、地域振興における活用を図ります。

(4) 普及・啓発に必要なパンフレット等の情報発信

有料区間としている本丸内への入場者に対しては、松本城に関する情報をまとめたパンフレットを作製・配布しています。また、松本城公式ホームページを活用し、天守のみならず史跡や城下町についても既に詳細な情報を提示し、広く活用を図っています。

今後もホームページの充実を図るとともに、松本城やその歴史についてまとめた冊子等の刊行についても検討を行い、今後得られる新たな調査成果の市民への還元、共有を図ります。

第9章 史跡松本城の整備の方向性と方法

1 方向性

(1) 全体の方向性

現行の「松本城およびその周辺整備計画」に基づいた整備に引き続き取り組むとともに、本計画において検証した課題を解決するための整備に取り組みます。史跡松本城を保存するための整備（修理）を優先的に実施し、史跡松本城を確実に保存することを基本とします。

整備事業の過程では、発掘調査現場説明会、工事現場見学会等を実施し、史跡の価値や整備事業に対する市民・観光客の理解を深めてもらう機会とします。

また、本計画の策定後、新たに必要性の明らかになった各種整備とこれまでの整備項目を計画的に実施するため、整備計画の見直しを行います。

(2) 保存のための整備（修理）の方向性

史跡松本城を確実に保存し、後世に引き継いでいくため、日常的な維持管理を適切に行うとともに、石垣の詳細調査など現状調査を行い、修理が必要となっている箇所、将来的に修理が必要となる箇所をあらかじめ把握し、計画的に修理を行います。

(3) 活用のための整備の方向性

史跡松本城の歴史的景観の向上や理解促進等のための復元整備、快適な利用環境の向上を含む施設整備を計画的に実施します。復元整備に当たっては、事前の調査研究により確認した史実に基づき、適切かつ効果的に実施できるよう、史跡松本城整備研究会、長野県教育委員会、文化庁との協議を行い、指導を得ながら計画的に実施します。

2 方法

(1) 保存のための整備（修理）の方法

日常的な維持管理を適切に行い、き損の未然防止に努めます。また、石垣の詳細調査等の現状調査を行い、修理を必要とする箇所、将来的に必要となる箇所をあらかじめ把握し、計画的に修理を行います。

修理は、史跡の本質的価値を損なうことなく維持することを前提とし、現状の記録や発掘調査等の調査・記録を行い、これに基づいて適切な修理範囲を設定した上で実施します。

地震や大雨等の災害に起因するき損が発生した場合は、速やかに被害の拡大の防止措置を取るとともに、き損の程度・発生原因等の詳細を把握した上で、復旧の方法を検討し、実施することとします。

(2) 活用のための整備の方法

ア 遺構の復元展示（歴史的建造物の復元を含む。）及び平面表示等の整備

整備計画に掲げられているものについて、事前に古絵図、古写真、文献史料の調査及び発掘調査を実施し、十分な学術的根拠を得た上で具体的な整備内容を検討し、史跡松本城整備研究会、長野県教育委員会、文化庁の指導を踏まえて実施します。

イ 案内・解説に必要な施設の整備

史跡の見学者、公園利用者に対する案内板、史跡松本城やその構成要素に関する説明板については、全体的な調和のとれた過不足のないものとなるよう、設置対象、仕様、多言語対応等を検討した上で計画的に設置します。また、往時の姿を再現するバーチャル映像等の採用についても合わせて検討します。

ウ 便益管理施設の設置

快適な見学環境や公園利用者が憩うことのできる環境を提供するために必要となる園路、トイレ等の便益施設、管理施設の設置・改修・更新については、その必要性と地下遺構や景観への影響を十分に検討した上で行うこととします。

(3) 整備事業の実施期間・手順

整備事業は限られた財源と人員の中で実施し、かつ史跡の本質的価値を確実に保存することが前提となります。早期に着手すべきもの、中・長期的な展望の下に実現を図るべきものについて、整備計画の見直しの中で、具体的に検討、決定していく必要があります。当面考えることのできる事業の実施期間、手順については第11章に示します。

第10章 運営・体制の整備の方向性と方法

1 方向性

松本市は史跡松本城および国宝松本城天守の管理団体として、史跡・国宝の適切な保存活用を図る責務を負っていることを踏まえ、当面は現行の直営による運営を維持します。各種業務の委託の見直し、指定管理者制度の導入等については、史跡及び国宝の適切な保存・活用を図ることを前提とした上で、直営による場合と比較して利点がある場合のみ、変更を行うこととします。

また、史跡及び国宝の確実な保存、活用、整備を計画的かつ効果的に推進するための体制の検討及びそれに基づく整備を継続して行い、十分な体制の確保を図ります。

2 方法

(1) 日常的な維持管理、公開に関する運営・体制の整備

日常的な維持管理、公開については現在の直営による運営体制を当面維持します。日常的な公開においては、来場者に対するおもてなしの充実、日常的な管理については小規模なき損の発見や迅速な対応が課題となっています。また、近年の外国人観光客を含めた来場者数の増加や直下型地震等の大規模災害時の危機管理に対応しうる体制の構築も視野に入れ、十分な体制の整備を図る必要があります。

(2) 整備事業に関する運営・体制の整備

現在取り組んでいる南・西外堀復元事業については、現在は用地取得が主な業務となっており、城下町整備本部が担当していますが、用地取得が一定程度進捗した段階で、発掘調査に基づいた整備を進める必要があります。また、これに合わせた二の丸の再整備が必要となります。更に、国宝松本城天守については、現在耐震診断事業に取り組んでおり、その結果によっては耐震対策事業の実施が必要となります。

こうした、新たに生じる大規模事業の推進に当たっては、適切な推進の体制の確立が必要です。また、大規模事業と並行して、既に長期的な展望のもとに継続的に取り組んでいる石垣修理事業等についても、計画的に実施できる体制を維持する必要があります。大規模事業については継続的に取り組んでいる事業とは切り離し、時限的に新たに課・室等を置き、両者の確実な推進を図るなど、組織の見直しを含めた十分な検討を踏まえ、適切な人員配置を行う必要があります。

これらについては、(1)に述べた課題を含め、松本市として取り組んでいる行政改革の中に位置付け、事業が適切かつ効果的に実施できるよう、今後検討を進め、適切な人員配置を行うこととします。

(3) 財源の確保

史跡松本城の保存、公開、活用、整備については、松本城特別会計での運営を原則としており、その財源は入場料収入、売店売上収入、駐車場収入が主体となり、これに整備事業等に係る国庫補助金の交付を受け、各種事業の運営、整備事業等を実施しています。

史跡松本城及び国宝松本城天守の一体的な保存管理、公開活用、整備を適切に行い、魅力ある松本城を維持することが、来場者数の維持及び財源の確保につながります。また、二の丸御殿の復元等、多額の費用を要するものについては、寄付金の活用についても検討する必要があります。

第11章 施策の実施計画の策定・実施と経過観察

1 施策の実施計画

第6～10章に述べた、保存、活用、整備、運営・体制の整備に関する方向性・方法の各項目について、実施すべき施策を以下に分類し、表26～28に示しました。なお、各施策のうち、整備計画に関連するものは、【 】内に整備項目名を示してあります。

(1) 既に着手しており、今後も継続して計画的に実施すべき施策

現在実施している施策で、今後も継続して計画的に取り組むもの、更なる充実を図るもの。

(2) 早期に着手すべき施策

史跡の保存、活用のため必要度が高く、早期に着手すべき施策。長期にわたるものと、比較的短期間に完了するものの双方があります。

(3) 中・長期的な展望の下に実現すべき施策

(1)・(2)の施策を優先して実施する必要性や、十分な調査研究、財源確保に向けた取組み等が必要であるため、中・長期的展望の下に実施すべきもの。今後、「松本城およびその周辺整備計画」の見直しの際に、実現に必要な事項や優先度を再検討します。

表26 既に着手しており、今後も継続して計画的に実施すべき事業

	項目	内容
保存	松本城等に関する史料の収集、調査研究	松本城、松本藩等に関する歴史を明らかにするとともに、石垣等史跡の構成要素の修理や復元の根拠資料を得るため、史料収集、天守や石垣等の顕在遺構、地下遺構等の調査研究は非常に重要であり、今後も継続して取り組みます。 また、調査研究の成果を印刷物、ホームページ、各種講座等で市民や見学者に還元し、松本城に関する理解の促進に活用します。
活用	学びの場・市民活動の場としての活用	松本城及び城下町を学びの場として活用する事業を継続して実施し、更なる充実を図ります。また、清掃、床磨き等のボランティア等の市民活動の場として環境整備を図ります。
	ボランティアガイド支援の取組み	ボランティアガイドの更なる資質向上、ガイド環境の向上等のため、今後の在り方、支援の取組みについて検討し、その実現を図ります。
	パンフレット、ホームページ等による情報発信	現在実施しているパンフレット、ホームページ等による情報発信の更なる充実を図るとともに、松本城・城下町やその歴史に関する冊子、パンフレット等の刊行を検討します。
保存を目的とした整備	石垣修理事業 【北外堀内側石垣の補修】	石垣現況調査結果に基づく、危険度の高い石垣の修理を継続して行います。現在は、本丸北外堀南面石垣の修理事業に着手しており、今後10年間程度の期間を要する見込みです。修理に当たっては、地元石工が参画できるように取組み、伝統技術の継承を図るとともに、その協力を得て補足石材の確保を図ります。
	黒門及び門台石垣修理事業 【黒門台石垣の改修】	黒門一の門の屋根葺替え及び破損部材の修理、門台石垣の変状の著しい箇所の応急措置を早急に実施します。門台石垣については、石垣各所に変状が見られ、危険度Aとなっており、変状の著しい箇所の応急措置及び間詰石の補充を行い、変状の進行を抑え、本丸北外堀南面石垣の修理事業終了後の本格修理実施に向けて検討します。
	天守耐震対策事業	松本城天守の耐震基礎診断(耐震補強案策定含む)を平成26年から28年度の3カ年で実施しています。耐震補強が必要な場合は、補強内容、実施時期、工程等の検討を行った上で、天守の耐震化を着実に推進します。合わせて、天守・史跡内の避難誘導計画の策定、動線や展示施設の見直し及び老朽化した電気設備・防災設備の更新を実施します。
	松本市立博物館の移転 【松本市立博物館の移転】	二の丸に位置する松本市立博物館は、三の丸に移転することが決定しており、今後計画的に取り組めます。
活用を目的とした整備	南・西外堀復元事業 【南・西外堀の復元】	権利関係者との丁寧な調整を行いながら、引き続き史跡追加指定及び公有化に取り組みます。事業用地の公有化が一定程度進捗した段階で、試掘調査を実施し、遺構の状況を確認した上で、整備に関する計画の立案・設計等を行い、史実に基づいた堀の復元を着実に推進します。
	二の丸御殿の復元に向けた調査研究	復元の根拠として必要となる古写真がこれまで得られていないため、引き続き、古写真、古絵図、文献資料等の収集等の調査研究を進めます。

表 2 7 早期に着手すべき事業

	項目	内容
保存	史跡外に残存する重要遺構の調査研究及び保護措置の検討 【周辺景観の整備】	総堀土塁、総堀水切り土手等、史跡外に残存している重要遺構の調査研究及び史跡指定を視野に入れた保護措置を検討します。保存を前提に発掘調査を実施し、多目的広場として活用している大手門枳形跡は、三の丸のまちづくりに重要な場所であることから、保存、活用等について、都市政策部局、市民等と検討を進めます。
	「本丸庭園」の呼称に関する検討	江戸時代の庭園が本丸内にあるような誤解を招きやすい現在の呼称をよりよいものに改めることを検討します。
	樹木の取扱いに関する基本方針の検討	石垣等の遺構の保存や景観に悪影響を与えている樹木等の取扱いに関する基本方針を定め、適正な樹木管理を図ります。
活用	松本市立博物館移転後のガイド機能の在り方の検討	松本城や城下町に関するガイド機能を持つ松本市立博物館が三の丸に移転することから、移転後も市民・来場者に十分な情報ができるように、史跡松本城及び天守内の展示や松本市立博物館との連携の在り方について検討を行います。
保存を目的とした整備	史跡境界標の設置	文化財保護法上義務付けられている史跡境界標が未設置であることから、早期に設置します。
	破損箇所の計画的修繕	史跡内の小規模な破損箇所の調査を行い、計画的に修繕を実施します。
	堀の堆積物除去及び水質の維持に関する施策	内堀、外堀及び総堀は、堆積物が大量に蓄積し、堀の水深が浅くなっており、堆積物の除去を行い、歴史的な景観と環境の維持向上を図る必要があります。総面積は3万平方メートルを超え、長期かつ多額の経費を要する事業となるため、事前に堆積状況や堆積物の除去後の水量の確保や水質の維持等に関する調査を行い、石垣や堀底等に悪影響を及ぼさず、悪臭等の周辺環境への悪影響を最低限にとどめ、効率的に実施できる工法を検討し実施する必要があります。
	石垣カルテの作成	未着手である石垣の現状記録、破損状況、修理履歴等の詳細調査（石垣カルテの作成）の実施に向けて検討します。
活用を目的とした整備	埋の橋の取扱いに関する検討	現在の埋の橋は、観光用の目的で昭和30年に架けられたものであり、史実とは異なるものであることから、整備計画では埋の橋を撤去し、足駄堀（あしだべい）を復元することとしています。一方で建築後50年以上経過し、松本城の景観の一部として市民や来場者に親しまれている現状を踏まえながら、今後の取扱いについて検討します。
	史跡に関する解説板等の設置	松本城に関する理解促進のため、本丸御殿跡等、史跡の個々の構成要素に関する解説板の設置を、設置対象、仕様、多言語対応等を検討した上で計画的に実施します。来場者の多くは、スマートフォン等の情報端末を所持していることから、解説板から松本城公式ホームページへの誘導や、往時の姿を再現するバーチャル映像の技術の採用についても検討します。
	樹木の適切な維持管理	北外堀・総堀沿いのサクラなど、樹勢の衰えている樹木について、樹木医による診断を行うとともに、必要以上に高木化させない等の適切な維持管理を行います。
	南・西外堀復元に合わせた二の丸の整備 【南隅櫓の復元】	南・西外堀復元事業に合わせて、二の丸側の土坡・土塁等の地下遺構の発掘調査と整備、整備範囲内に位置するトイレ・樹木等の移転・撤去、外堀外周から天守を望む景観の確保の取扱い等について検討します。また、整備計画に復元が位置付けられている南隅櫓跡を含むことから、発掘調査を実施し、位置等の確認を行います。
	松本市立博物館移転後の二の丸の再整備	市立博物館移転後は、整備計画に位置付けられている古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の発掘調査及び整備が可能となることから、実施に向けた検討を行います。 大規模なイベント開催時の一般の来場者の快適な見学環境及び一般市民の憩いの場の確保が課題となっていることから、イベント会場と来場者の動線が重ならないようなゾーニングについても合わせて検討します。 また、公園内の不陸等により、降雨時に水たまりができるなど、快適な環境を提供できていない部分についても、改善を図ります。

表 2 8 中・長期的な展望の下に実現すべき施策

	項目	内容
活用を目的とした整備	本丸の整備 【管理棟の撤去】 【本丸御殿跡の整備】	管理棟（管理事務所）の撤去に関しては、その他既存の建築物の取り扱いを含めて、整備計画の見直しの際に検討します。 本丸御殿跡の整備は、発掘調査とその成果に基づく平面表示、平面表示後の園路のあり方（位置、舗装等）、地下遺構の保護、暗渠排水の再整備等を合わせて総合的に実施する必要があります。
	内堀の整備 【内堀の復元】	旧制松本中学校建設のため埋め立てられた内堀南側・南東側の部分について、発掘調査を行い、その結果に基づいて本来の姿に復元するものです。合わせて、近代以降改変されている内堀西側石垣の復元についても検討する必要があります。
	歴史的建造物の復元 【足駄塀の復元】 【多間櫓・折廻し櫓の復元】 【辰巳隅櫓の復元】 【八千俵蔵の復元と周辺整備】 【東北隅櫓の復元】 【二の丸御殿跡の復元】	本丸・二の丸内にかつてあった歴史的建造物を幕末維新期の姿に復元するものです。発掘調査、文献史料・絵図・古写真等の史料調査による位置・規模・構造等の確認、活用方針の検討を行った上で、条件の整ったものから順次復元整備を行うこととします。 個々の建造物復元に関する条件の整理や課題の把握、優先順位等については、今後の整備計画の見直しの際に行います。
	三の丸の整備 【北馬場総堀の整備】 【御幸橋付近の総堀の整備】	北馬場総堀の整備は、残存土塁の保存・整備と一体的に行うことを基本とし、発掘・測量調査、史料調査を実施し、残存土塁の保護、整備方針について検討します。 御幸橋付近の総堀の整備については、神社地や縄手通りの現状を踏まえた上で、整備内容について検討します。

2 経過観察

(1) 方向性

日常的な維持管理、各種施策の実施状況や効果等について、定期的に経過観察（モニタリング）を行い、事業の進捗状況、課題等の検証を行い、史跡の保存、活用、整備、運営・体制の整備の適切な推進を図るとともに、課題を早期に把握し、その解決を図ります。

(2) 方法

ア 内部検証

文化庁の作成した「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」及び「史跡等整備のてびき」に提示されている自己点検票（表 2 9）を活用し、日常的な維持管理、各種施策、整備事業の進捗状況について内部検証を年 1 回行います。

イ 史跡松本城整備研究会での審議

内部検証結果を含め、史跡松本城整備研究会に各事業の進捗状況、取組みの内容を報告し、文化財保護の観点から、適切なものであるか審議を受けるとともに、今後の進め方、課題がある場合はその解決策等について指導・助言を仰ぎます。

ウ 市及び市教育委員会の実施する行政評価等の活用

松本市では、各課が実施している全ての事務事業について、進捗状況や今後の方向性を検証するための行政評価を実施しています。また、年度ごとに各課の重点目標を定め、年度末にその達成状況等について検証し、議会・市民に公開しています。さらに、主要事業については、市の総合計画、実施計画に計上して実施しており、定期的な事業検証を行うこととなっています。

整備事業を中心として、松本城で実施している各種施策については、こうした市・市教育委員会で実施している取組みを活用し、事業検証および検証結果の公表を行います。

エ 経過観察により把握された課題の解決

経過観察により把握された課題を踏まえ、当初の目的が達成できるよう個別の施策・事業計画や運営の体制等について見直しを行います。また、本計画についても、施策・事業の進捗や新たに把握された課題を踏まえ、必要な場合は見直しを行うこととします。

表 2.9 史跡等・重要文化的景観の自己点検表（「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」より）

史跡等・重要文化的景観の自己点検表

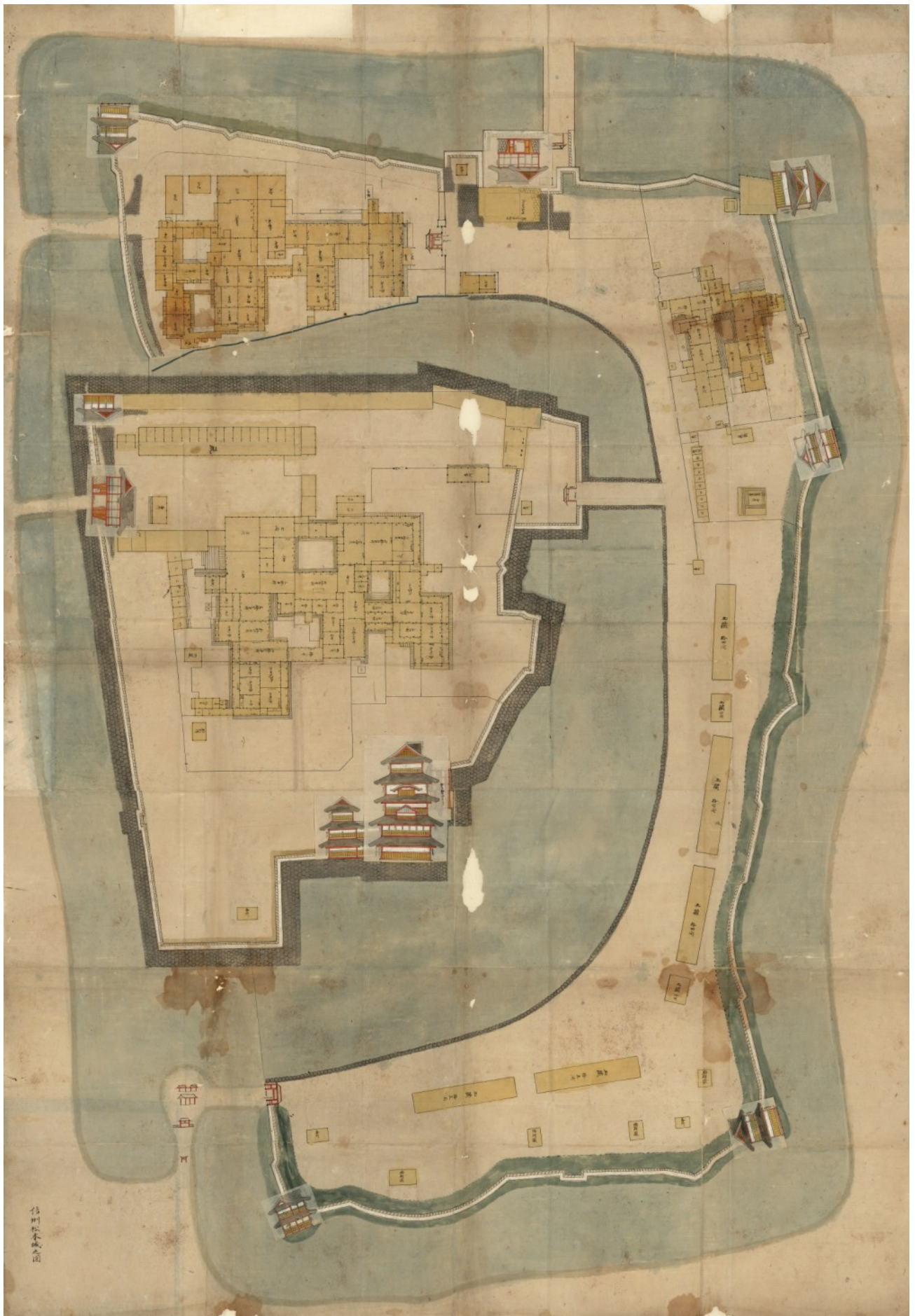
史跡等の名称 管理団体、所有者名	取組状況			
	未取組	計画中である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する こと	1	2	3	
	1	2	3	
	1	2	3	
(2) 計画策 定等に関する こと	1	2	3	
	1	2	3	
	1	2	3	
(3) 保存に 関すること	1	2	3	
	1	2	3	
	1	2	3	
(4) 管理に 関すること	1	2	3	
	1	2	3	
	1	2	3	
(5) 公開、 活用に関する こと	1	2	3	
	1	2	3	
	1	2	3	

	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3
(6) 整備に 関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3
(7) 運営・ 体制・連携に 関すること	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3
(8) 予算に 関すること	ア) 予算確保のための取組はあるか	1	2	3



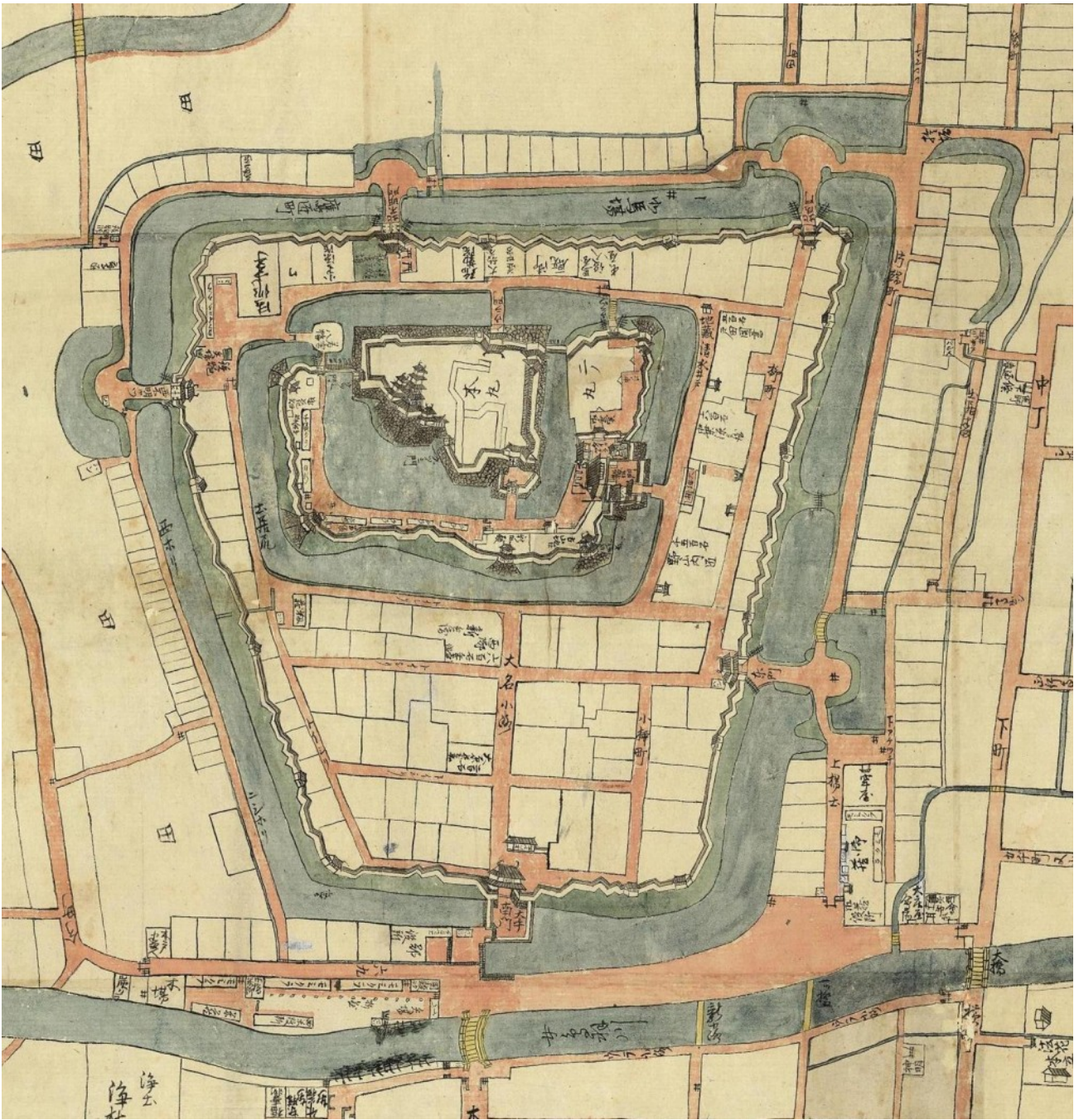
図版 1 元禄期松本城下絵図 (部分)

元禄年間 (1688年から1704年)



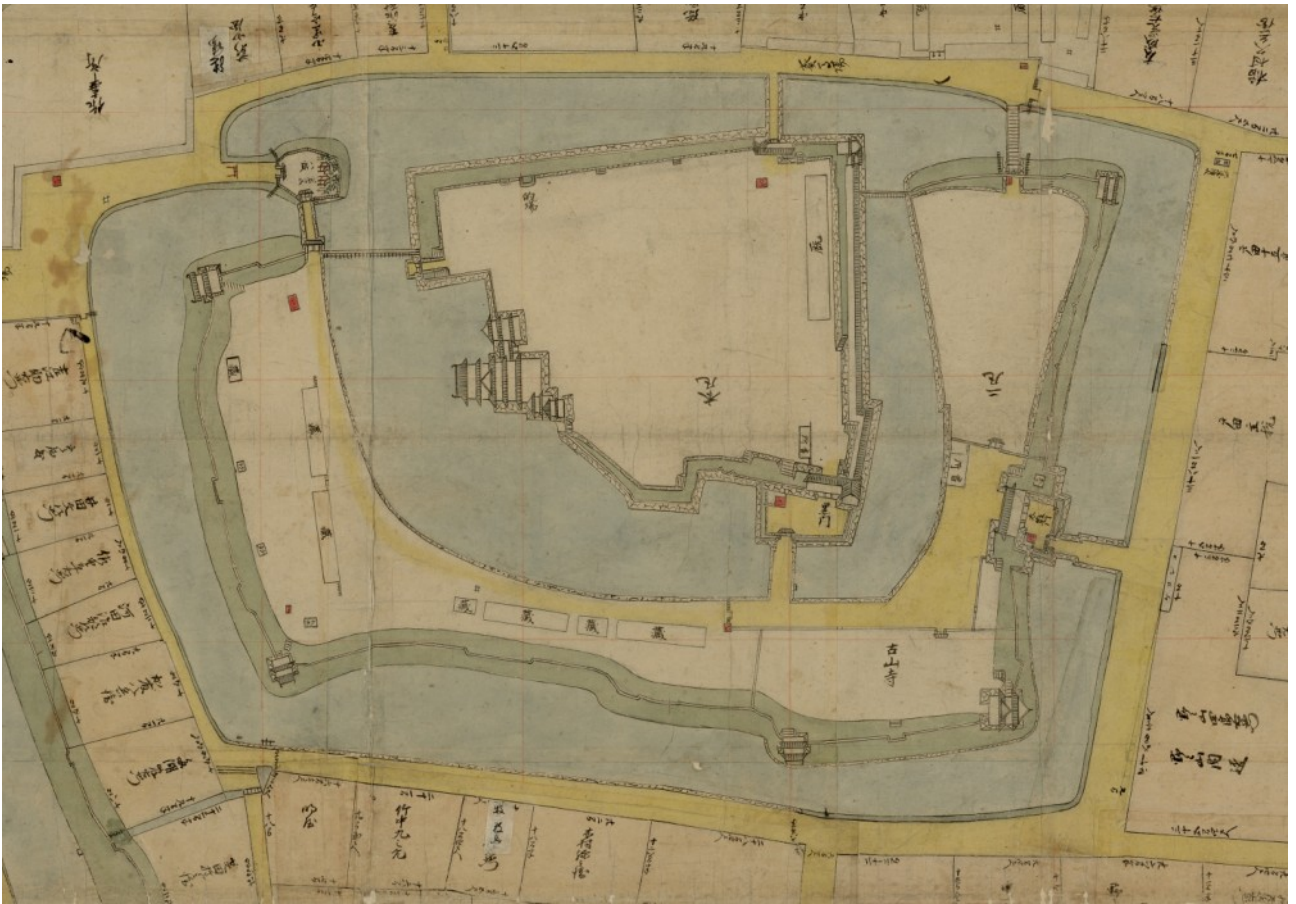
図版2 信州松本城之図

正徳2年(1712年)頃



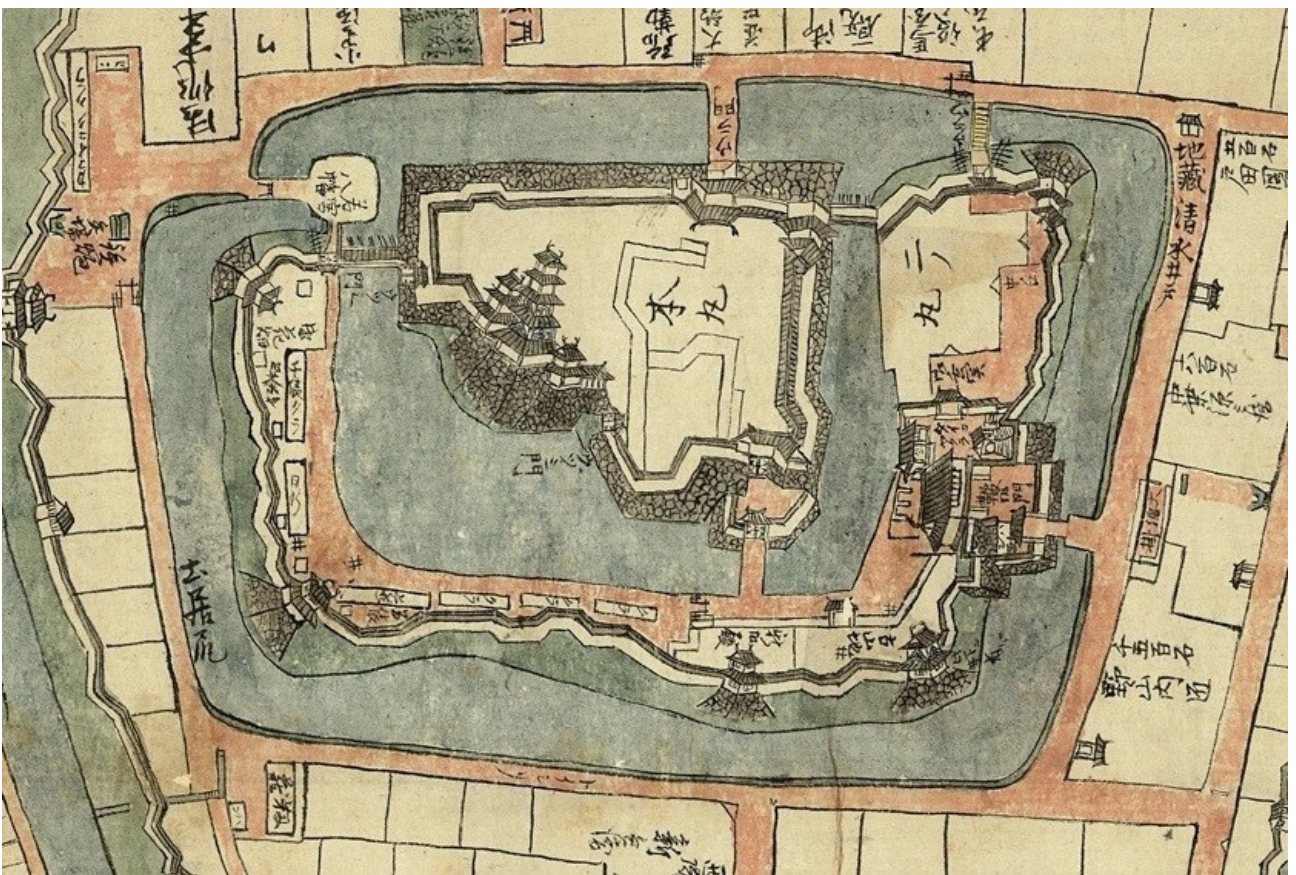
図版3 文化五年から天保六年頃松本城下絵図（部分）

文化5年（1808年）から天保6年（1835年）



図版4 享保十三年秋改 松本城下絵図（部分）

享保13年（1728年）



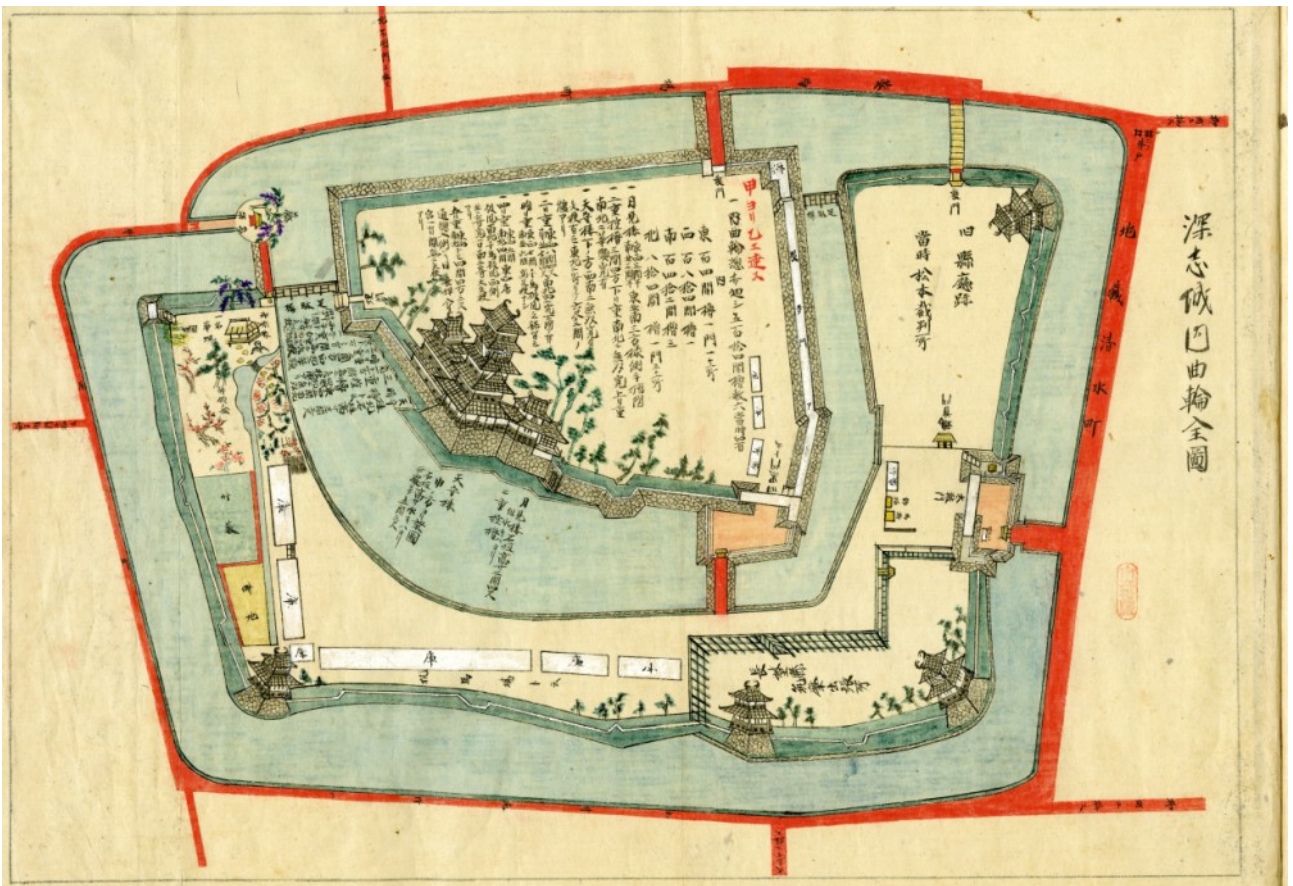
図版5 文化五年から天保六年頃松本城下絵図（部分）

文化5年（1808年）から天保6年（1835年）



図版6 後藤新門画 紙本墨画 松本城旧景図

明治30年(1897年)頃



图版 7 深志城内曲輪全圖 (明治 9 年付信濃国筑摩郡北深志町地誌付図)

明治 9 年 (1876 年)
松本市立図書館所蔵



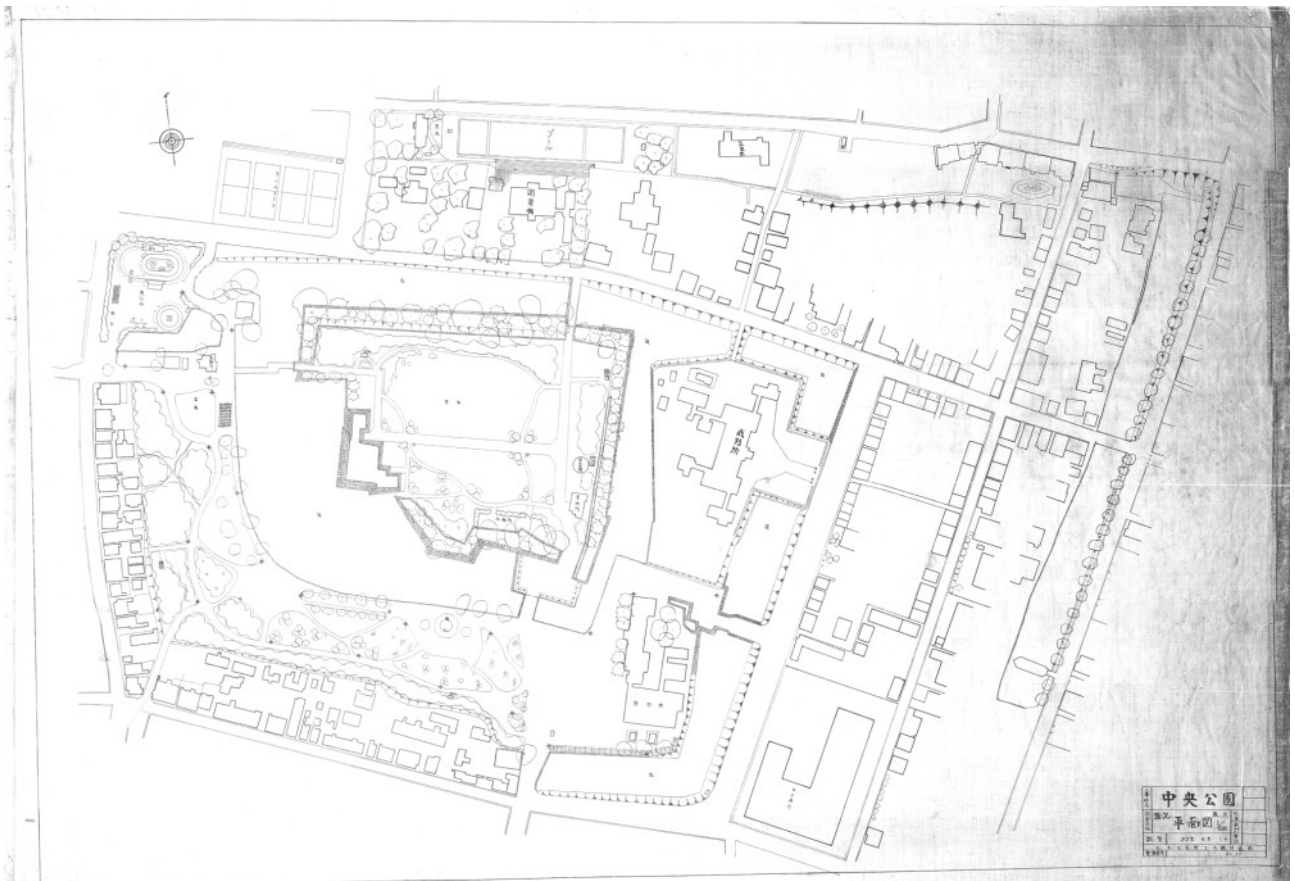
图版 8 松本城趾實測平面圖

昭和 3 年 (1928 年)



図版9 加藤誠平氏による中央公園設計

昭和28年3月



図版10 中央公園現況平面図

昭和32年



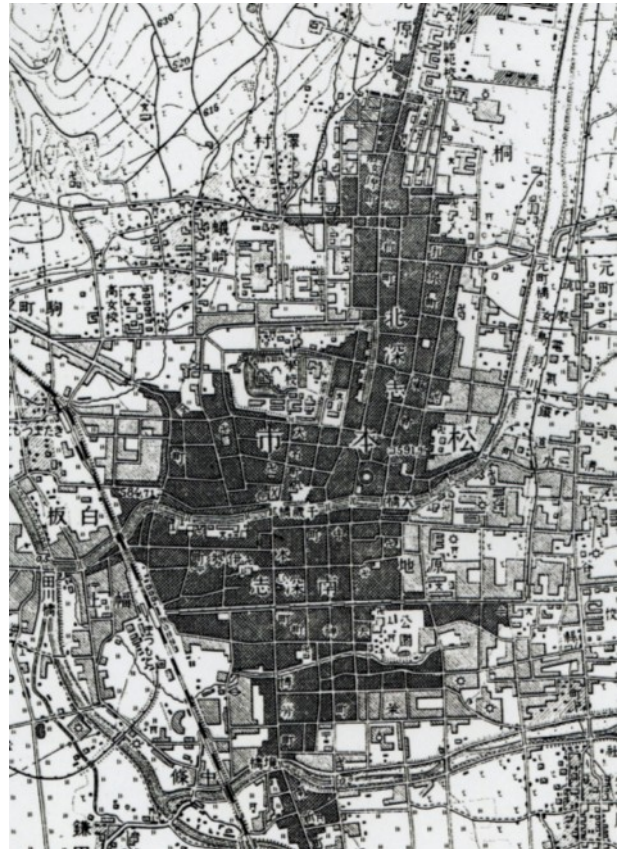
文化五年から天保六年頃松本城下絵図（1808～1835年）



松本町全圖（明治31年）



大正2年2万5000分の1地形図



昭和14年2万5000分の1地形図

図版11 松本城下町と近代松本の中心市街地（縮尺不同）



図版12 農事試験場となっていた本丸（明治30年頃）



図版13 明治の大修理中の天守（明治36年～大正2年）



図版14 グラウンドとなっていた本丸（明治43年）



図版15 埋門北側石垣の崩落（昭和5年）



図版16 本丸東側の足駄塀（時期不詳）



図版17 二の丸御殿跡の裁判所（明治20～30年代か）



図版18 旧制松本中学深瀬橋と南隅櫓（明治18年）



図版19 旧制松本中学深瀬橋（明治22年頃）



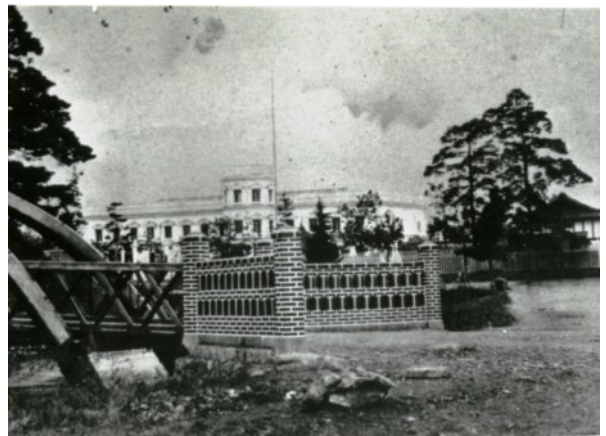
図版20 太鼓門枡形石垣（明治30年頃）



図版21 太鼓門枡形石垣（明治30年以降）



図版22 南外堀東側の石垣と博物館（昭和10年以前）



図版23 南外堀東側（南岸）の土坡（明治21年以前）



近附場馬の葵市本松

図版24 二の丸御殿裏御門橋（時期未詳絵葉書）



図版25 北西外堀・若宮八幡周辺（時期不詳）



図版26 御幸橋と総堀の一部（時期不詳）



図版27 大手門石垣の石を転用した千歳橋（時期不詳）



図版28 天守昭和修理時の黒門付近



図版29 整備中の本丸（昭和31年）



図版30 整備された本丸・二の丸（昭和31年）



図版31 改修中の内堀南・西面石垣（昭和31年）



図版32 植樹前の二の丸、内堀沿いは矢板（昭和31年）



図版33 改修中の内堀南面石垣と植樹（昭和31年）



図版34 改修中の北外堀北面土坡（昭和31年）



図版35 北外堀北面土坡の裾石垣（昭和31年）



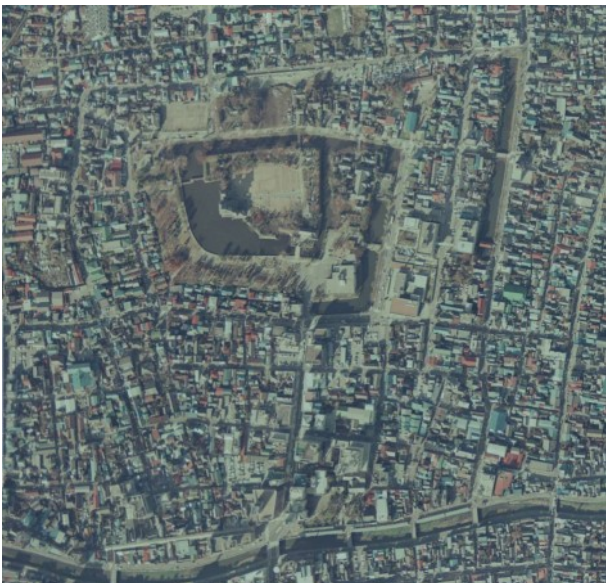
昭和初年



昭和23年



昭和33年



昭和50年



平成22年

図版36 松本城航空写真

関係法令（関係部分抜粋）

1 文化財保護法

（昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号）

最終改正：平成二十六年六月一三日法律第六十九号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百三十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百二十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第五百三十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の

目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第一款 指定

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

第二款 管理

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、き損等）

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第三款 保護

（修理）

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

（管理団体による修理）

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

第四款 公開

(公開)

第四十七条の二 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(提出)

第百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとも認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第百三条 第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるとき

は、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分を政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすること

を命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらかじめ特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補足

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗

文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第七十二条第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第九十六条第一項及び第九十七条の規定を準用する。

第七十五条 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

二 第四十三条又は第二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

(書類等の経由)

第八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき書類その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活

用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

第十三章 罰則

第九十五条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

附 則

(関係法令の廃止)

第二条 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。

国宝保存法(昭和四年法律第十七号)

重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)

史跡名勝天然記念物保存法(大正八年法律第四十四号)

国宝保存法施行令(昭和四年勅令第二百十号)

史跡名勝天然記念物保存法施行令(大正八年勅令第四百九十九号)

(法令廃止に伴う経過規定)

第三条 この法律施行前に行つた国宝保存法第一条の規定による国宝の指定(同法第十一条第一項の規定により解除された場合を除く。)は、第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定とみなし、同法第三条又は第四条の規定による許可は、第四十三条又は第四十四条の規定による許可とみなす。

第五条 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第一条第一項の規定による指定(解除された場合を除く。)は、第九十九条第一項の規定による指定、同法第一条第二項の規定による仮指定(解除された場合を除く。)は、第一百条第一項の規定による仮指定とみなし、同法第三条の規定による許可は、第二十五条第一項の規定による許可とみなす。

2 文化財保護法施行令

(昭和五十年九月九日政令第二百六十七号)

最終改正：平成二十八年三月二五日政令第七十八号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第十五条第一項に規定する管理団体(以下この条において単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以

下この条において「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。)内において行われる場合、同号又に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

(事務の区分)

第七条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。))及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)
最終改正：平成十七年三月二十八日文科科学省令第十一号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令

(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

4 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

（昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号）

最終改正：平成十七年三月二十八日 文部科学省令第十一号

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
 - 七 変更の年月日
 - 八 変更の事由
 - 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損

等」という。）の事実の生じた日時

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知った日

十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第七条 法第一百五条第二項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

5 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号）

最終改正：平成十七年三月二十八日 文部科学省令第十一号

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

6 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号)
最終改正：平成二十七年九月十一日 文部科学省令第三十号

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。)第百十五条第一項(法第二百十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
- 二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定

又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

7 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

(平成12年4月28日 文部大臣裁定)

最終改正：平成27年12月21日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次

の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員との立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
 - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
 - ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③小規模な観測・測定機器

④木道

- (2) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となつてその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
 - (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
 - (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
 - (5) 道路についての「土地の形状の変更」には道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
 - (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- ### 4 令第5条第4項第1号ニ関係
- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
 - (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - (3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
- ### 5 令第5条第4項第1号ホ関係
- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
 - (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
 - (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ### 6 令第5条第4項第1号ヘ関係
- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- ### 7 令第5条第4項第1号ト関係
- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
 - (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
 - (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。
- ### 8 令第5条第4項第1号チ関係

- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

III その他

この裁定は、平成28年4月1日から適用する。

8 史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準

(平成27年3月30日 史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会)

本委員会は、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準について、以下のとおり定める。

1 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は存在しないが、史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁間等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）により原位置において当該建築物その他の工作物を再現する行為を言う。

2 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

(1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって支障となるものではないこと。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡を損傷するものではないこと。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較考量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。

- ① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
- ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
- ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること。

(2) 技術的事項

ア. 次の各項目に照らし、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。

- ① 発掘調査等の学術調査による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
- ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
- ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
- ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失

われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要)

- ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料

イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲しかつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) その他

ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。

イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の所在場所に掲出すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

ウ. なお、史跡等の活用を目的として復元的に整備する建造物の適否については、本基準を参考としつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととする。

9 松本城管理条例

(昭和40年3月12日条例第5号)

最終改正 平成27年12月17日条例第71号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づき、国宝松本城天守及び史跡松本城本丸庭園（以下「松本城」という。）の管理運営について必要な事項を定め、その保存及び活用を図ることを目的とする。

(公開)

第2条 松本城の公開時間及び公開期間は、次のとおりとする。

- (1) 公開時間 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 公開期間 1月4日から12月28日まで

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず松本城の全部又は一部の公開を禁止し、若しくは制限し、又は公開時間若しくは公開期間の変更をすることができる。

3 前項の規定により公開を禁止し、若しくは制限し、又は公開時間若しくは公開期間の変更をしたときは、これを公示する。

(行為の禁止)

第3条 松本城においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 落書等汚損又は損傷すること。
- (2) 広告又はこれに類するはり紙等を表示すること。
- (3) 松本城管理事務所及び指定された場所以外で喫煙等火気を使用すること。
- (4) その他教育委員会が不適当と認めたこと。

(観覧の停止)

第4条 観覧者が前条の規定に違反したときは、教育委員会は観覧を停止し、又は退出を命ずる等必要な措置を講ずるものとする。

(汚損又は損傷に対する弁償)

第5条 松本城の施設物件を汚損又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

(観覧料)

第6条 松本城の観覧料は、次のとおりとする。ただし、市長は、特別の理由があると認めたものについてはこれを減免することができる。

(略)

2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する者(以下「市民」という。)が史跡松本城本丸庭園(以下「本丸庭園」という。)のみを観覧する場合における観覧料は、無料とする。

(入場の制限)

第7条 市長は、前条第2項に規定する場合において、特に必要があると認めるときは、市民が本丸庭園へ入場することを制限することができる。

(防火施設の保守、防火管理)

第10条 防火施設の保守、防火管理については、教育委員会が規則で定める。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、松本城の管理運営について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

10 史跡松本城整備研究会規程

(昭和61年3月27日教育委員会訓令乙第1号)

最終改正 平成14年7月31日教育委員会訓令乙第4号

(設置)

第1条 史跡松本城の整備等に関する事項を調査、研究するため、史跡松本城整備研究会(以下「研究会」という)を設置する。

(任務)

第2条 研究会は、史跡松本城の整備、環境保全等について、調査、研究する。

(組織)

第3条 研究会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 知識経験者

(3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会は会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が務める。

(指導助言者)

第7条 研究会に、必要に応じ指導助言者若干名を置く。

2 指導助言者は、研究会が第2条に基づいて行う調査、研究に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係行政機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、松本市教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月31日教育委員会訓令乙第4号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

11 史跡松本城保存管理計画策定委員会設置要綱

(平成26年12月15日教育委員会告示第19号)

(目的)

第1条 この要綱は、史跡松本城の現状と課題を把握し、将来に向けて良好な状態で後世に引き継いでいくための適切な保存と管理を図る計画(以下「保存管理計画」という。)を策定するため、史跡松本城保存管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 保存管理計画の策定に関すること。

(2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、松本城、史跡その他文化財に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存管理計画が策定される日までの間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年12月15日から施行する。

史跡松本城保存活用計画

発行日 平成28年9月30日

発行者 松本市教育委員会

〒390-0873

長野県松本市丸の内4番1号

印刷 日進堂印刷株式会社
